

526
98



始



橫濱市震災誌

第三冊



横濱市震災誌

第三冊

横濱市役所

大正
15. 11. 20
内交



526-98

横濱市震災誌第三册目次

第三編 各方面の被害と復興

第一章 横濱市役所

第一節 震災と市役所……………前横濱市助役 芝辻正晴述 一

(附) 市の公共物損害高調……………三

第二節 戸籍簿並に寄留簿の再製……………一七

第三節 横濱市の土地臺帳の發見……………二五

第四節 震災以來の救護施設(會計事務)狀況……………二六

第二章 本市所在官衙公署の被害と復舊……………二八

第一節 神奈川縣廳……………二八

第二節 生絲検査所……………三三

第三節 絹業試験所……………三九

第四節 税關……………四四

目次

一



横濱市震災誌

第三册



横濱市公刊

第五節 航路標識管理所	五五
附羅州丸の行動	五五
第六節 横濱稅務署	六五
第七節 神奈川縣立輸出羽二重檢査所	六六
第八節 植物檢査所	六七
一 一般狀況	六七
二 植物檢査に關する狀況	六九
三 震災後の庶務狀況	七一
第九節 神奈川縣港務部	七三
一 一般狀況	七三
二 港務部徵發汽艇表	七四
三 徵發石炭調	七六
四 藥品及外科材料徵發品目	七七
第十節 横濱刑務所	七九
一 被害狀況	七九

二 應急措置	八二
第十一節 横濱地方區裁判所	八七
第十二節 市内郵便電話諸局	九二
一 横濱郵便局	九二
二 長者町郵便局	九九
三 神奈川郵便局	一〇二
四 横濱驛前郵便局	一〇五
五 櫻木町郵便局	一〇六
六 横濱中央電話局	一〇七
本局被害狀況	一〇七
避難の狀況	一〇九
長者町分局の被害	一一〇
料金課分室の慘狀	一一一
假局舎設備と交換業務開始	一一三

震災應急用電話開通及臨時施設

第十三節 東京遞信局海事部横濱出張所 一三五

震災前の設備状況 一二八

震災事情 一二九

第十四節 市内各驛 一二一

一 横濱驛 一二一

二 神奈川驛 一二二

三 櫻木町驛 一二三

四 東横濱驛 一二四

五 横濱港驛 一二七

六 高島驛 一二九

七 東神奈川驛 一三二

第十五節 内務省横濱土木出張所 一三五

イ 本所の運用と應急修理の諸救護 一三八

ロ 一般救護 一三九

ハ 震災救護事務日誌 一三九

第十六節 市内各警察署 一四三

一 加賀町警察署 一四三

二 山手警察署 一四五

三 伊勢佐木警察署 一四六

四 壽警察署 一四八

五 戸部警察署 一五〇

六 神奈川警察署 一五一

七 横濱水上警察署 一五二

第十七節 神奈川縣港務部輸入獸類検査所 一五五

一 震災當日検査所收容中家畜調 一五五

二 收容動物管理飼與 一五五

三 輸入獸類検査に關する應急措置 一五六

四 検査所設備の應急措置 一六一

五 震災當時繋留せる家畜の解放處分 一六一

六 震災時特別勤務

第十八節 神奈川縣測候所

第十九節 震災直後に於ける市内官衙公署の立退場所(本文第十七節となしたるは誤)

第二章 教育

第一節 官立諸學校

横濱高等工業學校

第二節 中等學校

イ 縣立横濱第一中學校

ロ 縣立横濱第二中學校

ハ 縣立横濱第三中學校

ニ 神奈川縣女子師範學校 神奈川縣立高等女學校

ホ 神奈川縣立工業學校

ヘ 縣立商工實習學校

第三節 市立諸學校

第一項 横濱市立商業學校

第二項 各小學校

一 横濱尋常小學校

二 老松尋常小學校

三 南吉田第二尋常小學校

四 日枝第一尋常小學校

五 南太田尋常高等小學校

六 平樂尋常小學校

七 江吾田尋常小學校

八 戸部尋常高等小學校

九 西戸部尋常小學校

一〇 西平沼尋常高等小學校

一一 宮谷尋常小學校

一二 青木尋常小學校

一三 二谷尋常高等小學校

一四 子安尋常小學校

一五	本牧尋常小學校	二二六
一六	北方尋常小學校	二二八
一七	大岡尋常小學校	二二九
一八	本町尋常高等小學校	二三一
一九	吉田尋常高等小學校	二三四
二〇	壽尋常高等小學校	二三八
二一	石川尋常高等小學校	二三九
二二	元街尋常高等小學校	二四〇
二三	立野尋常高等小學校	二四二
二四	大鳥尋常高等小學校	二四三
二五	根岸尋常高等小學校	二四五
二六	磯子尋常高等小學校	二四六
二七	南吉田第一尋常高等小學校	二四九
二八	南吉田第三尋常高等小學校	二五二
二九	日枝第二尋常高等小學校	二五四

三〇	太田尋常高等小學校	二四九
三一	一本松尋常高等小學校	二五一
三二	稻荷臺尋常高等小學校	二五三
三三	西前尋常高等小學校	二五四
三四	岡野尋常高等小學校	二五五
三五	神奈川尋常高等小學校	二五八
三六	浦島尋常高等小學校	二六一
(附) 公立小學校被害一覽		
三六	私立學校	二六六
三七	橫濱市圖書館	二六七
第四章 社會救濟事業團體		
一	橫濱孤兒院	二七四
二	董女學校	二七四
三	私立尋常惠華學院	二七五
四	平沼小學校	二七五

- 五 私立尋常隣徳小學校……………二七五
- 六 警醒學校附屬兒童教育所……………二七六
- 七 浦島保育園……………二七七
- 八 明德學園……………二七七
- 九 橫濱保育園……………二七八
- 一〇 相澤託兒園……………二七八
- 二 神奈川縣佛教少年保護會……………二七九
- 三 婦人矯風會橫濱支部……………二七九
- 三 橫濱家庭學園……………二八〇
- 四 橫濱訓盲院……………二八〇
- 五 橫濱盲人學校……………二八一
- 六 神奈川縣佛教慈德會……………二八一
- 七 修道保護會……………二八二
- 八 根岸力行舍……………二八二
- 九 橫濱基督教青年會……………二八二

- 三〇 橫濱基督教女子青年會……………二八三
- 二 壽保育園……………二八四
- 三 愛國婦人會神奈川支部兒童健康相談所……………二八四
- 三 橫濱社會館……………二八四
- 四 神奈川縣動物愛護會……………二八五
- 五 橫濱佛教講話會……………二八五

第五章 神社佛閣……………(本文中第六章とあるは誤)……………二八六

- 第一節 神社……………二八七
- 第二節 寺院……………三二七

第六章 商工業……………三四〇

- 第一節 本港貿易……………三四〇
- 第一項 生絲……………三四二
 - 一 生絲の被害……………三四二
 - 二 生絲燒失と其影響……………三四九
 - 三 生絲貿易の復舊諸對策運動と其成果……………三五二

四 生絲貿易と金融……………三六七

第二項 絹織物……………三七〇

一 輸出絹織物の被害……………三七〇

二 絹業の被害と復舊……………三七三

第三項 その他の諸貿易業……………三八六

参考……………三八七

一 貿易業者震火災損害高……………三八七

二 震災前後横濱神戸港貿易比較……………三八八

三 輸 出 表……………三八九

第二節 工 業……………三九一

第一項 市内工場の被害……………三九一

第二項 被害工場會社と復舊……………三九一

一 合資會社伊丹商會……………三九九

二 伊東組製材所……………四〇〇

三 日本ベニア製材株式會社……………四〇一

四 日本加工織布株式會社横濱工場……………四〇二

五 日本カーボン株式會社……………四〇二

六 日本光機工業株式會社……………四〇二

七 日本製菓株式會社……………四〇三

八 日本キッド株式會社……………四〇三

九 日清製粉株式會社横濱工場……………四〇三

一〇 東京搾油株式會社横濱工場……………四〇五

二 東海鉛管株式會社……………四〇五

三 東洋電機株式會社横濱工場……………四〇五

三 合名會社大川印刷所……………四〇五

四 横濱紡績株式會社……………四〇五

一五 横濱製綱株式會社……………四〇五

一六 横濱亞鉛鍍金株式會社……………四〇五

一七 横濱工作所……………四〇六

一八 横濱護謨製造株式會社……………四〇六

一九	横濱船渠株式會社	四〇六
二〇	横濱魚油株式會社	四〇七
二一	多勢薄荷工場	四〇七
二二	大日本人造肥料株式會社横濱工場	四〇七
二三	中山亞鉛鍍金合名會社	四〇八
二四	浦賀船渠株式會社横濱工場	四〇八
二五	倉田組織工所	四〇九
二六	葛谷製紐合名會社	四〇九
二七	株式會社彌富商會	四一〇
二八	眞葛合名會社	四一〇
二九	京濱製紙株式會社	四一〇
三〇	古川電氣工業株式會社横濱電線製造所	四一一
三一	藤井製油所	四一一
三二	風月堂	四一一
三三	秋山染色工場	四一二

三四	榊原製綿紡績工場	四一二
三五	合名會社龜樂商店	四一三
三六	麒麟麥酒株式會社横濱工場	四一三
三七	ジャパン冷蔵製氷株式會社	四一三
三八	株式會社成和商會帽子リボン工場	四一三
	工業別震災被害一覽	四一四
	輸出入國別價額	四二〇

第三節 商 業

一	概 況	四二五
	震災に依る本市商業店舗の被害表	四二六
二	横濱商業會議所	四三〇
三	横濱取引所	四三五

第七章 金 融

參考 情報に依つて知られたる金融狀況

第八章 港 灣 及 水 路

目 次

	融	四三六
		四三九
		四四三

第一節 横濱港

一六

一 繫船岸壁	四四三
二 大 棧 橋	四四五
三 防 波 堤	四四六
四 護岸物揚場及舢船溜	四四六
五 建築物其他	四四七
六 港内水深の變化竝に沈没船	四四八
第二節 横濱港震害復舊工事計畫概要	四四八
一 緒 言	四四八
二 復舊工事の豫算	四四九
三 復舊工事施行の一般計畫	四五〇
四 復舊工事施行の順序及竣功豫定期日	四五四
第三節 横濱港復舊工事施行概要	四五七
一 總 說	四五七
二 防 波 堤	四五九

三 岸壁 護岸	四六〇
四 橋 梁	四六五
五 掃 海	四六六
六 棧 橋	四六八
七 復舊工事によりて得たる復舊以上の利益	四六九
八 終 結	四七〇
第四節 水路整理 <small>道路、橋梁、水路、附河川掃除、流水整理等港務部主管水路の整理に就いて</small>	四七一

第九章 市 營 事 業(本文中第十章とあるは誤)

第一節 水 道	四七六
第二節 瓦 斯	四八一
瓦斯復興計畫概要	四八六
第三節 電 氣	四八九
一 一般被害	四八九
二 軌道の被害	四九〇
三 電線路の被害	四九二

目

次

一七

四 電車線路の被害 四九二

五 車輛の被害 四九四

六 變電所の被害 四九四

七 建物の被害 四九五

八 吏員及其の他の被害 四九六

九 貯藏物品の被害 四九八

一〇 應急施設 四九八

二 市内電車運轉に關する當局よりの報告 五〇二

第四節 病院及救護所 五〇六

第一項 十全醫院 五〇六

一 災害狀況 五〇七

二 應急救護施設 五〇九

第二項 萬治病院 五一二

一 被害と應急救護 五一二

二 入院患者收容の狀態及増加の狀況 五一四

第三項 橫濱療養院橫濱消毒所及隔離所 五一五

一 橫濱療養院 五一五

二 橫濱消毒所及隔離所 五一八

第四項 本市救護所 五一九

一 被害と應急救護 五一九

二 復舊狀況 五二一

第五節 公營事業被害と復舊施設概況 五二二

第一項 公設市場 五二二

第二項 日用品パザー 五三二

第三項 精米所 五三三

第四項 住宅組合 五三四

第五項 簡易食堂 五三五

第六項 公設浴場 五三七

第七項 市營住宅 五三八

第八項 市立託兒所 五四一

第九項 市立兒童相談所 五四二

第十章 運輸交通 五四三

第一節 概況 五四三

第二節 道路 五四六

第三節 橋梁 五五二

第四節 鐵道 五五七

第一項 被害概況 五五七

第二項 その復舊經過 五六三

第三項 開通に關する震災當時の諸報 五六七

第四項 當局の應急施設と諸活動 五七三

參考一 五八〇

イ 運輸機關の破壊に伴ふ諸問題 五八〇

ロ 東海道線で取扱はぬ大小貨物の迂回振り運賃率は同じだが距離の差雜が商品の負擔を増す 五八二

參考二 震災直後片々録 五八三

イ 避難民及旅客の輸送 五八三

ロ 震災地域内入込者の制限 五八四

ハ 不通區間に於ける徒歩及渡船連絡の狀況 五八四

ニ 徒歩連絡の區間と開廢月日 五八五

ホ 手荷物 五八六

ヘ 震災地行貨物の輸送 五八七

ト 生絲輸送に對する臨機の處置 五八七

チ 無貨輸送 五八八

第五節 通信機關 五九一

第六節 電燈 五九四

第七節 京濱電氣鐵道 六〇〇

第十一章 橫濱在留外人の被害 六〇一

第一節 概況 六〇一

橫濱在留外人調 六〇五

外國官公署 六〇七

各國官公衙の被害	六〇七
横濱領事團員の安否と其後の移動	六〇九
第二節 外人避難と地方都市の救護情報	六一六
第三節 罹災外人に對する外國救援機關	六二八
第四節 外人復歸の狀況	六二九
復歸せし横濱在留外人國別戸口表	六三〇
在留外人官公衙の復舊	六三二
參考	六三四
一 各國假領事館の狀況	六三四
二 佛國領事館	六三四
三 社交竝運動	六三六
四 外人教育機關	六三七
五 教會	六三八
六 ホテル	六四〇
七 外人ホテルの現状と市復興會の提案	六四二

八 市復興會貿易部の提議	六四二
九 金融機關の復舊狀況	六四三
一〇 復興途上の外人	六四四
二 山下町の商館	六四五
第十二章 花柳界及料理飲食店宿屋其他興行物の狀況	六四八

横濱市震災誌第三册目次終

横濱市震災誌 第三册

横濱市役所編

第三編 各方面の被害と復興

第一章 横濱市役所

第一節 震災と市役所

前横濱市助役 芝辻正晴述



市廳舎の焼けるまで—御眞影奉遷の顛末—公園内の市役所假事務所—東京市へ救援隊派遣の凝議
及其経路—假事務所の移轉—諸係の組織

それは僕の人生に於ける悲愴な追憶の一つであり、人類の記録に最も悲慘に畫かる可き出来事の一つであらう。彼の日に僕は自分の助役室で、松本社會課長と何かのこゝとに就いて話をしてゐた。もう晝飯を注文して、直きに來るだらうと思つて居た所へ、

震災と市役所

彼の地震である僕は元來餘り地震には狼狽しない方であつたから、些程にも思はず。社會課長は兩手で卓子を掴まへて體を支へながら、『オヤ……地震ぢやないか』と話し合つた。その瞬間である、彼の第二震の大揺れの來たのは……。僕は椅子に掛けた儘、椅子諸共床の上へ轉がし出されたのであつた。床は波のやうに揺れる。天井から下つてゐる大きな電燈が振り廻すやうに揺れて、頭を打ちさうである。『こんなものに當つて怪我をしても詰らない』と思つたので、机の下へ頭を入れて、大揺れの去るのを待つた。先づ大揺れが去つたので、漸く立上つて見た。器具その他のものは皆投出されて、散亂してゐるが、壁には毛程の傷もないので、『これなら大丈夫であらう』と、先づ廳舎の模様を調べることにし、内記課から市長室へ、そして廊下を一巡したが、何處にも破損箇所はないので、更らに戸外を見ることにした。戸外を見て驚愕したのは、其の被害が想像を許さぬ激甚さで、一水道は破裂して吹上げて、道路を泥海にしてゐる。電車の軌道は飴のやうに捻切れてゐる。一種異様に濁つた空氣が、異様に渦を巻いてゐる。これ等が總て頻々たる餘震に波のやうに揺れてゐる中を、一避難者の叫びが右往左往する。公園の一隅にあつた衛生課の建物が押潰されてゐるのを指さし乍ら、山田内記課長が『下敷になつた者を助けに行け』と命令してゐる。斯うした慘憺たる攪亂の

巷は、何に依つて言現はす可きかを知らないのである。僕は更に廳内に引返し、善後の相談をすることになつたが、要するに大袈裟な罹災救助を行はねばならないと思つたので、田村君を呼んで、『縣廳へ行つて安藤地方課長に罹災救助の打合せをして來て呉れ給へ』と頼んだ。田村君は直に出かけて行つた。此の頃から重傷―輕傷の避難者が、續々と市役所へ押掛けて來た。市の吏員でも皆屋外に避難して、建物の中には十四五人残つてゐた。その人々で負傷せる避難者の手當に當り、カーテンを裂いて縋帶としたり、それを敷いてベッドの代りにし、ウイスキー、葡萄酒、水等を以て藥の代りに與へると共に、市役所の表玄関へ『臨時救護所』の貼紙をした。此の頃に田村君が縣廳から歸つて來たが、『縣廳の前で安藤地方課長に會つて話したが、方法は無いと言つてゐた』といふ復命である。それも已むを得ない事であるが、救護所の貼紙を見て、廳内に避難するもの、數百名の多きに達し、その救護は如何にしてもやり切れない有様であつた。その時は丁度一震後一時間も経てゐた頃であらうと思ふ。斯うした不完全な救護に全力を注いでゐたのは、要するに『この建物は大丈夫だ』と思つてゐたからであつた。所が直ぐ後ろから火事が起つたといふので、更に廊下を一巡した。庶務課、商工課などの窓からもう火が入りかゝつてゐるので、直ぐ備付けの消火器で消し止め、市吏

員たちが主として公園に避難してゐたので、助役室の窓から大聲に怒鳴つて、皆を呼入れて、窓といふ窓は皆閉塞し、風の入らぬ様にして、『もう市役所は焼けない』と思つた。それで更に縣廳と打合せを行はうとしたが、打合せた所で如何とも方法の執る可きはないのみならず、後ろからは盛に焰を浴びて居るので、萬一の防火に努めることにして、縣へ行くのは中止した。

市役所は焼けないと云ふ確信は、最後まで持つてゐた程であつたから、防火の仕事を一段落着けてから、更に萬一の場合を想像し、市長室から御眞影を下ろし、イザといふ場合には直に背負ふばかりに準備すると共に、内記課長は公印全部を腰に吊して、愈々といふ際の用意をした。その頃には何遍となく窓を開いて見たが、外は殆んど焼け落ちて、煙ばかりであつた爲め、役所は助かつたといふ確信は強められた。で、『今晚は籠城して徹夜だ』と皆に言ひ渡し、守衛の藤井に蠟燭を探させた。藤井が丁度百挺ばかりも探して來たので、愈々籠城の準備を爲し、市長室で青木助役と共に如何に善後の處置を爲す可きかを協議した。しかしそれは『暫く形勢を見るの外あるまい』と言ふことに決した。

その頃誰言ふとなく、『三階の市會議場に火が入つてゐる』と言ふので、三階へ上つ

て見ると、議長席の後の窓から對岸の焰が吹き込んで、窓枠を焼いてゐる。消さなければ大變である。藤井が消火器を持つて來て振り掛ける。僕と田村君とはカーテンを千切り取つたり、机を隅へ持つて行つたりして、火の付き易いものは全部片付け、漸く火が消え掛けた時に、消火器の水が終つて仕舞つた。藤井が『消火器が未だ一つある筈だ』と言ふのに力を得て、窓が閉つてゐる爲め、闇の様な廊下や室を、燐寸を灯し乍ら探して見たが、消火器は無い。仕方がないので、更に三階へ行つて、『燃ゆる窓枠だけ燃して仕舞はう』と、燃えるのを看視して、後に鐵扉を閉し、漸く此の防火を終つて、青木君と二人で『愈々大丈夫だ』と話し合つたが、尙ほ萬一を慮つて、御眞影だけ避難させることにした。使丁二人に米を一升持たせて、御眞影を背負はせ、内記の大塚を之に附添はせて、公園の池の附近を選んで避難させた。書類の事も考へたのであつたが、此前の火事の際、市役所の對岸が皆焼けたに拘はらず、市役所は燃えなかつたといふので、今後も焼けない自信はあり、旁別に書類の整理と言つてはさせなかつた。

午後四時頃の事だ。避難して來た負傷者の看護をしたり、青木君と今後の處置について話し合つてゐると、『市役所の三階へ火が入つた』といふ。それは誰言ふとなく言はれ、囁き合はれ、誰からともなく吾々の耳へ入つて來たのであつた。それで青木君

と二人で、三階へ上つて見ると、三階はもう煙で充滿してゐる。窓だけは前に話した程完全に消火したのであるから、大丈夫だと思つたのであつたが、煙は對岸から吹付けて、空氣抜きの塔から燃えて、三階の天井裏を這ひ、廳で天井に燃え移つたものらしく、天井は焰々として、最後と頼んだ市役所の建物も、遂に絶望を思はせるに至つた。

愈、廳舎が駄目と觀念した時には、『臨時救護所』である市役所の數百の避難民を、如何にす可きかの問題に逢着した時である。青木君は直に避難者に對して、『火が三階から燃えて來る。市役所は助からない。皆市役所を出なければいけない』と告げたが、誰も外に出やうとする者が無い。外は只焰の渦を卷いてゐる事と、誰でも思つてゐたのであらう。で僕は青木君と二人で二階から下りて見やうとした。所が階段から降りられない。下は濛々たる煙に閉されてゐるからである。駄目だ。玄關からも出られはしない。窓から降りる外に途はない。『繩を出せ。繩で窓から出やう。』誰かが繩を出して窓から下した。しかし降りやうとしても繩が熱くなつてゐて持てない程で、到底降りる譯には行かない。焰に圍まれて遁がれる途なく、最う絶對絶命であると思つた。窓からは到底降りられない。玄關を突破するより外に途はないといふことに一決した。皆最う死ぬ積りで、『手を取り合つて行け』と、僕は田村君と二人で轉ぶ

やうにして煙の中を突破して、大玄關まで出た。外部の様子は何うであらうと思ふので、大扉を少し開けて見た。するとその間から冷たい空氣が流れ込んで來た。『外は大丈夫だ』と、其處で避難者の數百名に此のことを告げ、裏門も開いて全部が市廳舎を見限つたのであつた。そして河岸に出て見ると、川の中程に焼けない機械船が一艘ある。『乗せて呉れ』といふと、『乗せない』と返す。『今まで市役所に居つたものだが、火が入つたのだ。是非乗せて呉れ』と、押問答をしたが、結局『駄目だ』といふ。其處に時事新報の大島君がゐて、『乗れ〜』といふので、漸く乗る事が出來て、田村課長も一所に船に乗つた。男は全部で河の水を汲んでは船に掛けて、燃えないやうにし、船の中にある婦人たちにも水を浴びせて、焼死しないやうに努力した。青木君達は他の船へ乗つたが、吾々は船の中で市役所の燃え落ちるのを見てゐた。幾つもの天井が焼けて落ちる音を聽いてゐた。廳で市役所の焼け落ちたのを見届けて、船から上つて、御眞影のある筈の横濱公園へ行つたのは、午後の五時か六時であつたらうと思ふが、時間の觀念などは少しもなかつたので、大抵その頃であつたらうと感せられる丈けである。

公園の池の邊へ移した。御眞影は、山下町の焼ける焰に追はれて、ベースボールグラウンドのスタンドの所へ移されてゐた。此處には當時の稅務課長相良君なども居て、

此處が臨時市役所となつた形であつた。一先づ落着いたけれ共、斯の如き状態で如何にして市民を救済し、如何にして善後の策を樹つ可きか、殆んど見當も附かないので、青木助役と相談した結果、

一 概況を内務省に報告すると共に、東京市の援助を乞ふこと。

二 水道は全部破壊されてゐるので、川崎か鶴見から水を供給して貰ふやうに取計らうこと。

三 電氣局から提燈を取寄せて、夜間の準備をすること。

等を決定した。勿論東京市が彼の様な大きな被害を受けてゐるとは想像しなかつたし、又電氣局は焼失を脱れたといふことを聞いたからでもあつた。で此の任務を果たさす可く、東京へ依田・長谷川の二人三人の豫定であつたが一名はを向はせるため、青木助役と二人で金を出し合つて、四十圓を二人に渡し、

「先づ東京市役所へ行つて援助を乞ふのが第一である。内務省の報告はその次ぎにするが好い。そして川崎か鶴見には水の供給を依頼せねばならない。水のことば東京へ行き、道に此れを相談して、その返事は誰か横濱へ来るものに托するやうにして呉れ。」

と命じた。二人が出發すると共に、一方では電氣局から持つて來た提燈をスタンドに掲げて、『市役所假事務所』と書いた貼紙をしたが、その貼紙は新聞紙であつた。眞夜中の十二時頃、青木君が『自宅の様子に氣になるから、一寸歸つて見やう。しかし直ぐ出掛けて來る』と歸つて行つた。斯くて彼の大地震の日には終り、混亂極まりなき裡に二日の早朝を出迎へたのであつた。

青木助役は又二日の朝早く公園へ出掛けて來た。暫すると東京へ出した使からの傳言であるといつて、川崎から『水の供給』についての報告を齎して來たが、それは『六郷川があるのだから、水は何程でも送ることが出来るから、水舟を持つて來て貰ひたい』といふのだ。これは何にもならない譯で、此の混亂と總ての破壊された今、横濱市で一艘の水舟だつて手に入る筈は無いのであるから、残念であるが、此の方法は斷念するより外に途は無かつた。

善後策に就いて青木君と相談して、先づ情報局のやうな仕事を始めることにした。漸くにして貧しい紙や墨を備へて、各地からの情報を掲出したり、迷子―尋ね人を貼り出してやつたり、一方には水・氷・米等を手に入れて、そこに蝟集してゐる病傷者の手當をすると共に、被害の尠なかつた萬治病院から醫者を呼んで、手當を加へることにした。

醫者の來たのが午後三時頃で、傷病者は一晝夜を過ぎて、漸く醫師の治療を受けたのであるが、それは治療と稱することは出来ない程に不完全なものであり、又單に公園に居たものといふ一少部分に限られてゐた。

警察部長の所在は未だ分らない。知事も部長も何うしてゐるか判然しない。他地方からの情報は、一つも入らない。如何に善後の所置を爲す可きか、全然見當さへつかない有様で、縣廳の中心が判らない爲めに、一日夜から公園に集つて來た多くの警察官は、皆御眞影を中心に屯して、宛然たる警察部の觀を呈すると共に、此處が横濱の假政府であるの實情を現出した。二日も此の状態で、警察官諸君は公園を中心とした情報に依つて、總ての行動を執つてゐたのであつた。

二日の夕方から雨が降つて來た。取敢ず御眞影を市役所前に焼残つてゐた電車内に奉安することゝし、此の假奉安所を巡查二名に警護させ、小使は御眞影を背負つたまゝ、電車内で眠つたのであつた。その頃漸くにして公園へは『市役所事務所』と書かれた木札が立てられた。縣廳が櫻木町に焼残つてゐる海外渡航検査所を事務所にしたといふことを聞いたのは、二日の夜で、それと同時に検査所に隣してゐる市の中央職業紹介所が焼けてゐないと聞いた。それで三日の朝、公園の事務所を紹介所へ移

した。午前十時頃には、平塚で遭難したといふ噂の渡邊市長がやつて來て、此邊に多少の秩序が回復して來たのであつた。

主だつたものが集つて種々協議したが、從來の局課制では全然此の變時の應急事務を執ることは不可能なので、新しい局課組織を試みやうとしたが、それも駄目で、結局僕が當時の記録にも残つてゐる通り、徴發係とか、車馬係り又は給與係りといふ、小さな組織を無數に作つて、各係長を置き、事務は係長の專擅で、すんたゝ進めるやうにしたのであつた。

× × × × × × × × × ×

此れは公園にゐた頃の一つの搜話であるが、僕や青木君は縣との聯絡もなし、一方市會議員は何うしてゐるかも判然しない。成る可く速に市會議員諸君に集まつて貰つて相談したいので、各方面から公園の市役所事務所へ往來する人々に依頼して、『市會の召集』を傳言すると共に、各方面に『市會召集』の貼紙を行つたのであつたが、あの混亂裡に在つては、誰が何うしてゐるかさへ判らなかつたのであつた。斯うした中に在つて、眞先に而かも一日の夜、公園へ姿を見せたのは大久保宇之助君だつた。僕に握飯を二つと味噌を呉れて、『喰へ』といふ。『皆が喰はずに居るのだ。僕ばかり貰へな

へ。「そんな事はない。今倒れられると困る。市民の爲めに困る。是非喰へ。」いや貰い「ない」。「何うしても喰へ」と。随分永い押問答の末、とう／＼貰つた一つを傍にゐた人に與へて、一つを人に隠れて喰つたが、その味は何と言つて良いか、恥かしくて堪らない氣がした。しかし此れで随分元氣が出た。僕はその時本牧小港に住んでゐたが、家へ歸つたのは六日の夕方、それまでは市役所にゐた。只後になつて考へて見ると、非常に緊張し切つた責任感を持つてゐたことで、要するに市長が留守であつた爲め、吾々が倒れれば市の中心もなくなるであらうと考へたからに違ないと思つてゐる。

x x x x x x x x

水道は初め野毛山貯水池が助かつてゐて、市民の急場だけは救ふことが出来やうと思つてゐたのである。が矢張り破壊されて、何の役にも立たないことが判明したが、能見大野兩技師が、二日に全線を視察した結果、西ヶ谷までは大丈夫であるといふので、急に久保町の材料置場を中心にして、古材料等を集めて、バラックを建築し、職工家族等をこれに收容して、あのやうに急速に給水の準備が運ばれたのであつた。

又瓦斯は現在復興課長の渡邊技師が囑托で、地震の時に瓦斯局にゐたのであつた。あの日の二時半頃、附近は最う一面の焰で、タール、石炭等が燃え出し、その儘に放置した

らば、瓦斯タンクに火が移つて、その爆發から更らに何んな慘事を惹起するかも知れないと、全員を召集して、マンホールを開いて、瓦斯を出して仕舞へと命令したが、皆近づいては附近の火の爲めに戻つて来る。最う少しの時間をも許さないので、技師は決死隊を組織して、燃える石炭の上に立つて、タンクの横のポールトを切つて、漸く放出させた。花咲町のタンクは、壓力を見る職工が居て、逸早くマンホールを切り、本牧のタンクは、地震のため自然噴出をした。斯うして何れも事前に防止するを得て、東京にあつたやうな慘事を引起さなかつたことは幸ひであつた。

x x x x x x x x

これ等は只概略の記憶を辿つたに過ぎない。若し總ての細末な物語りまでするならば、何頁を費しても現はし盡し得ない程もあらう。三日以後のことは記録にも残つてゐると思はれるから、此處には語らない積りである。

市の公共物損害高調

市	(名)	稱	(築)	造	費	(復舊費見込額)	(摘)	要
市	廳	舍		四五五、〇〇〇	四	一、六五〇、〇〇〇	全燒	

市の公共物損害高調

公設市場建物
 住宅
 託兒所建物
 質生課事務所
 衛生課事務所
 萬治病院建物
 療養院建物
 消毒所建物
 救護所建物
 墓地火葬場
 汚物取扱所及器具置場
 共同便所
 假隔離所建物
 糞尿貯藏所
 牛舎

十全醫院建物(各病室共)
 (計)

市の公共物損害高調

二四三、二二四	二二九、一〇八	全燒五、一部破損二
九五〇、七九六	五三七、一〇〇	全燒一棟、半潰九一戸、全潰二四五戸、小破二七三戸
三〇、七九二	二三、七八〇	全燒一、全潰一
七、六九五	五〇〇	小破一
一二、〇〇〇	一五、〇〇〇	全燒
四三五、〇二五	三〇〇、〇〇〇	半潰
一三一、七七〇	一六二、六八〇	全潰
二九、九五一	一五、〇〇〇	同
三三、五〇〇	四三、三九五	半潰
四三、〇〇〇	四一、〇〇〇	全潰
一三、四五〇	三一、五六〇	全燒
四、〇〇〇	一五、二八八	全燒四五、全潰四
九、一六七	二一、五〇〇	全燒
九、〇〇〇	六、〇〇〇	全潰
六、四〇〇	一一、一六二	全燒
六、八八七、三七〇	三一、二〇二、四三四	
四六二、〇七四	七七、一七〇〇	全燒
四六二、〇七四	七七、一七〇〇	全燒
四六二、〇七四	七七、一七〇〇	全燒

開港記念横濱會館
 野毛山鐘樓堂
 土木工作場
 自動車庫
 道梁路
 橋水梁
 下河川岸
 河川並護
 横濱公園
 掃部山公園
 港橋公園園
 各小學校舎
 商業學校舎
 圖書館
 建築課事務所
 社會課事務所
 職業紹介所建物

五六、〇〇〇	八五、〇〇〇	全燒
四八〇、〇〇〇	一、五〇〇、〇〇〇	同
四〇〇、〇〇〇	四、〇〇〇	同
一一、〇〇〇	一六、〇〇〇	同(三箇所)
三八〇〇	四、八〇〇	同
不詳	四、四五五、〇六七	四〇七、三五二坪
同	四、五三一、八八六	大小一二〇橋
同	一、七八五、二四七	六九、三〇〇間
同	九、五三一、八〇〇	九、八一〇間
同	四〇七、五三〇	
同	一一、三四〇	
九、〇〇〇	一〇一、五〇〇	
三、六四五、五〇〇	五〇、一二、三〇〇	全燒一七、全潰六、半潰八、殘存五
一八九、〇〇〇	五一七、四九〇	全燒
三二、五五〇	四九、七四一	同
二、七〇〇	八、一〇〇	同
五、〇〇〇	八、〇〇〇	同
三四、〇五〇	三三、五六〇	全燒四、半潰一

水道瓦斯局建物	二、三〇六、九九九	五、四四四、〇四〇	全焼
水道布設鐵管並	不詳	一、四三六、五四二	大破損
水源林涵養事業	六三七、七二四	七五七、一七〇	燒失又は大破損
水道布設器械並材料	一、一二九、七八〇	一、三〇〇、〇〇〇	同
瓦斯導管及機械	四六二、四六九	四七六、三六九	同
街燈並貸付器具機械等	七、三五〇	七、三五〇	同
副生	四、五四四、三〇二	九、四二一、四七一	燒失
(計)		五三九、〇〇〇	燒失又は大破損
電氣局應舎並	概算	二〇一、〇〇〇	一二哩四五
運輸課出張所其他	八、三一八、三四五	一一八、〇〇〇	
軌道		一、三〇〇、〇〇〇	一五三輛燒失
電車線		一五五、〇〇〇	
發電所並變電所	八、三一八、三四五	四三、七〇八、六〇五	
(計)			
(通計)	二〇、二二二、〇九一		

第二一節 戶籍簿並に寄留簿の再製

横濱市役所は今次震火災の爲、其の保藏に係る戶籍並に寄留に關する一切の帳簿並に書類を燒失した。而かも之が回復に就ては、横濱地方及區裁判所も亦罹災して、其の保存する戶籍に關する帳簿書類の全部を燒失したので、已むなく市民一同より市役所に對し、災前に爲した總ての届出事項を更に申出でしめ、一面戶籍に關して市役所と往復したる全國の市町村長をして、更に往復書類の送附を爲さしめ、之に基いて再製を爲すの外に途なきに至つたので、本事務の監督官廳たる司法省に於ては、左の告示を發せられた。

司法省告示第二十六號

神奈川縣横濱市役所及同縣久良岐郡日下村役場、本年九月一日火災ニ罹リ、同市役所及同村役場ニ保存スル戶籍簿除籍簿、其ノ他ノ書類全部燒失シタリ。左ニ掲ケタル者ハ大正十三年三月三十一日迄ニ同市長又ハ同村長ニ、大正十二年九月一日前ニ戶籍ニ關シ届出又ハ申請ヲ爲シタル事項ヲ申出、又ハ同日前ニ送付ヲ爲シ、又ハ受ケタル届書申請書ノ寫ヲ送付スヘシ

一同市又ハ同村ニ本籍ヲ有スル者ノ戶籍ニ關スル届出、又ハ申請ヲ爲シタル者。

戶籍簿並に寄留簿の再製

一同市又ハ同村ノ戸籍ニ記載セラレタル者。
一利害關係人。

一同市又ハ同村ニ本籍ヲ有スル者ニ關スル届書申請書ヲ、同市長又ハ同村長ニ送付シタル市町村長、並同市長、又ハ同村長ヨリ其ノ送付ヲ受ケタル市町村長。

一本年八月一日乃至九月一日ニ於テ、同市長又ハ同村長ニ、同市又ハ同村ニ、本籍ヲ有セサル者ニ關スル届出又ハ申請ヲ爲シタル者。

町村長ノ送付スヘキ戸籍ニ關スル届書類ハ、市町村役場又ハ區裁判所ニ保存スルモノニ付、市町村長之ヲ謄寫シテ送付スヘシ。

戸籍ニ關スル事項申出ニ付テハ、特ニ左ノ事項ヲ注意スヘシ。

第一、申出ハ口頭ヲ以テ爲スモ差支ナキコト。

第二、申出人ニ於テ戸籍ノ謄本又ハ抄本ヲ所持スルトキハ、申出ト共ニ之ヲ市役所又ハ村役場ニ提出スルコト。

第三、申出人ハ申出ニ因リ戸籍ニ記載セララルヘキ者ノ、大正九年十月一日ニ於ケル居住ノ場所ヲモ申出ツルコト。

第四、方面委員其ノ他戸口ヲ調査シタルコトアル向ハ、可成其ノ調査書類ヲ市役所又ハ村役場ニ提出セラル、コト。

第五、尙申出ヲ爲スニ付テハ、市役所村役場又ハ横濱區裁判所ニ於テ便宜ヲ計ルヘキニ付、詳細ハ同所ニ就キ承合スルコト。

大正十二年十月三日

司法大臣 平沼 騏一郎

尙戸籍の再製に關しては、十月四日横濱地方裁判所長より本市長に對して訓令があつた。

十月七日市長は戸籍の再製に關して左の告示を發し、之を横濱市日報に掲載した。

横濱市告示震第三號

當市役所本年九月一日火災に罹り、當市役所に保存する戸籍簿、除籍簿、其ノ他戸籍に關する書類全部焼失に付、大正十二年十月三日司法省告示第二十六號に依り、左に掲げたる者は、大正十三年三月三十一日迄に本職に、大正十二年九月一日前に戸籍に關し届出又は申請を爲したる事項を申出らるべし。

一本市に本籍を有する者の戸籍に關する届出又は申請を爲したる者。

一本市の戸籍に記載せられたる者。

一利害關係人。

一本年八月一日乃至九月一日に於て、本職に本市に本籍を有せざる者に關する届出又は申請

戸籍簿並に寄留簿の再製

を爲したる者。

戸籍に關する事項の申出に付ては、特に左の事項を注意せられたし。

- 第一、申出は口頭を以て爲すも差支なきこと。
- 第二、申出人に於て戸籍の謄本又は抄本を所持するときは、申出と共に之を提出すること。
- 第三、申立人は申出に因り、戸籍に記載せらるべき者の大正九年十月一日に於ける居住の場所をも申出づること。

第四、方面委員其他戸口を調査したることある向は、可成其の調査書類を當市役所に提出せられたし。

第五、尙申出を爲すに付て詳細の手續は、當市役所又は横濱區裁判所に就き承合せらるべし。
大正十二年十月七日

横濱市長 渡邊 勝三郎

右申出は一に本人の記憶に依るの外なく、往々記憶違ひを爲すことなきを保し難い。仍つて之に基く錯誤遺漏を防ぐ爲、司法當局に於ては、内閣統計局と協議の上、各人よりの申出をば、曩に大正九年十月一日に施行された國勢調査の調査票と一々照査することとなつた。

斯くて市役所は、從來の戸籍課員四十餘名の外に、新たに臨時課員六十名を増し、辨天

橋本牧及神奈川の三箇所に戸籍課出張所を設けて、市民よりの申出を受け、出來得る限りは吏員に於て代書の勞を執つた。各人の申出と内閣統計局保存の國勢調査票との照合に就ては、内閣より閣令を發せられ、戸籍再製事務に關しては、此際特に保官吏をして國勢調査票を閲覽せしむるを得ることとなり、其の結果司法省部の官吏數名、日々統計局に出張して該事務に當り、本市よりも之が補助として吏員三名を出張せしむるなど、種々の手數を累ねて以て本事務の進捗を圖りつゝある。尙ほ災害直後七日までは其の間に起りたる戸籍關係事項^{主として檢視埋葬等}は、已むなく略式の取扱を爲したが、八日よりは稍、正規に近く取扱ひ、更に十月三日よりは平常通り取扱ふこととなつた。

寄留簿の再製に關しては、住民の大部分が他地方に避難してゐて、歸住するや否やの意思定まらざるの現状に察し、暫らくは之に著手せられなかつたのであるが、其の後十二月二十日に至り、司法省より之に關する左の告示が發せられた。

司法省告示第六十二號

神奈川縣横濱市役所及同縣久良岐郡日下村役場本年九月一日火災ニ罹リ、同市役所並同村役場ニ保存スル寄留簿及寄留手續令第十一條ノ用紙焼失シタルニ付、現ニ横濱市又ハ日下村ニ寄留スル者、並同市又ハ同村ヨリ他ニ出寄留中ノ者ハ、大正十三年六月三十日迄ニ、寄留ニ關スル届出

戸籍簿並に寄留簿の再製

事項ヲ更ニ同市長又ハ同村長ニ申出ツヘク、寄留地市區町村長ハ寄留者中、同市又ハ同村ニ本籍ヲ有スル者ノ寄留簿ニ基キ、寄留手續令第十一條用紙ニ記載ヲ要スヘキ事項ヲ謄寫シ、之ヲ大正十三年六月三十日迄ニ、同市長又ハ同村長ニ送付スヘシ。

寄留ニ關スル事項ノ申出ニ付テハ、特ニ左ノ事項ヲ注意スヘシ。

第一、申出ハ口頭ヲ以テ爲スモ、差支ナキコト。

第二、申出人ニ於テ寄留簿ノ謄本又ハ抄本ヲ所持スルトキハ、申出ト共ニ之ヲ市役所又ハ村役場ニ提出スルコト。

第三、方面委員其ノ他戸口ヲ調査シタルコトアル向ハ、可成其ノ調査書類ヲ市役所又ハ村役場ニ提出セラル、コト。

第四、尙申出ヲ爲スニ付テハ、市役所、村役場又ハ横濱區裁判所ニ於テ便宜ヲ計ルヘキニ付、詳細ハ同所ニ就キ承合スルコト。

大正十二年十二月二十日

司法大臣 平沼 騏一郎

斯くて市役所は、左記戸籍寄留申出に就ての注意書を印刷して、市内各方面に配布し、各要素に貼付して、一層之が周知を圖り、申出を促がした。

戸籍寄留申出に就ての注意

今回の震害に伴ふ火災に因り、當市役所備付の戸籍除籍簿、其の他の戸籍關係書類全部燼滅し、横濱區裁判所に送付済の戸籍除籍副本、其の他の書類も亦全部焼失致しましたから、大正十二年十月三日、司法省告示第二十六號の示す所に依り、市内本籍者は勿論、其の他の方に於ても、一日も早く戸籍の申出を爲し、戸籍の再製を求められる様致されたい。

而して其の申出が眞實に反し、若し虚偽であるときは、相當の制裁もあることでもありますから、關係人は能く此點に注意致されたい。他の市町村より轉籍分家、其の他の原因で本市に本籍を有するに至りたる者は、前戸籍又は除籍の謄本を取寄せ、其れを参考にすれば、最も便宜であるのみならず、正確を期するに適當であると思ひます。

戸籍の申出は、此際何でも都合の好い様に出來ると思つて居る向も偶、あるといふことを時々耳にすることもありますが、其れは相續入籍復籍等の場合に差支を惹起するのみならず、他に利害關係人もあることであり、且つ申出の事項に付ては、相當の機關に依り必要な調査を爲した上で、事實と認められるに至つて、始めて戸籍を再製する順序でありますから、訂正、再調等の煩のない様、又處罰などを受ける様なことのない様、特に注意せられたい。殊に今度申出は、家族全部に就きての身分及戸籍事項に涉るのでありますから、可成戸主親權者後見人等總ての事柄の判かる方に於て手續をして貰ひたいと思ひます。

再製の戸籍簿、謄抄本は、此際急速必要の向も少くないことと思ひますが、以上の如く相當調査の

上、戸籍を再製したる後、謄本を作製するのでありますから、交付迄には大分時日を要します故、此點も豫め承知を願ひたい。

次に寄留に關する帳簿書類も、戸籍同様全部焼失致しましたから本市本籍者にて大正十二年九月一日以前より、他の市町村に出寄留を爲し居り、今年十二月二十日に於ても、現に其處に居住するときは、大正十二年十二月二十日、司法省告示第六十二號に依り、出寄留に關する事項を申出でられたい。又他の市町村より來りて本市に居住する方も、夫々寄留に關する申出をせられたい。戸籍申出書寄留申出書用紙は、當所戸籍課及各出張所に準備してありますから、必要に應じて請求せられたい。尙申出書は出來得る限り當市役所係員に於て無料代書を爲す積りでありますから、詳しく届出事項を調査して出頭せられたい。

尙、其の後も申出を促がすやう注意書を印刷配布した。此の如くにして、種々の手續を運び、努力を續けて、銳意回復を圖りつゝあるが、災後多忙の際とて、其の成績を擧ぐるは容易のことにあらず、災後一年七箇月を経たる大正十四年三月末日迄の取扱件數は、戸籍に關する申出五萬五千六百三十八件、其の内再製を了へたるもの二萬九千三百十七件、寄留に關する申出一萬五千九百八十六件、悉く出寄留四千六百七十九件を算した。右は大體一件を一戸と看做すべく、災前の戸數約九萬なりしと對照すれば、其の進歩の程度如何を窺知し得られる次第である。

第二節 横濱の土地臺帳の發見

横濱稅務署の關係書類は、震災當時全部焼失し、中で最も重要な横濱市内及び久良岐郡の土地臺帳は、徵稅其他の關係で、差當り必要に迫られてゐたが、横濱區裁判所の登記所の方も、亦登記簿を全焼してゐるので、手がつけられず、稅務署では頗る弱り切つてゐた。處が此の程偶然にも大正五年現在の土地臺帳を標準として、土地に關する資料が發見されたので、稅務署ではその資料を頼りとして、直ちに土地臺帳の作成に著手したが、之に據ると筆數約十萬二千筆の内、半數は横濱市の分で、坪數三百餘萬坪となつてゐる。勿論大正五年以降各所有者が他に賣却した向も多いと見られてゐるので、稅務署では震災後に申告された登記簿に因つて訂正して行くと共に、新たに各所有者から申告を受付け、翌年四五月頃迄には新たな完全な土地臺帳を作成することになつて居たが、久良岐郡の分は、笹下登記所が助かつて居るので、土地臺帳の作製は比較的困難を感じないけれど、横濱市内の分は、非常に困難であるから、各所有者は稅務署に對して、自己所有土地を申告することに爲つた。

第四節 震災以來の救護施設(會計事務)狀況

二六

市役所は震災火災後直に會計係を置き、十一月一日より救護に關する各種の支拂金及寄附金、其の他の收入金受領等、主として直接に現金出納の事に當らしめたり。當時各銀行は未だ開業の運びに至らざりしを以て、神奈川縣を経て政府より融通せられたる五拾萬圓を主なる資源とし、他に若干銀行預金を引出し、辛うじて一時を彌縫することを得た。此の間、關係職員は、或は銀行預金の引出方に就いて、當業者に難澁なる交渉を重ね、或は京濱間又は市内に於ける現金の輸送に、假應舎と十數町を隔つる旅團司令部との間に於ける現金保管方の委託に、當初現金を格納すべき金庫等の設備無かりしにより、特に現金保管及記簿計算に、必死の努力を爲し、一方債權債務に關する收支證憑書類の調査整理及記簿計算に任じた。而かも救護に關する費用の支出は、其の食糧費たると小屋掛費、材料費、救護費、運送費、雜費たるとを問はず、國費支辨のものも、亦市費支辨に屬するものと併せて、其の全部を本課に於て支拂ひたるを以て、國費に屬するものも便宜上其筋の瞭解を事務の性質上只さへ煩雜なるに加へて、如上國費及市費に屬するものも、全部を支拂ひたるにより、其取扱件數のみにても二千百八十六件に達し、繁忙の度は益加はり、特に人夫

賃等の支拂に當りては、債權者の殺到と執務に要する設備の整はざりしとに因り、名狀すべからざる混雜を來したが、幸に無事なるを得たのは、實に關係職員の一致協力克く奮闘努力したる結果であると信するのである。

第二章 本市所在官衙公署の被害と復舊

第一節 神奈川縣廳

神奈川縣廳は關内の中央部なる海岸近くに在り、大正元年、七拾五萬圓を費して建築したルネッサンス式煉瓦三階、敷坪千三百六十三坪の大建物であつた。激震の起るや、さしにも堅牢を以て聞え、從來數度の強震にも至つて鈍感であつた此大建物も、忽ち大動搖をなし、各室の書架書函は悉く顛落し、四壁は所々脱落或は龜裂を生じ、衛生試験所は倒潰し、煖房機關の煙突は中程より崩折して、縣會議事堂の屋根に落かゝり、之を破壊したのみならず、隣接せる横濱郵便局廳舎の一部は、縣廳構内へも倒れかゝつて、自動車運轉手の舎宅を破壊した。地震のみに因る廳舎の被害は、大體右の如くで、概して小破程度であつたことは、是れ偏へに建物の堅牢であつた爲であるが、何分にも動搖烈しく、約六百名の吏員其の他勤務員は、何れも倒れては起き、起きては倒れ、殆んど匍匐同然の姿で、辛うじて屋外に遁がれ出たのである。安河内知事は最後に避難し、以下松原内務、森岡警察、山宮産業の三部長、各課長、官房主事其の他重立ちたる吏員は、一時玄關前の

庭上に集合した。眼を放つて四近の狀況を眺めると、税關、港務部、郵便局、英露の領事館を始め、見渡す限りの商肆會社は概ね倒潰若くは半潰し、民衆の死傷算なきの有様で、横濱市内は固より縣下及近府縣一般の慘害さこそと直感し得られた。

知事は、御眞影及重要書類を氣遣ひ、廳内に引還へしたが、隨ふ者は長岡官房主事、鈴木屬窪井技手外三名に過ぎなかつた。御眞影奉藏の大金庫を見ると、開閉口を下方にして内窓の下枠に倒れかゝり、七名力を協せて見たけれども動きがとれず、其他大小の金庫も多くは顛倒して、是亦手の付け様もなかつた。仍つて取敢へず書類簿冊を手當り次第に窓より投げ出だしたが、最早力も盡きたので、手の届く限り窓を閉ぢて廳外に出で、居残つてゐた一同と共に横濱公園内に立退いたは、午後二時頃と覺しき頃であつた。此間、警察部長は取敢へず衛生課長をして、臨時救護所を公園内に開き、課員をして負傷者救護の事に當らしめ、市内の各警察署に傳令を發して、非番巡查の非常召集を爲さしめ、各消防署に對して即時出動の命を下した。

震後、時もあらせず市内諸所より黒煙が濛々と立騰り出した。再び消防隊の出動を促したけれども、各署とも倒潰家屋道を塞いでゐる爲、消防具を輓出すこと能はず、加之、水道は既に決壊して全く斷水し、何とも手の付けやうはなかつた。仍つて警察部長は

知事の命に依り、應援方を内務大臣に具申しやうとしたけれども、電話線も既に切斷して其の用を爲さず、急使を立てたけれども、火焰の包圍を受けて中途引還へすの已むなきに至つた。折柄風力漸く加はり、猛煙渦を捲いて襲ひ來り、午後三時半頃には縣廳舎も其の煽りを受けて煙を吹き出したが、唯傍觀の外はなく、五時半頃には遂に全燒して、尨大な殘骸のみを留むるに至つた。此間、吏員の多くは歸宅したけれども、公園内に留まるも多少あつたらしかつた。知事は廳舎の全燒を見届けて後、内務部長、官房主事、高田土木課長、成富建築技師及鈴木屬等を帶同し、殘焰を衝いて、伊勢山の官舎に引揚げたのであるが、該官舎とても既に全燒して、憩はんにも其の所なく、庭前に横たはつて善後策を凝議しつゝ、一夜を明かした。

二日早朝、知事以下縣廳舎跡に行つて見ると、裏門内なる使丁室の邊りに數十の燒死體が横はつてゐた。附近民衆の通げ込んで焔に捲かれたものと想はれる。尙廳内の電話室にも四人の白骨が横たはつてゐた。是れは後に至つて星島電話技手、女交換手二名及自動車運轉手一名と判かつた。即ち勤務員四名を犠牲にしたことは、洵に遺憾の次第であつた。御眞影入りの大金庫を開いて見ると、幸に火氣透入せず、無事であつた。他の幾十の金庫が悉く火氣透入せるに比して、御稜威の然らしむる所と謂はな

ければならぬ。之より先き前日夕刻、警察部長は港内碇泊のコレア丸に漕ぎ付け、同船に依頼して、据付の無線電信を以て、横濱大震大火に付救援を請ふ旨を大阪府、兵庫縣、其の他各筋へ放送し、且つ港内碇泊の諸船舶より取敢へず食糧供給を得るの方途を執り、更に野口警務課長、西坂高等課長等を急使として、内務、陸軍兩省に特派し、救援方竝に軍隊の出勤方を請はしめた。

二日、知事以下三部長、各課長、官房主事、其の他重立ちたる吏員は、櫻木町に残存した海外渡航検査所に集まり、取敢へず此處を縣廳假事務所となして救護の方途を講じた。翌三日よりは吏員續々出勤し、四日よりは臨時震災救護事務局支部及横濱市役所と連絡を通じて、不眠不休の活動を開始したのである。

十三年六月、岡野町に敷坪一千八百坪の假縣廳舎を建築して、之に移轉した。舊廳舎の殘骸は補強工事を施し得るや否やを調査する爲、永く其の儘にしてあつたが、其の見込なしと決定したので、悉く破壊除去し、更に新廳舎を建築せらるゝことゝなつた。

(長岡官房主事
高田土木課長談)

第二節 生絲検査所

農商務省横濱生絲検査所 調査

一 被害状況

建物 今次の激震に際し、本所應舎鐵筋コンクリート造三階建の部分は勿論、其の他建物とも倒潰又は傾斜せず、只煉瓦建の部分に處々龜裂を生じたるに過ぎざりしが、南隣貿易倉庫崩潰し來り、附屬舎たる煉瓦造平家建の練減室正量部女子控室炊事場浴場及便所等を壓し、之を破壊埋没せしめたり。湯呑所其の他火氣ある場所は、各擔任者に於て消火の處置をなし、且各室の硝子窓も出來得る限り閉鎖したり。硝子の破壊せるもの多し。而して貿易倉庫は破瓦山積したるも、火氣なく、前面郵便局も亦崩壊して本町通を掩ひ、東西は大道を隔てありて、本所より火を發せざる限りは、火災を免るべしと、我人共に想像したる所なりしが、猛火は烈風に煽られて、次第に襲來し、午後二時頃に至り、先づ煉瓦建の屋根軒の邊に移り、風は熱火と化して、破れたる硝子窓より内部に浸入し、隣時にして殆んど全部を烏有に歸し、鐵筋コンクリート及煉瓦壁の殘骸を留むるに至れり。後日檢したるに、煉瓦倉庫の上に設けたる化學室の部分は焼失したるも、其の一階及二階の物品を格納したる内部は、奇蹟的に殘存し、一絲だも損色なかりき。被害建物左の如し。

(名)	(稱)	(構)	(造)	(棟數)	(建坪)	(延坪)
應	煉瓦	煉瓦	二階建	一	二一五、七二〇	六五六、一六〇
倉	煉瓦	煉瓦	二階建	一	一八〇、二四九	四三四、六九八
附屬	煉瓦	煉瓦	三階建	一	七九、四九五	二三八、四八五
倉	煉瓦	煉瓦	二階建	一	二四、〇〇〇	四八、〇〇〇
附屬	煉瓦	煉瓦	二階建	一	一一二、七九六	一一九、〇四六
(計)				八	六二二、二六〇	一、五〇六、三八九

人事 所長芳賀權四郎は、當時其の兼任官廳なる北仲通絹業試験所に在り。所員は屋外に避難せむとしたるも、横濱郵便局の崩潰して本所の入口に迫り、通行人の慘死せる状況を目撃しては稍躊躇の色ありしが、幹部の職員は勵聲叱咤、所員一同を安全地帯と認むる公園に避難せしめ、尙各室を見廻りて、避難漏の有無を取調中、所長は絹業試験所員一同の生命に支障なきを認め、障害と危険とを侵して本所に到着せり。其の際貿易倉庫倒潰の爲、其の下敷となりて、救を求めつゝある者あるを聞知し、殘留者一同に對して之が救出方を命じ、時々所外に出で、火元に注意しつゝ指揮し、一同は勇を鼓して之に従事せり。而して火災は追々四方に起り、本所も亦危険の状況に在り、且頻々たる餘震の脅威を侵し、今にも本所建物も倒潰し來らむかの疑念に襲はれつゝ、其の外側直下に各自赤手を以て煉瓦の巨塊等を掘り起し、約一時間半を費して、漸く救出したり。此歴傷者は本所備原山平次郎なり。所長は右負傷者を援けて公園に避難すべきを命じたるに、避難中公園も亦危険なりとの情報に接

し引返して之を縣廳内に避難せしめたるに、縣廳も亦類焼を免かれざるに至り、更に安全地帯に脱出せしむべく百方苦心焦慮したるも、力遂に及ばず、萬難を排して一旦救出したる負傷者も、遂に涙を飲むで之を見捨つるの已むなきに至りたるは遺憾に堪へざる所なり。而して最後迄負傷者を看護したるは平林技師・伊藤守衛の二人なりき。

所長は最後迄本所に留まり、既に一人の殘留者もなきを見届け、猛火本所を包みて奈何とも施すに術なきに至り、北尾技師等を率ゐて公園に避難せむとせしが、途上公園も亦危険なりとの情報に依り縣廳内に避難せしが、猛炎途を塞ぎ、一步も出づる能はざる中に、縣廳舎も亦上階より追々燃焼し來り、進退谷まりしが、前方の火勢稍衰へたる瞬間の機に乗じて、辛うじて脱出し、慘死者を目撃しつゝ、レインコートを以て身を掩ひ、危く死地に一生を得、身を以て辛うじて免れ、公園に避難せり。此最後迄隨伴して進退を共にしたるも、亦平林技師及伊藤守衛の二人なりき。後に至り、傭中島トクが、貿易倉庫崩潰の下にありしにあらすやとの懸念を生じたるを以て、九月六日より其の發掘に従事せしめたるに、數日後果して其の屍體を發見するに至れり。震災當日缺勤し居れる雇古川勝次郎及河原キセ子の二人は、各其の自宅に於て、前者は壓死し、後者は焼死したることの報告に接したり。

本所當時の總人員二百七十七名の中、前記四名の死亡者を出だしたるは洵に遺憾の至りなるも、之を他に比較するときは人命の被害尤も輕微なりとす。是全く廳舎其の他建造物の堅牢に因れるものと思はれたり、本所員の被害狀況左の如し。

人	事	死亡	四人	二世帶	七
本	族	の	三	二世帶	七
家	族	の	九	三世帶	三
家	族	の	七	七世帶	七
族	の	重	八	七世帶	七
家	族	傷	七	七世帶	七
住	宅	傷	八	七世帶	七
燒	全	損	一六八名	一世帶	一六
破	潰	八三名	二六名	二世帶	二六
				三世帶	八〇

機械器具及重要書類 本所は多數の年少女子を使用するを以て、變事に當り先づ第一に考慮すべきは、是等人員の生命身體の安全を圖るにあり。仍つて幹部は此等女子等を安全地帯に避難せしむるに努力し、且又壓傷者の救出に全力を盡し居る内、既に猛火四襲、如何とも施すに術なき狀況に立到り、各自漸く身を以て免れたる次第なれば、重要な生絲検査及試験機械を始め巨細の雜器具類に至る迄搬出の遑なく、全部廳舎とともに現状の儘焼失するに至れり。假令多少搬出し得たりとするも、結局焼失を免れざりしは想像に難からず。二個の金庫は災後開扉不可能の爲め之を破壊したるに、紙類の多少變色したると、木箱類の損したるものありしも、官印其の他の内容品は無事なるを得たり。倉庫は其の三階の部分たる化學分析室だけは焼失したるも、一階及二階の内部に格納中の物品は全部焼失を免れ、就中検査に供用したる殘絲は、整理當時の時價に換算して約九萬四千餘圓のもの

を殘存せり。文書も亦殆んど全部焼失せり。只庶務課内に在りたる重要書類の中、同課長佐藤文平は、其の最も必要なるものを混亂の中より摘出し、之を雇高橋六郎兵衛と分携して公園に避難し、後之を全部同雇に托したりしが、同人は袴を切りて之を荷ひ、最後迄保管せり。此文書と金庫中の文書とに依り、當面の事務に支障なきを得、就中經費豫算と支出關係等を證明し得たるを以て、日本銀行横濱代理店の帳簿は全焼したるに拘らず、其の本店に交渉し、爾後の支出に支障なきを得たり。

二 應 急 措 置

翌二日、假事務所を西戸部町九三六番地所長官舎に設置し、所員の安否動靜及被害狀況調査並に焼跡整理の事務を開始したり。同日所長は、當日避難するまで随伴した北尾正量部長の行衛不明なるを顧念し、本所及縣廳附近の死屍を改め廻りしも發見するに到らず。然るに幸にも同部長は海に入り、船に泳ぎ付き、生命を全うしたること後日判明せり。而して所員の大部分は一旦公園に避難し、其の後火勢の衰ふるに従つて、各自々由に行動したり。直後人口を減少することは、災地の食糧政策に適應する捷徑たるを思ひ、樞要人員の外は希望に應じて歸郷を許可し、在濱の者は假事務所に出勤を命じ、又傭人以下は當時事務なかりしも、検査開始の曉、俄かに所要人員を得難きを顧念せると、災後多數の失職者を出だすは、社會政策上の大問題たるに鑑み、之れに休暇を命じ、其の間日給の六割を支給せり。

生絲貿易の休否は經濟界の消長に關することを顧慮し、其の一日も速に復舊せしめざるべからざ

ることを思ひ、所長は直後當業者の野外會議に列席して、之れを激勵すると同時に、本所の生絲検査を急速開始し、以て生絲貿易の復舊を助長するは、緊急の國務たることと認め、直に應急費の支出を要求し、一方京都愛知福井石川等の諸府縣に屢次所員を急派して、地方生絲検査所の機械借用を交渉すると同時に、燒殘機械の修理及新調の設計を爲さしめ、且又検査の權威上、バラックに於て施行するよりは、燒殘の鐵筋コンクリート造を利用するに若かさるを思ひたるも、當時燒餘の殘骸は直に慘害を聯想せしめて、人心に不安の念を生ぜしむる虞あるを以て、九月二十三日佐野工學博士を招致して、其の鑑定を請ひ、處耐力幾分減少したらむも、使用上差支なき旨の言明を得たるを以て、之れに應急修理を施し、且つバラックを附設することに決し、其の設計を行はしめ、急速検査すべき計畫を立てたり。然るに商工業機關は全部破壊せられたる爲、當時機械器具其の他の調達甚しく困難を感じ、交通機關絶無の際、係員は奔走日も亦足らず、而かも豫期の如く進捗せず、又地方検査所との交渉も意の如くならず、幾多の曲折を経て、漸く京都府より乾燥器外四點を借入るゝこととなりたり。

神奈川縣知事に罹災者收容バラックを北仲通六丁目絹業試験所跡に建設の交渉をなし、之を本所及絹業試験所員専用のもとなすこととし、十月初、工兵隊に於て四棟を建設したるを以て、所員の收用を開始せり。次で關西府縣聯合の救済バラック五棟も亦竣工したるを以て、十一月初、其の一部を以て正量品位調査部員の詰所となし、執務せしめたり。十一月八日震災應急費の豫算の令達を得て、直に燒殘の鐵筋コンクリート造三階建廳舎の應急修理及バラック附設の工事を見積り、其の一部は

十三年一月一日竣工したるを以て、同日より検査部の全員を此處に出勤せしめ、同月七日より検査開始の準備に著手せしめ、機械器具も遂次納入を得たるを以て、二月一日生絲検査を開始するに至れり。更に第二回應急工事として、在來の煉瓦壁を利用したる木造二階建其の他延坪三百坪二合を建設することに決し、十三年二月二十二日起工し三月二十七日之れが竣工を見、機械器具等も亦三月末迄に全部納入を了して、茲に應急設備の完成を告ぐるに至れり。

三 復 舊 計 畫

上來説述し來りたる所は、皆是一時の應急措置たるに止り、本所復舊の事業は別に之を計畫し、震災前既に一度決定したる生絲正量賣買實施に伴ふ事業の擴張及附屬生絲絹物倉庫の建設と併合施行することに決し、大正十三年度及同十四年度の繼續事業として豫算に計上し、第四十九回帝國議會の協賛を経て、其の實行に著手するに到れり。而して本市海陸の要衝に當り、將來生絲街の中心たるべき北仲通五丁目横濱地方裁判所跡より同六丁目横濱小學校運動場大日本蠶絲會横濱支所及元絹業試験所々在地横濱絹布倉庫株式會社所在地、神奈川縣輸出絹織物検査所用地に亘る一團の地を相し、土地の買収及地表物件の移轉をなさしめ、且又右土地北側を遮り、海岸通五丁目との間に介在する一帯の公有水面埋立を策し、合計約一萬坪の土地を得て、其の敷地に充當する事とせり。是より先き斯道の専門家に囑して建築物の設計を爲さしめ、先づ第一期の工事を施行することに決し、大正十三年十二月二十二日、其の請負を指名競争入札に付したる處、株式會社大林組に落札し、同二十六日朝野多

數來賓列席の上壯嚴なる地鎮祭を執行し、茲に起工を實現せり。之が竣工の曉は、新たに市内に偉觀を添ふるに至らんか。

第三節 絹 業 試 驗 所

農商務省横濱絹業試験所調査

一 建 物 の 被 害

本所は本館及工場其の他附屬建物を有し、少部分を除くの外殆んど全部木造建築なりしも、激震に際して倒潰したるは本館の車寄に過ぎず。本館は傾斜し、工場其他附屬建物は破損したるも皆倒潰せず、瓦斯石炭炭火等の火氣取扱擔任者は各自任所に就き消火したるを以て、自ら火を發することなかりしが、少時にして火災は本所附近の三方に起りたるを以て、所員は協力してホースを配置し、消火栓を抜きて建物に注水の手段を爲したるも、時既に水道斷水して如何とも施す術なく、須臾にして建物及工作物は全部焼失の已むなきに至れり。被害建物左の如し。

(名)	(稱)	(構 造)	(棟 數)	(建 坪)	(延 坪)	(備 考)
廳	舍	木造二階建	一	六三、〇〇〇	一二六、〇〇〇	
工 場	場	木造平家建	一	四一四、〇〇〇	四一一、〇〇〇	一部煉瓦ありたり
附 屬	舍		七	五五、〇〇〇	五五、〇〇〇	
(計)			九	五三二、〇〇〇	五九五、〇〇〇	

絹業試験所

二 人事に關する被害

蒸汽管の破裂、劇薬類の飛散及之れに基く悪瓦斯の發散と塵埃等に因り、一時工場内晦暝となり、爲めに婦女子等は避難に困苦を極めたるも、劇薬の爲め負傷者を出したる外、皆無事内庭に避難したり。所長芳賀權四郎は、所員一同の生命に支障なきを認め、善後の措置を第一部長技師角替利策に命じ、其の本務官廳たる生絲検査所の安否を視む爲め之れに赴きたり。少時にして、火災は本所附近の三方に起り、木造建築たる本所は到底其の厄を免かれざるを知り、所員の一部は餘震の脅威に屈せず、事務室に入りて重要書類の搬出に努め、後方の空地テニスコート附近に之を集積し、又他の所員は内庭より次第に同コートに集まりしが、既に三方火に圍繞せられたるを以て、後方の入海を渡りて商品倉庫方面に逃るゝの外なきに立到れり。幸に五六の和船の繋留せるあり、之を利用して彼岸に渡り、或は税關方面に走り、或は和船に乗りて漕ぎ出で、巴里丸、コレア丸、ロンドン丸等の救ふ所となりたり。一方最後迄踏み留まり、重要書類の保護に任じたる所員は、テニスコートも火熱のため留まり難く、折角搬出したる物も火の粉を浴びて、又類焼の已むなきに立到り、商品倉庫方面も亦火災となり、海中の船に迄延焼するに至りたれば、各自重要書類を携へ、泥海に身を投じて、火の粉と熱風を浴び、五時間の長きに亘り漸く身を以て免るゝを得たり。一旦全員安全なりし所員も、斯くして離散行く處を知らず、或は救助船と共に遠く大阪神戸に免れたるものあり、安否の調査甚だ困難なりしが、追々後日判明し

來りたるも、備小松たまを遂に行衛不明となり、當時和船を以て免れたる者の言其他の狀況に依り、商品倉庫の海岸より税關方面に免れむとして、火又は水の爲め惨死したるものと決定するの已むなきに至れり。

本所當時の總人員九十一名の内前記一名の死者を出だしたるは、誠に遺憾の至りなるも、之を他に比較するときは、人命の被害最も輕微なりとす。是全く建物の倒潰せざるに基因す。本所員の被害狀況左の如し。

人事		機械器具及重要書類の被害	
本人の死亡	家族の死亡	焼	全破
一名	一名	四名	四名
		一世帯	一世帯
		四世帯	四世帯
		二世帯	二世帯

機械は本所の生命にして、大は各種織機、各種織物整理機械等より、小は纖維の検査機械、化學分析機械等、試験研究に使用するもの相當多く、又苦心研鑽の結果製作せられたる織物染物其他蒐集せる參考品とも、未曾有の天災に如何とも施すに術なく、巨細の雜器具類に至る迄全部建物と共に現状の儘

焼失するに至れり。

角替第一部長及書記江原重太郎は、所員を督勵して重要書類の搬出に努めたるも、火勢愈々猛烈にして火の粉は遂に一旦搬出したる書類に延焼せむとするに至り、加ふるに所員の身邊も亦頗る氣遣はるゝに至れるを以て、壯年の男子には重要書類の一部宛を携行せしめ、老幼婦女子を扶けて一方の血路より迅速避難せしめ、尙幹部の數名は踏留まりて重要書類の保護に努めたるも、危険は刻一刻に迫り來り、到底其の位置に留まるべからざるのみならず、唯一の退路と恃みたる一方の血路も、遂に火災のために遮断せらるゝに至れるを以て、各自は重要書類の一部を携へ、海中に投じ、火の粉と熱風と戦ふの已むなきに至れり。之がため搬出位置に残したる物は全部類焼し、各自の携行したる物も亦僅に身を以て免るゝ際、或は海に或は途上に遺棄するの已むなきに至り、只經費整理簿一冊大正十一年度は庶務課員海中に投じて尙之を保護したると、其他一二冊を剩したるに過ぎざりしも、之あるが爲經費の豫算と支出關係を證明し得たるを以て、日本銀行横濱代理店の帳簿は全焼したるに拘らず、爾後の支出に支障なきを得たるは幸なり。其の他貴重なる試験研究に關する記録は、其一部分第三部員の萬難を排して携行したる物を除く外、全部焼失したるは遺憾の至りなりとす。金庫は災後開扉不可能なりし爲、之れを破壊したるに、紙類の變色したると木箱類の損したるものありしも、官印其の他の内容品は無事なるを得たり。

四 應急の所置

震災の翌二日生絲検査所と共に假事務所を西戸部町九百六十三番地所長官舎に設置し、所員の安否動靜及被害狀況調査、竝燒跡整理の事務を開始したり。震災直後戸口を減少せしむることは、災地の食糧政策に適應する捷徑たるを思ひ、樞要人員の外は希望に應じ歸郷を許可し、在濱のものは假事務所に出勤を命じ、又傭人以下は當時事務なかりしも、大慘害後多數の失職者を出すは社會政策上の大問題たるに鑑み、之れに休暇を命じ、休暇中日給の六割を支給せり。然れども政府は震災善後の容易ならざるを思ひ、國費の大節約を試みたる爲、其影響を受け、本所の豫算も亦大削減を餘儀なくせられたるを以て、其の十一月末數名の雇傭員を解職整理するの已むなきに至れり。

生絲検査所と共に罹災者收容バラックを北仲通六丁目の本所敷地に建設のことを、神奈川縣知事に交渉し、之れを本所及生絲検査所専用のものとなすこととし、十月初四棟竣工し、次で亦五棟竣工したるを以て、希望者を收容し、十一月初其のバラックの一部分を以て第一部第二部及第三部員の詰所となし、茲に執務せしめたり。大正十三年一月生絲検査所の應急工事一部竣成したるを以て、其の末日本所假事務所を西戸部より又第一第二第三部を北仲通のバラックより共に本町一丁目一番地にある生絲検査所内に移轉せり。

絹業界の指導獎勵機關たる本所の設備の闕如は、本邦産業貿易上之を忽にすべきにあらず、然れども萬般の施設緻密精巧を要し、バラック建築急造機械の應急設備にては、試験研究を行ふとも到底所期の

目的を達すること能はざる憾あるを以て、應急工事としては、只事務室に充つべき假廳舎延坪五十七坪を建設することに決し、大正十三年二月二十二日生絲検査所敷地内に起工し、同三月二十七日之れが竣工を見たるを以て之に移轉したり。

五 復舊計畫

本所復舊計畫は、曩に一旦決定しありたる擴張計畫と併合施行することとなり、大正十三年度以降六ヶ年度の繼續費として、第四十九帝國議會に追加豫算として提案せられ、其の協賛を經確定したるも、政府財政の都合上、大正十三年度割當額は、極少額を計上せられたるに過ぎず。其の後又七ヶ年度の繼續費に改定せらるゝの已むを得ざるに至れり。

第四節 税

關

一 税關を中心として見たる當時の慘狀

九月一日午前十一時五十八分、未曾有の大地震は來れり。當時飯田監視部長は新港監視部應接室にあり。震動激しくして室内の備品は轉倒せしも、廳舎はこの大震動に堪ふるを得たり。而も新港倉庫株式會社倉庫は倒潰し、六號、四號上屋は傾斜せるを見たり。これと同時に現場官吏よりは四・五・七・八號岸壁の墜落したるを報じ來り、又本關構内分析室より發火せりと報じ來る。依て本部を本關構内に移す旨を宣言し、同時に餘震に依る新港廳舎の倒壊、竝に發火を慮り、宿直小使に火鉢等に注意す可きを命

じ、猶念の爲め佐野事務官補に實地を偲めしめ、以て新港廳舎は少くとも火災に對しては、全然安心なりとし、周圍の官吏を引率して消火に赴く。途中報あり、曰く、本關倒潰し、職員下敷となれりと。この時已に新港橋の兩端は、一・二尺墜落し、同橋より新西門に通ずるコンクリート道路は一面に龜裂を生じ、且つ泥土を噴出し、靴甲を没す。分析室は盛に炎上せしも、同建物は一階建の煉瓦造にして、火の粉を飛ばすこと少く、而も當時西風にして、火焰は輸出事務所の空地に向へるを以て、類焼の危険甚だ尠しと觀察し、先づ人命救助に着手す。只貨物係事務室は木造にして、火之に近きを以て、澤田貨物係主任外一名に命じ、重要書類を取出さしめたるが、此等書類はやがて起りたる同市全焼の大火災の爲め、其の一部を除く外焼失したり。本關廳舎は第一震の襲來により、轟然たる音響と共に倒壊せり。爲めに勤務中の職員は逃るゝに暇なく、高橋事務官以外少數の者を除きては、皆崩壊家屋の下敷となれり。其中或者は戸外に出んとして、廊下又は階段に於て壓せられ、又或者は机の下に隠れ、鬼も角壓死又は負傷を免がれ、僅かに身を以て脱出し、又或者は負傷し、自ら脱出するの力を失ひ、或者は負傷せざりしも、煉瓦の破片に圍まれて脱出するを得ざりしもあり。依て監視部長に隨伴し來れる者、本關より脱出し得たる者、竝に特志の出入商人通り掛りの警官等協力し、救助を求むる聲を辿り、或は脱出者の指圖に従ひ、總務課入口検査場及表玄関の三方面より、必死となりて救助に力めしも、如何にせん、崩壊せる煉瓦の除去甚困難なるのみならず、使用すべき道具は僅かに消火用蓋口二三あるのみにして、如何ともすること能はず。二三人を救出し得たるのみなりき。かゝる間に同市を焼き盡さんとす猛火は、四周より烈風に誘はれて襲

ひ來り烈風は旋風を起し、旋風は火粉と砂塵を捲上げ巻き上げられたる火粉と砂塵とは、雨の如く降り來り、危険言ふべからず。殊に南英國領事館を焼きたる火と、東英一番館を焼きたる火とが、遂に本關に迫るに至りては、又如何ともせん術なく、萬事窮し、監視部長總務課長棟居事務官を始めとして、救助團一同は涙を飲みて遂に公園に避難せり。途中公園通りは水道管破裂して、濁水膝を没するものあり。街路には已に行倒れたる者あり。救を呼びて逃げ迷ふ者あり。又負傷して運搬せらるる者あり。市民狂亂して東奔西馳する間に、火焰は天を焼き、黒煙地を蔽ひ、火粉飛び、電柱倒れ、電線地に垂れ、爆發品は爆發する其の光景、眞に凄慘なりき。やがて公園亦火焰の包む所となり、避難者は頻りに火粉を浴び、黒煙を吸ひ殆んど昏倒せんとす。風力益、加はり之れと共に火災は愈、其の暴威を逞うし、市中は瞬く間に全く火の海に化し、公園と目睫の間に在る税關構内との交通すら、全く不可能となり、其後の状況は之を知るに由なし。公園内及其の建築物は、市役所を最後として、全く焼け落ち、黒煙漸く薄らぎたりしを以て、取敢へず公園に避難せる税關員を召集したるに、部下以下雇員を合せ約六十名を得たり。即ち之を一ヶ所に集中し、内頑強なる監吏二名を選び、税關構内に赴く途ありや、竝に構内現状如何を調査せしめたるに、税關に到る途中は猶危険なり、構内亦一面の火なるが如し、との復命を得たり。又別に使して官舎への道を調査せしめし、其の使は遂に歸り來らざりしに依り、詮方なく公園中に一夜を明すの決心をなせり。空腹と不安と疲労とは刻々に迫り來り、且日は早や暮れ果たるも、一點の燈火だになく、四邊悽愴なる火焰あるのみ。然るに、午後七時頃、會、寶號船長及機關長は小蒸汽より上陸して、公園に於ける

税關職員の集合地點に來れり。之に依りて海上に出るの途あるを知り、小蒸汽船寶號に乗じ、港内碇泊のコレア丸に避難せり。同船上には已に二千五六百名の避難民あり。又森岡縣警察部長矢澤港務部長の來れるあり。即ち相會して今後の秩序維持並に震災救助につき、互に協力すべき事を約し、猶横須賀軍港司令官に陸戰隊の應援を求むることを定め、コレア丸より無線電信を以て之を依頼せり。以上は當日監視部長竝に之と行を共にしたる者の状況なり。更に新港構内に留りたる者は、各其の部署の事務を處理し、新港構内を以て火災の安全地帯と思惟して安住し、市民亦同感を以て、又は火に逐はれて、續々避難し來りしが、對岸に起りたる火災は、烈風旋風に煽られ、遂に火は新港木造上屋及船溜に繋留せる舢に飛火し、殊に木材を積載せる舢は、全く火船となりて流れ、危険言ふべからず。新港三號の焼けたるは、かゝる火舢が折しも岸壁及岸壁と上屋との間より火を送りたる爲めなりと言ふ。而して三號倉庫を焼きたる火は、煽られて新港監視部廳舎に延焼し、爲めにさしも堅固なりし廳舎も亦焼失の不幸を見るに至れり。かくして火災の安全地帯と思はれし新港構内も、狂亂せる火焰の爲めに火と煙の海となり、避難民はこの火と煙の飛び交ふ間を、或は九號岸壁より追はれ、或は六號岸壁より逐はれ、折しも之に繋留せる大阪商船會社所屬汽船パリー丸に救はれて港外に逃れ、残りたるものは遂に四號岸壁の突端に逐ひつめられて、辛くも税關小蒸汽に救はれたり。是より先、監視部長は萬國橋墜落せりとの報に接したるを以て、水面よりの交通を整ふ必要ありとなし、取敢へず自轉車便を以て、船員詰所に繋留せる小蒸汽竝に發動機船を早速四號岸壁に集るべく傳命せられぬ。然るに當時同所に繋留せる小蒸汽船

中翁は廢船にして航行不能なり。又五十鈴號は機關の修繕中にして出動すること不能、砂及豊號は明番にして、蒸汽を落せるを以て、俄に出動すること不可能なるも、船員は之を救はんとし、直ちに汽鐘に點火したるも、未だ蒸汽は騰らざる上に、地震と折からの西南の強風とに繫索を切断せられたる浮流船が出口を閉塞し、これと共に火焰は同溜を蔽ひ、又如何ともする能はず、小鷹及螢號も亦同一運命に陥り、燒失沈没したり。此の外三保號は正午出帆のエンプレス・オーストラリヤの出帆の立會に従事せしが、地震に依り、同船出帆不能を知るや、税關職員其の他の避難民を乗せて、山下町沖合に逃れ、午後五時頃陸上の火災下火となるや、新山下町埋立の堀割に避難し、萬號は地震と共に棧橋際の税關浮標に逃れしも、二時頃に至りては炎燒しつゝ流るゝ舢船の來襲を受くること頻々なるを以て、棧橋突端に逃れたるも、此處にても猛火に堪へ難きを以て、棧橋より救を求むる避難民を乗せて、山下町埋立地沖に避難し、海岸通りの火勢衰ふるを俟ちて、午後五時頃三保と同じく埋立地の堀割に到り、午後九時半頃陸上より避難し來れる監視部長以下五六十名を乗せて、コレア丸に至り、同船舷側に一夜を明せり。次に監視船實號は、當日第一の殊勳者と言ふべく、同船は先づ海神を繫留して、海神の火災防止に盡力し、次に來れる内外人舢船を捨て、逃れ來りたる舢船の船頭等を收容して、港内碇泊の青筒汽船船名不明に送り、猶其の後九號岸壁突端に來り、恰も新港一面の火焰の猛火に包まれ、四號突端に死を待つのみなる約五六百名の避難民あるを發見し、同船の積載能力を以てしては到底救助し得べからざるを知り、附近より舢船を曳き來りて、之に同避難民を收容して、丹後丸に送りたり。當時救助を受けたる者は後に市中を燒き盡した

る南風の火に逐はれて、新港に逃れたるも、新港も亦安全地帯にあらずして、同構内を逐ひ廻され、バリ丸に救はれず、小蒸汽船に見離され、逐はれ、四號突端に來りしも、火の追手は猶も後方に肉薄し來れり。進まんか海に投ずるの外なし。已に數人は海に投じたり。投じたるものは浮出せず。退かなか、後方は火の海只燒死あるのみ。此際税關ランチは舢船を曳きて來れり。地獄で佛に遭ふとはこの事かと、一同合掌せりと云ふ。次に曳船海王は正午出帆のエンプレス・オーストラリヤの曳繩を採り、將に作業に従事せんとする利那地震に遇ひ、同船の出帆不可能なるを知るや、二號岸壁に逃れたるも、同所も火災の襲來するに遇ひたるを以て、午後一時、其水火夫三名は船長不在なるに拘らず、三百人の避難民を乗せて、グランド・ホテル沖合に避難したり。其の臨機の處置は賞揚に値す。曳船海神は八月二十八日、航行期間滿了せしを以て、象ヶ鼻外側浮標に繫留し、機關を取外し、定期検査並に特別検査の準備中なりしを以て、この大地震に遭うて逃出すこと能はず。然るに避難民は續々海を泳ぎて本船に來り、舢船は猛火に逐はれて、本船の船尾に繫り、其數五十餘隻に及ぶ。浮標の鐵鎖爲めに切断せらる。かゝる間に火塵は雨の如く降り、火船は續々流れ來り、危険言ふべからず。船員並に避難民は必死協力して、遂に火災を免るゝを得たるは幸福なりき。

二 棧橋及岸壁繫留船の慘狀

猶進んで地震當日に於ける棧橋及岸壁繫留船の狀況を一瞥せんに、

(1) 棧橋 A. *Empress of Australia*

税關

B. Steel Navigator.

C. Andre Lebon (Messenger Maritimes)

(1) 新港岸壁三號 Selma City.

四號 コレア丸(東洋汽船株式會社)

五號 ロンドン丸(大阪商船株式會社)

六號 パリー丸(大阪商船株式會社)

八號 Yama (Norway)

九號 三島丸(日本郵船株式會社)

十號 丹後丸(日本郵船株式會社)

合計十隻にして内オーストラリア(Australia)號は、正午出帆の豫定にして、税關曳船海王は已に曳繩を取り、旅客は乗船を終り、正に錨を巻かんとする利那地震に遭ひ、爲に推進機をBに繋留せるスチール・ナビゲーター(Steel Navigator)の錨鎖に巻付け出動すること能はず。棧橋に繋留せる儘當日は上屋の火焰を浴び、翌二日は燃えつゝ流るゝ油の襲來を受けしも、本船の完全なる防火設備に依り、辛うじて延焼を免かれ、遂に三日棧橋を離れ、税關曳船海王に曳かれつゝ港外に出たり。Bに繋留したるスチール・ナビゲーターは、一日午後出帆せしも、アンドルルボン(Andre Lebon)は機械の一部を損じ、離船すること能はず、二日辛うじて港内の浮標に轉じたり。

岸壁三號に繋留せしセンマンシテイ號は、岸壁破壊したる爲め、港外に逃れ、四號のコレア丸は、九月二日出帆の豫定にて、荷役中なりしが、岸壁の倒潰により船腹に打撃毀損を受け、辛うじて港外に脱出せり。五號岸壁のロンドン丸は、當日正午出帆の豫定なりしが、岸壁倒潰による船腹の損害を受けつゝ港外に逃れ、六號岸壁のパリー丸は、ロンドン丸が船尾五號に繋留せる爲め、逃るゝこと能はざりしも、幸に岸壁が崩壞を免れしを以て、二時半頃まで同岸壁にありて、人命救助に當り、遂に火災に襲はれ、港外脱出には最も苦心せり。八號のヤマ(Yama)丸、九號の三島丸、十號の丹後丸、何れも岸壁破壊と共に、港外又は港内浮標に避難せり。震災當日に於ける活動の状態は大略此の如し。而して其の後に於ても、税關小蒸汽及曳船の船員は、震災に當り、港内に於ける小蒸汽の船員の多くが、自家の安全を能く公務に服し、震災の救護事務を援けたる事は、震災事務局に於ても認めたる所なり。

以上は税關構内及海上に避難せる者の状況なるが、翻つて官舎の状況を見るに、野毛山官舎は全焼し、西戸部官舎の多くは、倒壊又は半壊し、殊に二號三號は倒壊の上全焼し、又倒壊家屋の下敷となりて死亡したる者四名、負傷したる者數名を出せり。地震と共に監視部長は平山監視に命じ、自動自轉車を以て官舎に連絡を取るべく命令せしも、同監視は道路破壊して其の目的を達せず、途中より引返せしが、本關より脱出せるものゝ中官舎に歸りしものなきにあらざるも、其の數は極めて少なく、家族と戸主とは猛火に距てられ、互に不安裡に一夜を明したりき。

翌二日に至りては、海上に逃れたる者、公園に止りたる者、其の他歸宅の途中にありて歸著し得ざりし

者等官舎に集り來りたるも、其の家は全焼し、或は倒壊し、住むに所なく、従つて家族は近郊四隣に分散せしを以て妻子を尋ねざるべからず、其の状全く悲惨と言ふも愚なり。其後妻子に邂逅して、其の安全を喜ぶ者ありしも、直後に迫り來りしものは、衣食住の問題なり。此夜の食と住とは何處にか之を求めんか。加ふるに日夜より鮮人放火掠奪をなすべしとの流言あり。爲めに衣食住の不安に苦しめる家主は、更に徹宵武器を採つて起たざるべからざるの狀態なりき。

三 税關假廳舎と官舎の狀況

官舎の被害は前述べたる如し。而して其家族を有せざる者は、無警察狀態に痛く恐を懷き、親戚知人の安否を案じて、四方に分散し、又は海上に止まり、官舎を訪問せしものは、極めて少數となれり。かくして税關の機能は一時停止せざるを得ざりき。然れども税關の本據は一日も缺くべからざるものなるを以て、取敢へず震災の翌日、港内に碇泊せる東洋汽船會社所屬汽船コレア丸に假事務所を開き、會同船上に假事務所を設けたる神奈川縣港務部警察部及東京逓信局海事部横濱出張所と連絡して執務し、傍ら横濱市四十五萬人の救護、竝に秩序維持の爲め、最も緊切なる食糧品の徵發及陸揚等を補助し、又他面に於て税關構内の警戒を圖らんとしたり。然るに之より先、已に飢餓に苦しめる罹災民と、無警察の中には暴力を擅にせんとする暴徒とは、大舉して殘存の上屋又は倉庫に殺到し、食糧其他の掠奪を擅にし、中には兇器を携ふるものあり、兇器を携へざる者も、何れも著しく昂奮し、武器を帯びざる税關官吏を以てしては、到底之を抑制し得る所にあらず。加之其官吏すら四散し、四散せざる者も自己及家族の生を完

うせんとする事にのみ急にして、更に餘力なし。依て神奈川縣警察部に其應援を求めしも、警察亦税關官吏と其の軌を一にし、本務すら遂行するの力なく、自警團等と自衛によりて僅かに秩序を維持せんとする實情なるを以て、是れ亦應援の餘力なし。若し餘力あるとするも、掠奪團の銳鋒は蓋し防止し能はざりしならん。事情かくの如くなるを以て、税關構内の警戒は軍隊の援助に俟つの外途なかりしなり。然るに關東地方戒嚴の勅令は、九月二日付を以て已に公布せられたるも、横濱市が事實上略、完全に軍隊の警備の下に至りしは、五六日頃なりき。此の間に於て構内に殘存せし貨物は、大半掠奪に委しりき。

次に罹災職員の救護も、亦一刻も忽緒に附すべからざりしを以て、西戸部税關長官舎に其の救護本部を設け、取敢へず焼失を免れたる倒壊官舎内より米鹽を掘り出して、之が炊き出しを開始し、市の救濟食糧の配給始まるや、之を受けて、炊出しを繼續し、官舎居住者は勿論其他此處に集まれる職員及其家族にも之を給與せり。又一面に於ては、九月五日出帆の便船に托して、バラック二百五十坪の建築材料と人との送付方を、神戸税關長に依頼し、九日其の到着と共に、西戸部町税關官舎第二號及三號の焼失跡、及第一號官舎の倒壊跡に八棟合計約二百坪のバラック建長屋を建築して、吏員を收容合宿せしめたり。前述の如く震災に依りて、本關は倒壊し、多數の死傷者を出したるのみならず、幸に其の難を免れたるものも、猛火に逐はれて四方に離散せしを以て、先づ僅に消息によりて其生死又は行衛不明等を調査し、同時に税關職員は必ず速に税關長官舎に出頭すべき旨を、本關燒失及市内各所に揭示し、略、死亡者と見當を

付けたる後を待ちて、本關燒跡を發掘し、遺骨を遺族に引渡せり。

四 構内設備の被害竝に應急施設狀況

構内設備の被害狀況は詳密に記す暇なしと雖も、要するに被害甚大なるものにして、さしも堅固なりし彼の岸壁も、多くは海中に墜落し、幸に墜落を免れたるものも、傾斜又は彎曲し、一時使用は絶望の觀ありしが、一面陸上の食糧は刻々と缺乏し來りしを以て、速かに食料品を徵發し、陸揚するの必要あり。又他府縣よりの救護品も續々入荷し來れるに拘はらず、舩船は大牛燒失又は毀損し、使用に堪ふるものも雖も、船頭の多くは船を捨て、上陸し、其用を爲さず。此の間に於ける當事者の苦心焦慮は想像の外にありき。従つて如何にもして殘存岸壁を使用する要ありと爲し、九月八日より軍艦球磨の援助に依り、第二號岸壁の整理竝に調査を爲し、略安全なりとの確信を得たるを以て、十日食糧を滿載せる東洋汽船會社所屬船明洋丸を之に繋留したり。十一日より同じく球磨艦の手に依り、西波止湯棧橋の船橋取付けに著手し、十八日竣工したるを以て、十九日避難民輸送船大洋丸東洋汽船會社運用品を同棧橋D號に繋留し、其の後避難民輸送の巨船は、多くは此の棧橋を利用せしめ、鐵道省清水橫濱連絡船景福丸高麗丸はA號に、日本郵船會社神戸橫濱連絡船長崎丸上海丸はC號に定繋するに至れり。續いて球磨艦の手により、五號岸壁に船桁ポンツーンを設け、二十九日始めてアンデス丸を繋留し、又倒塌を免れたる六號岸壁は、大阪商船會社所屬船リオン丸を、十二日始めて繋留し、其後五六號は盛に利用せられつゝありき。因に橫濱港は震災數日間は舩及舩曳船の缺乏、人夫の不足に苦みたる結果、九月七日陸海軍の救助を受くるこ

となれり。就中陸揚に就きては小林少將の引率する第三戰隊之に當り、其の實務は主として新港第二號倉庫第一號戸前に設置せられたる棧橋司令部に於て之を行へり。球磨艦長高橋壽太郎大佐之が司令官たり。而して陸海軍は同月二十七日引揚げ、其後陸揚竝に配給所迄の運搬は、協議團橫濱現業部に於て引受け、十月二十一日に及び、同日以後臨時震災救護事務局橫濱出張所直接之に當ることゝなれり。

陸揚場は税關構内及橫濱船渠倉庫を最も便利とするを以て、税關に於ては一時使用し得べき上屋及空地を救護品の陸揚場に無償提供せり。又橫濱港に於ては其輸出品の大庫たる生絲の保管倉庫の大部分を失ひしが、之が有無は橫濱港の生命に關係し、惹いて我國に於ける輸出貿易を害するものと認めしを以て、取敢へず新港第二號煉瓦三階建倉庫を生絲輸出商の全部より成る橫濱貿易復興會に生絲倉庫として貸與せり。

假事務所の設置

前述の如く九月二日、取敢へずコレア丸に假事務所を設けしが、其後陸上の秩序漸く回復するや、船舶關係事務のみをコレア丸に残し、本部を西戸部町税關長官舎に移し、更に九月十三日之を新港岸壁第二號倉庫に移し、左記の如く臨時事務を定めたり。

第一部 總務課検査課及貨物事務

第二部 監視事務

第三部 會計事務

税關 航路標識管理所

第四部 船舶及救護品事務 (臨時震災救護事務局補助)

其後新港構内にバラック事務所二棟を建築して、之に移轉し、やがて前記分擔を廢し、普通分課に移りたり。
(横濱税關監視部長)
 (飯田九州雄氏述)

第五節 航路標識管理所

附羅州丸の行動

横濱航路標識管理所 調査

大正十二年九月一日午前十一時五十八分突如激震起り、瞬時にして廳舎倉庫等諸建物總て倒壊し、所員の一部は逃れ出しも、一部は倒壊家居の下敷となり、死者負傷者を生じ、極力救助につくし、も附近本町小學校より發火し、折柄の強風に煽られ、忽ち風下なる本廳舎に延焼し、殆んど混亂状態に陥りたり。中にも微かに救助を求むる聲を辿り、漸くにして十一名を救出せしも、猛火のため危険刻々に迫り、辛うじて小部分の書類の搬出と同時に、所員及館舎居住者の家族の一部を避難せしめたり。時に午後一時三十分なり。避難者の大部分は構内裏手の埠頭より港内碇泊船羅州丸に、或は埠頭對岸鐵道線路に依りて各自四散せり。

御眞影奉安

是より先、廳舎延焼の危険を知るや、直に 兩陛下御眞影を奉安所より前記羅州丸内

に奉移し、次で十月二十日、宮内省に保管方許可を得、一と先づ奉還せり。

死傷者數及處置

此の大震災のため、職員^{その内廳舎倒潰により死亡せるもの}の死者、所長以下十名、^{六名構外にて死亡せるもの}三名、職務上負傷して入院治療中、^{内重傷者四名、輕傷者八名}重傷傷者十二名、^{輕傷者八名}を出せしは眞に遺憾とする所なり、此等の構内死亡者は、翌二日朝に至り發見せられしを以て、各遺族に遺骨を引渡せり。而して負傷者の一部は災後直ちに活動し得しも、一部は比較的重傷にして、同僚の介抱に依り、電車内又は鐵道貨物車内等に夜を徹したる者あり。此等を更に羅州丸に收容し、應急手當を施し、幸經過良好にして、漸次快方に赴き、只一人不具者となりし外、何れも數旬日内に治癒し、勤務に服するに至れり。

所員の救済及應急處置

震害のため、所員の大部は住宅を燒失し、家族離散して所在不明となり、甚しきは骨肉を喪ひ、輕きも家屋半壊し、加ふるに市中到る處不逞の徒跋扈して、盛に掠奪を行ひ、其厄に遭ひしもの亦尠なからず。殆ど晝夜不眠不食、危懼の裡に夜を徹し、米鹽すら漸次に缺乏して、飢餓に迫りしを以て、市當局に就き、米菜配給の交渉を遂げ、救済の方法を講じ、一面附近震災被害調査のため、所員を出張せしめ、又所員の執務すべき建物なきを以て、燒残り木材及生子板を蒐集して、約十坪の假小屋を急造し、九月五日より不完全ながら事務を執り續けたり。又同構造のバラック九坪を設け、巡視小使詰所及宿泊所に充てしが、何れも單に雨露を凌ぐに足るの設備に過ぎざりしを以て、更に假事務所及所員避難所等施設の必要を認め、之れが材料の供給を神奈川縣及横濱市當局に交渉し、此等の配給を受け、別に震災應急費として、本省費處理資金壹萬圓及六萬七千參百八拾圓、合計七千參百八拾圓の支出を仰ぎ、

假事務所以下左記諸建築に著手し漸次竣工せり。九月二十二日此の假事務所に移り、十二月十日更に假廳舎木造平家建 竣工成移轉し以て今日に至る。

震災應急建物一覽表

(工 事 名)	(數 量)	(請負金額)	(起 工)	(竣 成 備 考)
假 事 務 所	木造平家 七二、五坪一棟	二、〇四九、五〇〇	十二年九月十四日	十二年九月廿二日
假 遊 難 所	木造平家 一〇〇坪五棟	五、四〇二、〇〇〇	同	同
假 湯 吞 所	木造バラック 三四八坪六棟	一五、三八三、三〇〇	同	同
假 倉 庫 所	一八三、二二〇	一、八三二、二〇〇	同	同
假 便 倉 庫 所	一五五、四〇〇	一、五五四、〇〇〇	同	同
假 浴 場 及 物 置 所	二一七、〇〇〇	二、一七〇、〇〇〇	同	同
假 厨 舍 置 所	一、四七坪五合棟	三〇五、〇〇〇	十月廿三日	十三年一月三十日
假 船 待 所	延長土間一ヶ所	二〇、一三五、九五〇	十月十九日	十二年十二月八日
假 石 炭 庫 所	一棟	二、三〇〇、〇〇〇	十月廿九日	同
假 冶 小 屋 所	一棟	三九〇、〇〇〇	十月十六日	同
假 鍛 冶 小 屋 所	一棟	六二二、〇〇〇	十二月七日	同
假 事 務 所	一棟	九〇〇、〇〇〇	同	同
假 當 直 室 寫 真 室 所	一棟	一、六四九、六〇〇	十二月廿二日	十三年一月四日
假 木 柵	一四七間	一、三四〇、〇〇〇	十三年一月四日	同
假 木 柵	一棟	二、九一〇、〇〇〇	同	同

コングリート塀其他	假 官 舎	假 傳 習 生 寄 宿 舎	表 門 改 築	當 直 室・浴 室 新 設	電 燈 配 置 場	水 道 布 設	雜 工 事	建 築 材 料 置 場
一	四〇坪	五五坪	一ヶ	一	一	一	一	一
式	棟	棟	所	棟	棟	式	式	式
四、一九〇、〇〇〇	一、四〇四、八二二	六、二一三、七八	二八〇、〇〇〇	一五〇、〇〇〇	二五〇、〇〇〇	五〇四、九三三	八二〇、〇〇〇	一、〇八一、〇四
十三年一月四日	十二年十二月廿五日	同 十一月十四日	同 十二月四日	同 二月四日	同 三月十二日	同	同	同
十三年三月十日	同 三月十九日	同 十二月十九日	同 十二月二十日	同 三月十日	同 三月廿五日	同	同	同
七八、七二六、〇二								

豫算七七三八〇圓に比し不足一三三四六、〇二は跡地整理費より流用。

各航路標識の被害状況並に應急處理 所管各標識の地震圈内に在るもの亦倒潰若しくは崩

壞沈下等の厄に遭ひ是れが復舊は多額の費用と日數を要するを以て、十三年度以降豫算を要求するこ
ととし、差向き應急修理を施工するため豫算費金參萬壹千圓の支出を仰ぎ、十二月上旬著手、一月下旬に
至り落成點燈實施せり。

臨時出張所設置 震災のため一時交通々信諸機關の破壊に依り、全國に散在せる管下各航路標識
に對する事務執行不能となりしがため、之が應急處置として、臨時出張所を開設し、當面のことを處理せ

しめ九月末日を以て公務執行上稍、其緒に著くことを得、爾來本所の設備整頓に随ひ、出張所を廢止し、出張者に歸所を命ぜり。

羅州丸の行動 所屬汽船羅州丸は、第一回の標識視察巡航を終へ港内に碇泊せしを以て前述せる如く、本所員の一部及官舎居住の家族、竝に一般避難民を收容し、傍ら避難せる醫士に囑託して、負傷者の治療に力めたり。藥品及繙帶、醫療器具等備付品提供す。又一面には食糧野菜等を横濱市役所横濱船渠會社より受け取り、救助に努めたり。九月三日迄の救助收容人員三百五十五人に上りしが、其後漸次退船せり。而して本船は本所より西南地方諸燈臺へ配給すべき石油運搬、竝に本所購入物品の積取り、及避難民五十七名輸送の爲め、九月二十日横濱出帆、鳥羽申本へ寄港、石油の荷揚をなし、夫々避難民を上陸せしめ、更に神戸、大阪に航し、本所及本省東京市等の復興材料を搭載し、十月四日歸港せり。災後同船の任務、就航發著等左の如し。

方 面	出 帆	出 帆	出 帆
(第一 次)	鳥羽、申本、神戸、大阪	鳥羽、申本、神戸、大阪	鳥羽、申本、神戸、大阪
(第二 次)	標識燃料各所へ配給一般避難民輸送、本所及逕信省東京市等應中用品及復興材料積載	標識視察物品配給、歸途大阪にて事業用品購入及東京市電氣局復興材料積載	標識視察物品配給、歸途大阪にて事業用品購入及東京市電氣局復興材料積載
(第三 次)	神子、元島、友ヶ島、神戸、大阪	本州四國の一部九州沿岸標識四十一ヶ所	本州四國の一部九州沿岸標識四十一ヶ所
出 帆	九月二十一日午前十時横濱	十月二十日午前八時横濱	十二月三日午前十時横濱
歸 港	十月四日午前十一時三十分横濱、十月六日陸揚のため芝浦へ出帆、十月十三日歸港	十一月四日午後十二時五十分横濱、十一月六日品川港へ出帆、十一月二十五日歸港	十三年一月十二日午前九時四十分横濱

日 數 二十二日
 湮 數 七百九十二湮
 三十六日
 七百七十八湮
 四十一日
 二千九十七湮

第一次及第二次航海に於て東京市電氣局及東京電燈株式會社復興材料を積載運搬せし報酬として、石炭納付方申出認可を得現品受領することとせり。其の積載材料石炭の數量價格左の如し。

逕 信 省	(官 公 署)	(積 載 噸 數)	(納 付 石 炭)	(公 價 格)	(備 考)
東京市電氣局	三六〇噸	一、五四〇噸	二二五噸	四、〇九五圓	納付石炭は航海所用燃料の約半數に當る
東京電燈會社	二八八噸	二八八噸	一〇〇噸	二、〇〇〇圓	同
東京市役所關係	八五噸	九〇噸			
横濱市役所關係	九〇噸	一一、三六三噸	三二五噸	六、〇九五圓	
(計)					

會計經理 震災により會計に關する帳簿書類殆んど全部烏有に歸し、加之日本銀行横濱代理店も亦同様災禍に罹りたるため、收支支其他豫算關係の調査不能に終り、且つ著しき困難を來たせるより、十二年度九月一日迄の收入金額は不明に歸し、支拂豫算の殘額に就ても僅かに殘存せる小切手交付によりて推算し、更に大藏省と協定を要せざるべからざるに至れり。又銀行閉店中に於ける九月分俸給給料支拂のため、臨機本省豫算内を以て一時繰替を受け、或は應急諸費は武本技師に前渡金として交付を受け、假事務所、其の他の建設費及事業上必要品の購入費に充てたる等當時の主なる事項なりとす。震災に原因して、殉職者及其他に對する臨時賞與、工場職工解僱に對する賞與又は臨時設置の函館外

二出張所への派出旅費等、豫想外多額の支出を爲し、其額貳萬參千四百圓餘に達せり。
又震災當時焼失せる物品にして、代金未拂に屬せのもの二十件、二千二百十六圓餘ありしも、豫算の關係上、其の全部を支拂ふこと困難の事情ありしを以て、特に協定の上、請求額の五割を支拂ひ、以て之を完了せり。

震災應急費の經理狀況に就ては、武本技師の掌理以外に、本所應急物設費、假廳舎其他の附屬建物新設並に被害焼失室應急工事費を通して、拾六萬四千六百參拾圓を以て、夫々施設急場を凌げり。然して之が復舊に關しては、十三年度以降四箇年度を以て完成せんとする計畫にして、豫算總額貳百拾四萬六千九百九拾六圓は、目下協議中に屬せりと。

終りに經理部支拂豫算の現況に就いて、行政整理の爲め、十二年度に於て拾貳萬參千貳百貳拾參圓、十三年度に於て七千九百七拾圓、通じて拾參萬壹千九百九拾參圓の金額を削減せられたるを以て、今後愈々極端なる節約方法を講ずるの止むなきに至らんと苦慮しつつありと雖も、到底此まゝ永續不可能と斷言し居る所なれば、相當の機會に於て之が挽回を望む次第なり。(據燈光雜誌)

東京海灣附近航路標識に及ぼしたる災害狀況

大正十二年九月一日の大震は、東京海灣附近所在航路標識に甚大の災害を與へ、殊に海底の隆起又は陥落及陸岸の變化は、航路標識の壞損廢滅と相俟て來往船舶に危惧の念を深からしめたり。當時在横

濱航路標識管理所は、廳舎工場破壊全燒所長以下多數死傷者を出し、混亂狀態の裡に終止せり。海軍水路部は、驅逐艦野風に中佐竹内輝次を乗込ましめ、九月十一日より同十三日に亘り、東京海灣より伊豆近海の水路異狀の調査を行はしむ。其の報告中航路標識に關し記述する所左の如し。

第二臺場川燈臺 點火疑はし。

横濱水堤燈臺^二 異狀なし。マイ一丸船員談

横須賀防波堤燈臺^三 點火せず。野風航海長談

羽根田燈臺 點火疑問なり。

第二海堡燈臺 點火せず。

第三海堡燈臺 傾倒。

觀音崎燈臺 海中へ陥落。

海瀨島燈臺 異狀なく點火す。

劍崎燈臺 龜裂點火なからん。

城ヶ島燈臺 打損。

右の外野風航海長の談によれば、西より東京灣に入りし際、點火を認めたる燈臺は、御前崎、神子元島及海瀨島の三箇所のみなりきと言ふ。九月十一日付を以て、大角海軍省軍務局長は、宮崎管船局長に對し、第十二驅逐隊、去九日品川へ回航の途次、目撃する所によれば、伊豆以東に於ては、神子元島及第二海堡を

除きたる他の燈臺は點火し居らず。該方面艦隊の行動頻繁なるに鑑み、至急復舊を取計はれ度旨要請あり。然れども當時通信機關杜絶して、各燈臺の狀況は知る術なく従つて被害程度明確ならず。浮説流言行はれ、中には何等信憑するに足らざるものすらあり。各種の情報を綜合して、其の事實と認むる左の燈臺に對しては、九月十五日官報告示を以て燈臺消滅のことを發表せり。

野島崎洲の崎大島、劍崎、觀音崎、第三海堡、横濱北及東水堤、羽根田の九燈臺及本牧、川崎及荒洲の三挂燈浮標。三浮標燃料瓦斯供給不能の爲めなりとす。

航路標識管理所は、九月十五日被害地と認むる左の各地に向け、吏員を派遣し、實地調査を行へり。

神子元島、石室崎、大島。以上甲良技手、飛奈看守。

城ヶ島、劍崎、觀音崎。以上上村崎技手。

洲の崎、野島崎、勝浦、大吠崎。以上三浦技手。

品川、羽根田。以上坂倉技手。

但し大島は九月二十六日の激震にて被害甚大、點火不能に陥り、再度吏員江崎技手を差遣調査せり。

災害狀況 右出張員の復命及燈臺の報告等によれば、各燈臺の被害狀況は、大要左の如くにして、其の拂ひし犠牲多きも、一名の死傷者を出さざりしは幸ひなりき。左に横濱北水堤等の一二の燈臺の被害狀況を抄記す。(編者記)

本港燈臺の被害 横濱北水堤、四等同東水堤、五等燈臺、六角形鐵造高さ四十尺、明治二十九年建設は、孰も防波堤と共に十三尺五寸沈下し、燈臺下部及ピンチ瓦斯タンクは、水中に没し、燈籠に異狀なかりしも、瓦斯供給不能となり、燈火

を減せり。本牧挂燈浮標、川崎挂燈浮標、荒洲挂燈水中信號浮標は、海中に浮動するを以て、格別震害なかりき。

假應急施設 以上各標識の内ピンチ瓦斯を燃料とする爲、横濱航路標識管理所構内に在りし瓦斯蒸造場焼失、燃料供給不能となり、燈火を消滅するの已むなきに至りしものは、横濱兩水堤、第三海堡及羽根田の四燈臺、並に前記本牧、川崎の二挂浮標なりき。依つて非常用燈器を用ひ、北水堤は九月十二日高燈三十三尺告示第一より不動燈、北堤紅光、東堤白光を點じ、更に兩燈臺ともに高壓十斤入アセチリン瓦斯發生器を取付け、各二十八立火口を用ひて、震前と同一の燈質となせり。北堤は九月二十五日告示第一より東水堤は九月二十七日告示第一より孰れも點燈實施せり。本牧及川崎挂燈浮標に對しては、見廻小蒸汽光丸船部に高壓十斤入發生器を据付け發生せる瓦斯を標體タンクに移入し、燃料をアセチリン瓦斯に更め、二十八立火口を用ひ、震前と同一の燈質とし、本牧は十月二十二日燈光數二百二十、告示第一より、川崎は十月三十日燈光數百告示第一、五八四號せしめたり。

第六節 横濱稅務署

九月一日午前十一時五十八分と思しき頃、一大激震あり。當時廳舎内に於て執務中の署員は、何れも難を室外に避けたるを以て、大多數は無事なるを得たり。唯事務室より食堂に至る廊下、食堂より小使

部屋に至る鐵筋コンクリート造に係る屋根は殆んど一齊に墜落したる爲め、食堂より小使部屋に至る廊下に逃避せんとしたる屬田原伊助は、該廊下屋根の破片により、其の右足を殆ど切斷せられたり。四に死。廳舎階下の柱は、大多數上下接続部の損壞甚しく、窓枠及玄關大戸は、激震と同時に離脱倒壊し、壁及床等にも龜裂の箇所尠ならず。其の後間もなく西南の方向三箇所より火災起り、濛々たる火焰は漸次廳舎に接近し來りたるを以て、備付のホースを消火栓に取付けたるも、水道管破裂の爲め、斷水して其の用を爲さず。午後三時半頃、廳舎は全く火焰に包まれ、燒失の災を蒙れり。是より先、第一回の激震の爲め、一度避難したる署員は、再三廳舎内に入出して、重要簿書の搬出に努力せり。然れ共、頻來する激震の爲め、人命を損する虞ありしのみならず、強風に勢を得たる猛火は、漸く廳舎を襲ひ來りしを以て、一部分の簿書及物品を搬出したる外、遂に悉く灰燼に委するの已むなきに至れり。倉庫扉は危険を冒して閉鎖せしも、強裂なる大熱の爲め、鐵扉焦熱合著點離脱し、庫内の土地臺帳及地圖等燒失せり。此に於て本月二日、市内西戸部町西の原百六十番地、小宮所長私宅を假事務所と定め、同所を中心として、署員の收容及救護の事務に従事せり。(據財務協會雜誌)

第七節 神奈川縣立輸出羽二重検査所

大正五年十一月に竣工して、日尚ほ新らしき同廳舎は、北仲通六丁目裁判所の隣地二百餘坪の豪壯な建物であつた。當日は退廳時間際であつたので、室内に残留の所員は殆んど無かつた。第一震で建物

に異状はなかつたが、第二震に因つて書類庫は約二十度の角度を以て、海岸の方に傾いたので、書類は四方に散亂した。所が間も無く、向側補習學校からの火は同廳を襲はんとしたので、書類を手當り次第に捨ひ集め、一使丁をして安全地帯へと運び出させた。比較的出火が遅かつたのと、建物が破壊を免かれ、たのとで、人命を失つたものはなく、残る所員は紅葉坂方面久保山方面海岸方面等に避難した。主なる被害として特記すべきは、建物のみで、製品は検査済次第返す事になつて居るので、夫れには一點の被害もなかつた。其後の復舊狀況は、大正十三年七月に至つて四間に六間の假バラックを建て、直に開應した。輸出絹物は震災前に比すれば、數に於ては返つて優である。其の原因は、災後保土ヶ谷富士紡績會社の製品富士絹の増加を見たのであるからでもある。(神奈川縣立輸出羽二重検査所員談)

第八節 植物検査所

農商務省所管植物検査所 調査

一 一般狀況

植物検査所は大正十二年九月一日の大震災火災の爲に、半壞の倉庫一棟、同倉庫に收藏し在りたる物品、印刷物、古帳簿及書類、所員貸出中の圖書、金庫内收納の郵便切手、所員の持出したる書類等を除き、一切の建物、工作物、物品、帳簿書類を烏有に歸せしめたるを以て、取敢ず同月三日、多數所員の集合に便宜なる横浜市内根岸町重田屬居宅を假事務所に定めたり。同月四日、狩谷所長代理本省へ出張して、被害の報告

をなし、同月八日出張中の桑名所長歸廳したるを以て假事務所を東輕井澤の同所長宅に移轉し、部署を定めて、諸般の復舊計畫を講ず。先づ資金前渡を受け、應急物品の購入、人夫の支拂、其の他經費の仕拂を圓滑ならしめ、震災前の庶務會計を調査整理して種々の報告を爲し、應急及復舊豫算（應急は税關に合併の爲之が建築費を除き）を作製提出し、輸移入植物検査場を税關構内の舊敷地に急造して、之が検査取締に備へ、且つ税關の取締設備壊滅して出入貨物の取締不行届の狀に鑑み、職員を阪神地方に派遣して、小蒸汽船一艘を購入し、倚て以て輸移入植物の検査取締を完全ならしめ、亦英國及米國輸出百合根の検査も、九月十九日の申請を始めとし、引續き之を行ひ、植物病菌害蟲及貯藏穀物害蟲の研究調査事業は、一切の目的物を失ひたるに因り、研究用品の急備を圖ると同時に、諸材料の蒐集に著手し、以て回復を促進せり。

十一月に入り、高島嘉兵衛氏の所有せる東輕井澤の土地約百坪を無償借入れ、之に多少の盛土を施し、別に神奈川縣に申請して該地に無償を以てバラック建物六〇の建設を受け、之を假事務所となし、同月二十二日移轉す。十一月八日、應急豫算の令達ありしを以て、直に検査研究用品の購入を開始し、亦輸出植物検査場兼研究調査室、又輸移入植物検査場の設計に著手す。十二月十七日より、臺灣産西瓜の移入禁止解除せられ、横濱神戸門司下關の諸港より陸揚するものに限り、検査の上移入を許可することとなりたるを以て、之が検査取締を開始す。之が經費は大正十三年度より要求することとなせり。舊植物検査所は假廳舎を税關と合併することとなりたるを以て、單に輸出植物検査場兼研究調査室のみの敷地として廣大に過ぎ且つ不便少なからざるを以て、大正十三年二月末日に至り、之を返還する

こととし、二月十八日市内高島町に輸出植物検査場兼研究調査室敷地を借入れたる。亦税關構内の輸移入植物検査場敷地は、税關より返還を要求せられたるに依り、急造輸移入植物検査場を取毀ちて、之を返還し、代地として萬國橋附近の敷地を税關より借入る。取毀ちたる急造輸移入植物検査場材料は、輸出植物検査場兼研究室材料に使用せり。二月二十六日、税關合併廳舎成りたるを以て、廳舎を之に移轉す。同二十八日舊敷地に孤存せる半壞の貯藏穀物害蟲研究用煉瓦造倉庫を取毀ち、其他の燒跡整理完了したるに依り、同敷地を返還す。三月十七日、會計検査院の松田副検査官外二人來所、震災後の經理に屬する收入支出國有財産物品等に就き、實地検査を施行せられ、同三十一日輸出植物検査場兼研究室及輸移入植物検査場竣功したるを以て、穀蟲部員及病菌害蟲研究調査員を前者に移轉せしむ。

二 植物検査に關する狀況

輸移入植物検査 震災の爲め横濱市内に於ける一切の秩序は破壊し了せられ、白晝尙殺人強掠、窃盜の頻々として行はるゝものあり。人心爲に途に安んぜず。斯かる騒亂凡そ數日にして、漸次秩序の回復を見るに至れりと雖、検査事務執行の如き、未だ容易の業にあらず。偶、外航船舶の寄港するものと雖、岸壁埠頭の大破壊、舢舨の大缺乏、陸上の不穩のため、上陸の便なくして、直に神戸其他に廻航するを以て、専ら所内秩序の回復に努力せり。是月下旬、税關西波止場假波止場の成るに及び、漸く検査事務の復舊を見更に十月下旬、小蒸汽船寶安丸を購入するを得て、検査取締の整備を見るに至れり。

震災直後輸入検査に對し、特に記録すべきは、第一に検査品の數量例年に比して激減せることにして、

専ら震災により、横濱港揚貨物減少の結果に因るものと思せらる。第二は米國加奈太方面より苹果、梨、胡桃等輸入禁止品を携へ來るもの、著しく増加せることにして、震災地に於ける食料品の缺乏を救助するの意を以て携へ來れるものなるべきも、既に本所は此の騒亂裡に斯の如き輸入禁止品の輸入により、恐るべき害虫を輸入し、國家百年の悔を残さん憂ありしを以て、極力之が防止取締に當れり。

移輸出植物検査 地震發生當時は、例年百合根の輸出最盛期に該當し、鹿兒島縣其他暖地に栽培せる所謂島百合の輸出を終りて、漸く埼玉群馬地方に産せる黒軸百合の輸出を見んとする際なりしが、震災の爲關東一圓の交通機關全く破壊せられたるに依り、一時は百合輸出の前途寸前暗黒の觀ありしが、九月下旬に於て、既に輸出に遅れたる島百合三千餘捆を神戸港より輸出せらるゝものあり。埼玉群馬方面に於ても、其の地方に於て検査を受け、神戸を迂迴して亞米利加に輸出を企てんとするものあり。本所に於ても非常緊急の際止むを得ざるものと認め、埼玉縣本庄町に於て輸出百合根の受檢を許可し、其の設備をなさしめつゝありしが、十月中旬に至り横濱市内に於ける秩序漸く回復するに及び、從前通市内に於て受檢の設備をなすものあり。斯くて横濱、神戸、埼玉三箇所にて受檢の上、輸出を見るに到り、其の輸出高例年に比して何等の遜色なき盛況を見るを得たりしは不幸中の幸と謂ふべし。朝鮮輸出苗木の検査は、例年十二月中旬頃より開始せらるゝを常とす。震災の爲九十月頃關東地方栽培の苗木は、其の價格著しく下落し、其の機に乗じて關西地方に流出するもの夥しく、十一月に至りて價格漸く回復せりと雖、既に品薄の爲、本年度移出検査數量は例年に比し稍減少を見たるは止むを得ざる所とす。

殊に大正十三年一月十日より、埼玉縣に於ては縣令を公布して輸出苗木の取締を勵行するに至り、不合格苗の除去と共に、一層品薄の止むを得ざるものありたり。尙ほ本所調査研究に關しては、大正六年本事業開始以來、桔据經營漸成したる調査研究成績標本、圖幅、器具、機械等も亦震災に因りて烏有に歸し、殊に未發表の調査研究成績を焼失せしむるに至りしは甚だ遺憾の事とす。

三 震災後の庶務狀況

震災の際は、出張中の桑名所長及二三の職員以外、全部在所せり。震災に因りて職員中一二の者其家族に遭難者ありしが、職員に一の遭難者なかりしは至幸と謂ふ可し。震災直後二三の職員相會し、重田屬住宅に假事務所を設置したりと雖、當時市内は秩序全く紊れ、人心極度に不安の氣漲り、食糧窮乏して、人之が獲得に狂奔しつゝある状態なりしを以て、地方に避難せし職員も多く、事務開始の如き、未だ企て及ぶ可くも非らざりしなり。其の後數日を経て、秩序恢復し、衣食救済の途開かれ、人心少しく安定となりたるの際、桑名所長朝鮮より歸廳せられ、假事務所を同所長宅に移すや、居所不明の職員を探索して、出勤を促し、茲に始めて事務の開始を見るに至れり。然れども職員も多くは何れも假事務所に遠き邊陲の地に居住し、出勤に多大の時間を空費するが爲、事務の進捗を妨ぐることに甚しきに窮し、神奈川縣に申請し、バラック建物の建設を受け、一部を應舎に、一部を住宅に充て、此等出勤不便の職員を收容して、促進を圖れり。震災後十二年度末の間に於て、本所々屬職員の異動を擧ぐれば、輸移入植物取締用船購入に伴ふ船長以下の船員傭入をなしたるに止まる。

九月八日桑名所長私宅の假事務所に於て事務開始を見るに至れりと雖當時日本銀行横濱代理店閉店中なるを以て、經費支出の途なく、已むを得ず桑名所長の私金を以て、執務用の物品を購入し、一時の急を凌ぎたり。然れども斯る事情の下に於ては事務遂行に支障少からざるが爲め、日本銀行本店に交渉し、本店より一般經費支辨の資金及九月分の俸給及給料の支拂を受け、茲に漸く執務圓滑となれり。燒品の取片付を始めとし、職員の出張、小蒸汽船其の他緊要物品の購入、假輸入植物検査場の新築、人夫の備上等、検査其の他の事務處理に支障なきを得せしめ、超て十月日本銀行横濱代理店開業して、經費支出の方法全く復舊し、震災後停止し在りたる支所以下の經費仕拂も漸く解除することを得たり。十一月應急豫算の令達を受くるや、器具機械の購入、輸出植物検査場兼調査研究室、輸入植物検査場の新築等漸次進行せしめ、年度末に於て松田會計検査官一行に依りて、會計實地検査を施行せられたり。震災に因りて、帳簿書類焼失し、經理上幾多の障礙續生したるに拘はらず、應急の施設を整備して、事業の遂行上支障なからしめ得たるは、當務者の意を安んぜし所なり。

第九節 神奈川縣港務部

神奈川縣港務部 調査

一 一般狀況

大正十二年九月一日、大震災に當り、港務部廳舎は數秒にして全潰したる後、類焼した。汽艇大正丸及

港務部裏汽艇甲、棧橋も亦類焼した。而して別記の如き死傷者を出した。當日、港務部廳舎内にありたる部員にして生存せるものは、時を移さず、崩潰瓦石の下敷となり居る負傷者の救出、避難者の救済、所屬汽艇船舶の避難に努力した。翌二日、東洋汽船株式會社、コレア丸内に神奈川縣港務部假事務所を假設し、帝國海軍、横濱關稅吏員、日本郵船株式會社、東洋汽船株式會社、大阪商船株式會社、三井物産株式會社等の社員及船員の多大なる援助を得、港務事務を開始するを得たるも、危急の際なれば、常務の外當所屬汽船及徵發汽艇を指揮して、入港各船及在港碇泊船の積荷、食料、飲料、水藥品の調査をなし、必要に應じて之を徵發、陸揚することに從事し、又一方、陸岸にある罹災民を港内在船の各船に避難せしむると同時に、出港各船の人員を收容可能の力を調査して、毎日二千乃至八千名の罹災者を清水、神戸等の方面に輸送せしむることゝした。此間、港務部醫員は、検査等常務の傍、船醫其他と協力して、罹災民中傷病者手當のことに努め、而して此間各方面に向け、救援要求、震災の狀況報告等、凡て汽船コレア丸の無線電信に依り、又碇泊各船と港務部事務所との通信を海軍信號兵六名及稅關、日本郵船株式會社、東洋汽船株式會社等の汽艇に依つて遂行した。而も茲に特筆すべきは、震災直後、大阪府港務官山路梅太郎、九月十一日著十月四日歸任及福井縣港務官久野左直、九月八日著十月四日歸任兩名の應援があつた事である。而して九月十二日に至り、港務部事務所をコレア丸より日本郵船株式會社汽船三島丸に移し、前述事務を繼續し、九月十八日、三島丸は陸上との通信用として、海軍の力に依り、海底電話を敷設せられた。九月九日より、港務部本部出張所を横濱船渠に入渠中の汽船リマ丸内に、港務部陸上假事務所を横濱船渠會社構内稅關監所内に置き、海陸

の聯絡等の衝に當らしめて居つたが九月二十七日、港務部事務所を新港税關第二號倉庫内に移し、汽船リマ丸及横濱船渠會社構内税關監所内に置きたる出張所等をも併せて閉鎖し、越えて十月三十日には、前記倉庫より港務部舊廳舎前遊歩道に急設せられたるバラックに移り、本年六月七日、港務部舊廳跡に新築されたる港務部廳舎に引移つて現在に及んだのである。尙ほ生存港務員にして當時汽艇の指揮内外國艦船の錨地指定清水食糧船其他の徴發、検査醫の消毒其他の物件食糧の配給等に從事したる人員は、港務部長外二十九名にして、當時指揮に従ひ汽艇の操縦に従事したる船員及び陸上の雜務に服したる傭員は船長外六名、機關士十名、水夫八名、火夫十二名、信號手六名、通信手二名、船夫七名、人夫八名、小使八名給仕三名である。又コレア丸及三島丸に於て執務中、本部員の援助として港務及救護事務に従事したる人員は臨時震災救護事務局事務官、税關事務官二名にして、東京逓信局海事部横濱出張所技手四名、東洋汽船株式會社荷客係三名、日本郵船株式會社三名、近海郵船株式會社一名、大阪商船株式會社二名、三井物産株式會社一名、關東組一名、無所屬一名で、其他港務部の汽船旭丸運轉のため、海員技濟會練習船國後丸より徴發した人員は、水夫長七名である。是等の人員は當部汽船旭丸を交代操縦し、指揮に従ひ、港務に従事しつゝ、猶ほ時間の許す限り碇泊船間及陸岸間に於ける罹災民の移送、食糧飲料水、石炭船等々の徴發船の曳行其他各般の救護作業に奮勵従事したのである。

二 港務部徴發汽艇表 (料率噸式圓ノ割)

(所有者)	(船名)	(噸數)	(借入期日)	(解除期日)	(借入期間)	(金額)
東洋汽船會社	都丸	二一九	九月一日	九月十二日	十二日間	五二五、六圓
同	吾妻丸	三八五	九月一日	九月十二日	十二日間	九二四圓
同	日之出丸	二一四	九月六日	九月八日	三日間	三八四圓
同	戸部丸	九九八	九月八日	九月廿九日	廿二日間	四三九、二圓
同	野毛丸	七九五	九月五日	九月十一日	七日間	一、二一三圓
同	蓬萊丸	一五〇	九月二十日	九月廿七日	八日間	二四〇圓
同	花咲丸	一四〇	九月七日	九月十日	三日間	八四圓
同	大崎丸	一一〇	九月七日	九月七日	一日間	二二圓
篠崎留吉	瓊浦丸	一七〇	九月八日	九月廿七日	二十日間	六、八〇圓
三井物産會社	萬福丸	一三六	九月九日	九月十一日	三日間	一
關東運輸會社	第五號丸	四三	九月九日	九月十一日	三日間	一
同	三浦丸	五〇〇	九月三日	十一月八日	六十七日間	八、三七五圓
三井物産株式會社	共同丸	四七	九月六日	九月十七日	十二日間	一四一圓
共同運輸會社	萬歲丸	五〇	九月七日	九月十七日	十一日間	一三、五圓
同	海航丸	四五	九月六日	九月十七日	十二日間	一三五圓
同	白惣丸	二五	九月五日	九月十六日	十二日間	三七五圓
同	七號丸	一三五	九月五日	九月二十日	十六日間	五四〇圓
村上商店	大宏丸	一〇四	九月五日	九月廿二日	十七日間	四四二圓
石崎豐次	滿壽丸	一一〇	九月廿三日	九月廿二日	十一日間	三〇二、五圓
同	二號丸	九八	九月八日	九月十一日	四日間	九八圓

神奈川縣港務部

同	悠	同	同	同	同	同	同	若	あ	北	鳥	大
									り			
	純							宮	ぞ	京	羽	洋
								な				
	丸							丸	丸	丸	丸	丸
モ	ワ	デ	過	油	亞	硝	四	昇	ワ	リ	ベ	ガ
		ル	酸		鉛	酸	〇	汞	ゼ	チ	ン	
		ゼ	マ	化	華	軟	〇	ガ	リ	チ	ン	
		ヒ	ド	水	軟	軟	瓦	ン	ン	ネ	ン	
			リ	素								
錠	ン	ル	液	紙	膏	膏	綿	ゼ	油	油	油	ゼ
一〇〇個	二〇〇瓦	一オンス	一磅	一本	五本	一磅	三磅	五反	一〇〇瓦	五〇〇瓦	二〇〇瓦	二磅
九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九
月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月
十	十	十	十	十	十	十	十	十	十	十	十	十
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	十九	七	七
日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日

但し、在港中の外國汽船にては、藥品等の物件に就て、當時在濱中の夫々母國艦隊司令官の命令により、各汽船の自由に持出すこと能はずとして、其の支給方を謝絶せられた。震災當時港務部長の發行した藥品及外科材料徵發命令覺書は左の如くである。

九月七日

神奈川縣港務部長 印

外科藥品及繃帶材料等右持參
人へ支給相求度候

右船長殿

第十節 横濱刑務所

一 被害狀況

横濱刑務所は根岸町字廣地に在り、煉瓦の高塙を繞らした二萬六千餘坪の地積を有する廣大な一構へである。當日所内の職員は、事務區域に典獄以下四十七名、戒護區域に九十名と外に使丁數名勤務し、收容者の總數千四百四十名此の内懲役人千七十八名、被を包擁告人四十九名、其の他十三名してゐた。激震の襲來するや、最も重要な設備たる外圍は、其の大半倒潰し、大小の建物

出した。

八四

戒護係約九十名は、夫々第一乃至第十四工場青年工場拘置監獨居監病監等に在つて勤務中で、何れも收容者の救助及逃脫防止に努め、防火にも従事した。

斯くて二萬六千餘坪の敷地は、其の大部分焦土と化し、拘禁設備も收容設備も悉く全滅したのみならず、食糧も缺乏し、百策玆に盡きたので、典獄は午後六時、收容者の内重傷者を除く一千餘名を構内の空地に集め、一々點檢した上、此の際法規に依つて一時解放するに付、二十四時間内に歸所するか、或は何れかの警察官署に名乗り出づべく、且つ解放中不心得なきやう嚴重に言ひ渡し、一同は思ひ／＼に退散した。尙重傷者數十名は之を一箇所に集め、衛生技師をして應急手當を施さしめたが、手當の甲斐なく死亡した者が十名あつた。斯くて所内の死者は職員四名、收容者五十名を算することゝなつた。其の後、衛生材料の供給を得て後、夫々本治療を行ひ、其の中の十五名は執行停止の上、一時郷里に歸還せしめた。

二日拂曉の頃より不逞鮮人云々の流言行はれ、民心激昂の結果、鮮人を拉致して當所に來り、處分を求むる者などあり、之に對しては、當所の權限に屬せざる旨を説明し、且つ嚴に妄舉を戒めて引取らしめた結果、當所の界限に於ては別段慘事を見ずして終つた。

二日午後七時、解放期限となりし頃、歸還したる受刑者約七百を算したので、燒跡に野營を張つて不安なる第二夜を過ごした。

翌三日、歸還受刑者一同を集めて、此の際一致協力、職員の指揮に従ひ、災後の跡片付に従事すべき旨を言ひ渡し、一同誓明した。斯くて燒跡に散在する燒残り木材、亞鉛板、作業用器具等を拾ひ集めて、取敢へず假收容場を設らへ、各工場別の標識を明かに表示して、外圍はなけれど、兎も角も拘禁制を維持することを得た。而も收容者一同は、死を免れたる幸連に感喜し、當所の取扱にも感謝したものと、如く、何れも非望を懷くなく、神妙に勞作に従事したことは推稱するに足るものがある。尙解放に就ては、當所の附近民は何れも恐怖し、警戒を怠らなかつたのであるが、格別の事もなくて了つた。

此間、司法省行刑局に於ては、震災地一般の刑務所に對して、或は收容者に告諭を發し、或は外圍代用の板塀又は鐵條網を繞らし、或は震災地以外の刑務所より戒護力を分割し、或は移送收容及拘禁區分の變更を爲し、特に解放後歸還せざる者に對しては、各府縣に通達して、之が逮捕方に努力せしむる等、有らゆる方途を講じた。

直後は、一部掘出し得たる外米により、收容者、職員及官舎に在る家族一同は、粥を啜つて漸く飢を凌ぎつゝ、あつた折柄、司法省より、此際一週間持久せよ、其れ迄には必ず救援

に赴くべしとの通知に接したけれども、持久は到底覺束なきより、三日所員を横須賀鎮守府に派して、食糧並に衛生材料の分與を受け、更に市役所より外米四百五十七袋の配給を得た。其の後救護事務局を始め、近府縣の刑務所よりも續々食糧・衛生材料・事務用具・食器・拘禁材料等の供給を受けて、此等の點に就ては全く不安を除去し得た。

解放二十四時間の期限後に歸還した者も尠からず、拘禁上困難を訴ふるに至つたので、行刑局の通達に依り、海軍筋の助力を得て、收容者の一部を二回に分ちて、名古屋刑務所に移送した。其の第一回は九月六日二百九十五名を、第二回は性行の特に不良なる者百三十五名を、何れも磯子沖より軍艦夕張にて移送したのである。此の間八日、福島刑務所より看守部長二名、看守六名、九日盛岡刑務所より看守四名の應援を得た。尙ほ歸還せざる受刑者に對して歸還を促す爲、東は鶴見より西は磯子に至る間の各要所に其の旨貼紙を爲し、一方戒嚴司令部にも依頼して、之が公告を爲し、或は職員を變裝せしめて、各方面を探查し、發見次第連行歸所せしめ、或は受刑者の郷里なる警察署へも逮捕方を依頼する等、有らゆる方法を執り、何れも多少の効果を擧げた。

所内の歿死者は收容者をして之を發掘せしめ、各遺族に交付の手續を執り、交付の途なきものは、之を茶毘に付した。多くの歿死者を出だした横濱地方區裁判所跡の屍體

發掘は、當所收容者をして之を爲さしめた。

復舊作業に關しては、取敢へず當所の對岸に在る横濱亞鉛鍍金會社の燒亞鉛を悉く搬入し、尋で救護事務局並に農商務省より木材其の他建築材料の供給を受けて、取敢へず假建築を構へ、更に司法省の配意に依り、民間請負業者の手に依りて、外圍收容室其の他の應急工事を施され、九月三十日には、事務室及倉庫一棟百三十二坪、收容舍三棟三百五十一坪、官舎六棟^{六戸}二百五十五坪の工事成り、新入被告人八十二名を收容し得るに至つた。其の後收容者は、悉く救護的施行設業に就かしめてゐたが、漸次に普通作業を爲し得ることゝなつた。

第十一節 横濱地方區裁判所

震災前に於ける横濱地方裁判所^{同區裁判所}の廳舎は、明治二十三年三月十日新築落成したる煉瓦造の二階建にして、横濱市北仲通五丁目七十一番地に位し、敷地坪數四千百四十三坪二合六勺、建物千四百二十七坪一合三勺なりき。

激震の起るや、右廳舎は瞬時にして崩壊し、舊時の壯觀は復た影を留めず、在廳多數の廳員及辯護士、新聞記者訴訟關係人等は、逃ぐるに暇なく、或は深く煉瓦の下に埋没せられ、或は梁柱の間に挟まれ、凄

慘言語に絶す。僥倖にして此難を免れたる廳員其他の在廳者は、力を竭して救助に努めたるも、隣家鈴木商會を初め、附近の民家數箇所、火災起り、折柄の烈風に、四隣は忽ち火焰と化し、廳舎も亦猛火の襲ふところとなり、水道は杜絶したれば、之を防止する策なく、熱風黒煙の中に、辛ふじて目に止まりたる負傷者を救助し、他に避難するの已むを得ざるに至り、廳員の一部は港内碇泊のバリー丸、コレア丸、ロンドン丸等に避難し、一部は歸宅し、又一部は横濱公園内に避難したり。當日の廳員及其の出勤者は左の如し。

總人員

判事	十九名
檢事	十三名
供託局長	一名
司法官試補	三十一名
通譯	八名
書記	四十六名
雇	三十九名
給仕	十三名
廷丁	十三名

備人員 四十八名

小使 一名

總員 百八十八名

歿死者及負傷者 此の震火災の爲に、所長末永昇庫を始め、在廳者九十四名歿死し、判事書記以下十九名重輕傷を負へり。

總出勤者 百三十六名

事故者 五十二名

死亡者 三十五名

生存者 百〇〇一名

總員 百八十八名

記録及什器の焼失 上記の如く震火災は激甚且迅速なりし爲め、當廳保管の民事記録登記簿其他の書類及什器は、之を搬出する遑なく、悉く烏有に歸したり。什器の内には、先帝行幸の際の記念たりし物も有りしが、復た如何ともすること能はざりき。書類の中偶、宅調の爲め、主任判事が自宅に持ち歸り居りしもの、及廳員の二三が携帶せしもの等、僅少部分は幸ひ此災厄を免れたり。次に本市所在横濱區裁判所管内各出張所中、神奈川出張所の被害は、廳舎南方に傾き、半潰となり、執務危険なれば、主任書記窪田小次郎は、一時自宅の一部を登記事務所にて充てたり。倉庫は石造なるが、

北側の外壁は、一面に外方に倒れんとし、爲めに二階の一部墜落したり。

書類は倉庫内に保管しありて、全部異状なかりしにより、壁の破損せる部分に、假りに毛布及トタン飯を以て之を蔽ひ、降雨の爲めに濡れざる様設備せり。書記の住宅も甚しく傾斜し、屋根及戸障子の一部破損し、壁に龜裂を生じ、廳舎より、住宅に通ずる廊下は全潰せり。

假廳舎の新築 當所長立石謙輔、檢事正吉益俊次より司法省に向つて假廳舎の建築を上申したる結果、本省に於ては、去る大正七年十月、金壹萬六千圓にて建築したる京都地方裁判所の假廳舎が、同十二年三月同地方裁判所本廳舎新築落成に依り、自然不用に歸し居りたるを以て、之を當裁判所假廳舎に移轉起工の計畫を爲し、同十二年十月十九日、工事費貳萬六千九百圓を以て、京都市綾小路通千本東へ入柳の宮九番地末松佐吉に之が請負を命じたり。是より先き、横濱市役所にては市内主なる官公署の假廳舎を横濱公園内に集中せんと欲する旨の決議を爲し、其旨當廳にも通知あり。當裁判所は千七百二十坪五合の割當を受くることとなりたるを以て、此内三百八十六坪八合六勺九才を横濱刑務所附屬拘置場敷地、百七十二坪五合を看守部長官舎敷地として分割し、残坪數千六百六十一坪一合三勺一才を當廳舎敷地と爲し、十月二十三日起工す。本省よりは成尾技師、小林技手、中川工手、朝倉工手を現場監督として差遣せり。當廳に於ては委員長岡判事、委員瀧川檢事外六名の建築委員を任命して、之が補助を爲さしむ。

右工事中設計變更ありたる爲め、十二月十八日追加工事費貳千八百八拾壹圓八拾四錢を増加せられ

たり。尙附屬舎として辯護士控所、公衆控所、運轉手住宅、自動車庫物置、其他の新築を金四萬參千九百圓にて、右假廳舎と共に前記末松佐吉に請負はしめ、十二月十八日設計變更に依り、工事費七千五百八拾五圓四錢を増加せられたり。右假廳舎及附屬舎は、大正十三年一月九日竣功せり。竣工に先ち、大正十二年十二月二十二日工事略完成したるを以て、翌二十三日青木町上臺に於ける假廳舎を公園内なる新築假廳舎に移轉し、市内各新聞紙に其旨を揭示せしめ、且市内數箇所に新築假廳舎の所在を揭示したり。(横濱地方裁判所震災状況及應急措置並復興施設概要報告)

第十二節 市内郵便電話諸局

一 横濱郵便局

忘れもしない九月一日、定例の切手類検査立會を済して席に戻り、新聞を手にして臺閣の風雲を眺めて居た時、がた／＼と來たので、餘り地震に就いては恐怖を懐いて居なかつた私は、机に手をかけてしばし天井を眺めて居た。馬鹿に激しいなと思ふ刹那、がら／＼と室の四隅の天井が落ちこちて來たので、思はず識らず机の下にもぐり込んだ。其時又ぐら／＼とやつて來た途端に、びしやつと今度は机の上へ重い物が落ちて來て、机を倒し、自分はその間に挟まれて、身動きもならない事になつた。多分梁が落ちて來たのでせう。塵煙で天地晦曠。やあ、しまつた、やられたかと思つた。暫時にして眼を開けて見ると、身體共別に異状はない様だが、首を足臺に挟まれ、腰で重い物を支へて居り、いくら力んでも少しも動く事が出来ません。それであたりは森閑として居りました。これでは成可く落付いて救の來るまで、體力の保持に心掛けねばならぬ。あはて、もがいても弱るばかりだと思ひ、時々「助けろ」と叫んで居りました。その内何やら人の聲がし、人の氣配がありましたから、此の時は聲を限り「助けて呉れ、局長は此處に居るぞと申しました。その時天の救の聲がして「今助けるぞ、待つて居れ」と云ふ聲が聞えました。この時ばかりはやあ助かつたと思ひ、「君は誰か」と問ひましたら、「大津だ、今行くぞ」と申されました。誠に天使の聲でありました。何しろ屋根の上

を傳はつて來る助けの人々は、自分の居所が中々見付かりません。それで漸く塵の内、壊れた机の下より白ズボンの私の腰部を見出したさうです。それで机を持ち上げやうとしても、一人や二人の力では、梁が落ち重つてゐる机は、とても持上げることが出来なかつたさうです。それで、わざ／＼縣廳より梯子を取寄せ、屋根の上に登り、辛うじて私を引づり出して呉れたさうです。此の奇特の人々は前に申しました監察員の天津書記、外國課の花田主事、電信課の取締役福島廣治、外國課の郵便夫石崎仲造、河合源六の諸君、たつたさうです。誠に再生の恩人として記せねばなりません。救ひ出されてから氣がゆるんだせいか、背部に傷みを覚え、一時氣が一寸ポロ／＼として門の左手の樹の下まで参りましたが、そこに女子事務員や、吏員の血にまみれた體が數多横臥して居るではありませんか。之を見ると急に緊張した氣分に立戻り、往來の中央に出ました。三十年の昔、横濱の誇りとした建物は、一たまりもなく前面の本町通りを一杯に塞いで倒壊してゐるではありませんか。あちらを見れば、菊の御紋章燦たる三階建の税關のドームが、往來の眞中におつこちて居る。只縣廳の建物だけ倒れずに居りました。幸ひ我々の居た分館は、階上のみ潰され、階下の外國郵便課は無難であつたため、同課員が人命救助に活動して居りました。高橋外部課長も無事でした。淺尾會計課長も無事でした。心配なのは郵便、電信課の人々であつたが、その内に竹内郵便課長が頭と手から血を出して來ました。電信課はどうかと聞いたら、まだ判らぬとの事でした。それではその方が肝要だからと申し、そこに居た人々をその救助に應援として遣はしました。

零時十五分頃に隣の倒壊した木造の露國領事館より火が盛んに吹き出しました。こうしては居られぬ、どこかへ逃げなければならぬ。第一此處に居る負傷者を運ばねばならぬ。丁度そこに放棄してあつた荷馬車に五六の重傷者を擔ぎ入れ、勿論馬は馬子と共に逃げて居ませんから、皆で之を引張り出しかけました。

此時氣が付きましたのは、御眞影です。どうかして出したいものだ。電信課の福島取締役が「どうしても捜し出します」と云つて、崩壊した煉瓦の山に昇りかけた時に、御眞影の白木の箱が私の眼に入りました。「あすこだ〜」と指すや否や、「占めたぞ」の聲諸共に、半ば埋れたる土石の裡に飛び込み、しかも上部には半壊の壁や、木材がぶら下り、何時潰されるかも知れない危険を冒して、御眞影を取出した人々は、會計課の辻本書記、福島取締役（電信課）、河合取締役（外郵課）、松山國三（電報配達人）の四氏です。此四氏の行動は推賞に値します。全く自發的に出た誠忠のほどばしりで、殊に福島如きは「これでよかつた」と私の手を握つて感泣致しました。直ちに其の名を外國課の主事に命じて記録させました。

火はだん／＼追つて來ました。本館に居た人々の消息がまだわからないので、「御眞影は僕が護るから、その方を手傳をせよ」と申し、福島等の人々を再び本館へ遣りました。そこで傍に居た大津監察員北川書記に「御眞影を奉戴せしめ、一先づ三井物産の前まで逃れました。此時は午後一時頃と思ひます。」

黒煙は四方を閉ざし、こゝもあぶない。一先づ公園に逃げやうと、更に負傷者を引張り、御眞影諸共に、公園前の小湖（土地陥落水道破裂のため、公園の入口道路は一面の湖となれり）を涉り、辛うじて公園に達しました。後より押し來る群集にもまれ／＼と、御眞影を保護しつつ、午後五時頃猛火のために既に焼き殺されんとした次第は、爰にくだ／＼しく叙しません。公園の池が水道破裂のため氾濫した事と、此處に逃れ來る人々は、手に一物をも携へて居らぬこと、此の二つの事實が此處に避難し來りし我々五千の命を救ひ、本所被服廠の轍を履ませなかつたのです。

被害の最も甚しかつたのは、郵便課電信課が居つた本館です。建物の古いのと、電信事務擴張に伴ひ、障壁を打抜いて、屢、模様替を行ふたため、柱が脆弱となつたのでせう。第一震と同時に本町通りの往來に面した前面の煉瓦壁が全部崩壊し、十間幅の往來を埋めたのです。隣家にある縣の警察部では、郵便局本館の倒壊の轟然たる音響を聞いて、之は不逞の徒が警察部を目掛けて爆弾を投じたものと思ふたと云ふ事です。崩壊が震動の瞬間に起つた事を裏書するもので、郵便課電信課で助かつた人々は、何れも區分臺機械臺の下にもぐつた人々です。郵便課發著掛の如きは、本局員二十三名中、救助された者は僅かに八名だけださうで、被害率が最もひどいのです。

分館は階上が潰され、そこに在りて局長室、應接室、監察員、會計課には多少の死傷がりましたが、その階下の外國郵便課は無事でありました。尤も室外に逃げ出した人には、階上煉瓦壁の崩壊のため殺されました。分館の隣りの電話局は、階上階下共に無事であつたのです。それは建築が一番新し

いため、地震に對する抵抗力が強かつた様に思はれます。居留地二番館に在つた外國課小包分室も、建物が古いため、即時全壊全焼して、ひどくやられました。火災は殆ど地震と同時に隨處より起り、三十分後には建物に火が移り、一時間後には焼失したので、すから、遺憾ながら郵便物は勿論一物をも持ち出すことが出来ませんでした。只前に申述べた通り、辛うじて持出した。御眞影と、庶務主任が第一の震動の時持出した局印一顆と、港内出動中の小蒸汽とが助かりました。これが全財産です。本館分館、居留地にありし外國郵便課分室、借入倉庫、北仲通の局長官舎、新關構内の外國税關分室、小蒸汽二隻、全部焼失しました。

最後に最も悲しむべき事は、局員中より九十名の死者を出した事です。その内でも最も悲しむべきは橋本電信課長の死であります。電信課の柴田主事が倒壊家屋より辛うじて這ひ出し、その脱出せる屋根裏より數人の同僚を救助中、西南の隅より頻りに救を求め、聲がするので誰何して見ると、橋本課長であつたさうです。驚いて救助に取かゝつたが、何しろ指先が僅ばかり見えて居る丈けのを、折柄その附近にあつた片岡書記と共に堆積物をかき分け、顔面を見得る程度にしたのですが、約半坪大の煉瓦が腰の上に横たはつて、それがどうしても動きません。更に渡邊貞吉、川伊藤各書記や、麻生小柳兩書記補、福島取締役と協力したが、道具がないので、どうすることも出来ません。依つて隣の警察本部から巡查小泉和助氏の助力により、鶴嘴を借り來り、同巡查も手傳ふて、三四箇所煉瓦のかたまりを割つたと思ふ頃、課長の容態が急變し、脈膊もなく、絶望に陥つたと同時に、火焰が近づいて來たの

で、止むを得ず、涙をふるうて殉職の第一人に別れを告げたさうです。

外國郵便課の北川元吉兩書記及び豊田書記補は、未明に公園を飛出し、櫻木町通を横濱驛まで辿りついたが、石炭庫の火焰のため、一步も進むことが出来ない。其の後の避難としては、御眞影を奉安し、負傷者を引連れ、生存者と一團となりて、公園地に避難したのは、午後一時半頃です。猛火迫り來り、約五六時は煙に包まれ、幾度も焼け死ぬかと思ひました。そして五時頃は最も危険でしたが、日夜になり、周圍の建物が焼盡されて、漸く焼死の虞なきに至りました。

此の世の終りかと想はれた凄絶の光景も、夜更けて吹きまくる風に空の一端が顯はれ、稍、生氣づいた時、耳に入るものは傷者のうめき聲と、渴者の水を呼ぶ叫びでした。此際人々の經驗したのは、飢よりも寧ろ渴でした。勇敢なる人々は、火焰を冒し、四五町隔てた三井物産の井戸より水を汲んで來るのです。我が外國郵便課に屬する水夫は、最も目ざましい働きを致しました。それは遠く波止場に到り、焼失した棧橋を渡り、加奈太汽船エムブレヌより一升徳利に二杯清水を齎らしました。怪我の重い者、その内には息を引取るばかりの者もありましたから、それ等には此の一滴の水は天の恵みとなりました。我々もこれにより、どれ丈蘇生の思ひをなしたか判りません。水夫の名を小島と申します。

午前二時頃、片破れ月が天使の姿を顯しました。應急の處置如何。萬感交々到りました。傍にありし高橋外國郵便課長と相談して、第一此の模様を東京に知らせる必要があり、且又氣遣はるゝは東

京の事です。東京が横濱と同様の運命なれば、我々は援けを乞ふことも出来ません。自給自活せねばならぬ。東京と連絡をとる事が第一の問題と思ひました。御眞影を捧持し來りたる外國郵便課の精銳北川元吉兩書記と豊田書記補とに、此の重大の使命を托しました。此の三人は拂曉猛火を冒して、徒歩東京へ向ひました。

第二は局舎の事です。兼ねて目をつけて居た公園の一角、市の圖書館の建設豫定地に、至急バラックを建てたらよからうと考へました。其の他負傷者の手當、生存者の給與等、それからそれへと、公園の夜の露は、かなり冷靜に頭を働かせました。

夜が白み渡りましたから、公園に避難の人々は、それ／＼家路を指して散りました。己が家族の安否を氣遣ふ爲で、如何にも無理ありません。さて横濱郵便局は四散消滅することを許しません。殊に重軽傷者を保護して居るに於てをやです。そこで私は踏留まつた少數の局員と共に、塵埃の收まるを待つて、公園の東北隅に取敢へず避難所を設け、死傷者を收容致しました。死者一名、重傷者四名、輕傷者は五六名あつたかと思ひます。其後専ら罹災職員の救護に努めたが、逓信當局の御援助により、保護方法に對する措置も目鼻がつかしました故、假事務所と爲すべき地の搜索に取かかり、色々苦心の結果、高島町内務省土木出張所内の二三室、神奈川京濱電車待合室、青木小學校等を暫時借用する事とし、尙ほ豫備として、三井物産の燒跡をも借用することが出来たのです。それで土木出張所に横濱市内各局の本部を置き、駐在技師と電信課とは京濱待合室、青木小學校を占領することゝな

りました。

(横濱郵便局長
目下亥太郎述)

二 長者町郵便局

正午二分前、俄然異様の大地震りが地下から聞えた。續いて局舎が烈しき上下動で揺り出して、強き左右動が來た。器物が倒れる。壁や天井が凄まじい勢で落ちて來る。その一瞬時各自は机區分臺の下に潜つた。逸早く窓から飛び出た者もある。予も急ぎ机の下へと這入つた。尙も崩落する大音響には驚いた。是では大抵の者はやられたらうと思つた。震動は殆んど連続的であるが、時を見計らひ、予は匍ひ出した。邊りを見れば、驚くべし、局舎は既に全潰して、瓦石は山の如く押重なり、僅に外廊の一部が残つて、不思議に自分は其の處に占めてゐた。白烟は濛々として立のぼり、其の中に落壁に挟まれて助けを呼び、又は巨石に撲たれて氣息奄々たるあり、女子事務員は悲鳴をあげるあり、凄愴の狀目も當てられない。予は聲を限りに、残存者を指揮して、救助に努めた。漸くに黒ずみたる、或は血だらけの死傷者を引出せる裡に、長者町四丁目から起つた火は、早くも局を襲ふて來た。女子や少年は危ない。急ぎ中村高地に避難させた。一方重要書類器具はと見れば、屋舎諸共深く陥没して、煉瓦大石の下敷となり、數十人が必死に懸つて動けばこそ。時すでに猛火は局の四邊を包み、刻一刻危険が迫つた。萬事休す、自由行動を執る外ない。併し單獨では死傷者を生ずるから、一團となつて互に保護して行くことにしたが、前後左右の火に、全く進出の自由を失つた。最早こうなれば、此儘燒

死するよりは、決死行くとくまで行くとしやうと、漸くに血路を開いて、附近の大岡川に出たが、頼みにした千秋橋は焼落ちて渡れぬ。さらば山吹橋と馳付けたが、警官が聲を囁らして通さぬが、夫れでは逃げ場がなくなる故、無理にと押渡り、阿鼻叫喚の修羅場を右曲、左折に突進して、廣澤山に避難した時は、午後二時近くであつた。山から我局を瞰望すれば、手に取る様に見えた。紅蓮の舌は執拗くも、其の残骸を餘さじと猛威を揮ひつゝある。

親しみ深き局も、數刻を出でずして一片の焦土に化すかと思へば、感慨無量であつた。暫くする間に山は火に呪はれた。避難者で動きが取れなくなつた。自然の狂暴は今や全市を席捲する勢となつて、見渡す限り火の海と變じた。平常安固を誇る洋館が、轟然たる爆聲で焼け落ちる。さしもの地震にびくともしなかつた縣廳や、市役所も、熾に火を吹いてゐる。折柄物凄き黒烟が西から一面に空を焦がして來た。東洋一の稱ある中村の石油倉庫に火が付いたのである。所が驚いたのは安全地帯と思つた唐澤山の下へ火が廻つて、爆竹の如き音で山上めがけてきた。さあ大變、足許から鳥だ。早く引上げやう。平樂の原は根岸の競馬場に近い。其處ならば奥が深い。名案だと一同平樂へと移つた。その原は最早數萬人の人であつた。併し此處ならば眞逆の時も危険が尠いと、恰好の場所を搜して、避難所と定めた。取敢へず目標が必要だと、烏津取締の機智で、近所から障子に、局名を大書して來た。茲に我等はほつと一息ついた。

第一の備へは食糧である。直ぐに人を八方に出したが、此の場合中々得られさうもなかつた。二

時間許りすると、喜色満面で使が歸つて來た。握飯が手に入つたのである。やつと皆の勇氣が附いて來た。十時を過ぐる頃から、秋の夜寒が身に沁みてくる。疲は甚だしく感じて來る。一體此の先何うなるかと思つた。併し外には迎も行かれぬ。今夜は何としても野宿をせねばならぬ。就ては孰れも局のために、各自の宅を顧みないでゐるより外はない。火も少しは衰へたから、誰か屈強の人を使として、家庭と連絡を圖ることに決めた。されど之は大役だ。其處には岩永保津の兩書記が進んで之を引請けた。御苦勞だが頼むと、兩人を派遣した。

幸運にも萬死に一生を得た安堵と疲勞とに、誰も睡氣がさして來た。所が、突然警報が來た。曰く、「不逞鮮人」二千名が本牧から此の方に押寄せてくる。混棒でも用意して應戦せよ。殺しても構はぬ」と。原は物凄き叫びでどよめいた。一時間許りすると、格闘が始まつて來た。原の人は總立ちになつて、右往左往の大混亂となる。時々稍や鎮まると、殆んど間斷なしに餘震を感じる。果して鮮人の暴動か何か疑問であるが、終夜惱まされ通したる間に、凄惨の一夜は明けたが、疲勞困憊は到底形容が出来ない程であつた。此の時夜を徹し、苦熱を冒して、岩永保津の兩書記が相次で歸來し、任務を果した旨の復命を齎した。

九月二日の朝一同は、避難所から局の焼跡に行き、變り果てたる慘狀に斷腸の感があつた。暫くする裡に悲痛の色を浮べて行交ふ人が殖えてくる。今に公衆が災後の始末を聞きに來るだらうから、早く假事務所を開いて之に備ふることに急務であると認め、焼トタンを集めて、取敢へず小屋を設け

た。そして應急事務に懸つた。(長者町郵便局長洗治助氏述)

三 神奈川郵便局

震災それは丁度九月一日正午十二時頃の頃であつた。地震だと思ふ間もなくグラ／＼と石造の
我局舎は、恰も洋上の汽船が荒波を喰つたかの様に大動搖を始めると、書箱、電池箱等が續々顛倒する。
瓦がガラ／＼と落ちる。誰を見ても生色のある者はない。裏の廣場へ出でて局舎はと振り返つて見
れば屋根瓦は殆んど落ち居るが外部には一見差して大なる破損を示さず、只ミシ／＼グラ／＼と動搖
して居る。附近からは瓦の壊れ落ちる音、家屋の倒潰する音、救助を求むる哀叫の聲、雜然として起り其の
凄惨さは到底筆舌に盡すことは出来ない。さうして皆は第一震が終るまでは、殆んど手の下にすべき
方法をも知らずに、此恐るべき大地震が如何なる程度迄に擴大するものか、只其の結果を案じつゝ、暫時
殆んど無我の状態にあつた。第一震に次で、繼續震が稍、静まつた時、在局員一同無事と知れるや、一同は
覺えず快哉を叫んで元氣づき、郵便物や重要書類やを取出すべく、屋根瓦の木葉の如く飛散る中を冒し
て、破壊局舎に這入らうとしたが、待て暫しと、假令局舎より取出しても、其の取出物を最後迄安全に救助
することの困難を認め、郵便物の救助を断念し、人命の安全を計ることに努めたのであつた。然るに二、
三の幹部は震災の際を窺つて局内に飛び込み、大金庫の扉を開き、爲替貯金、證據書類及び現金等を格納
した。書留通常郵便物、電報原書等を何れも行囊に納入して局舎の裏廣場へ持出し、安全を計かつたか
と思ふ間もなく、今迄グラ／＼して居た二階が、一時にド／＼と墜落した。もう二三十秒遅かりせば、神奈

川局の幹部は全部惨死を遂げたのであつたらう。嗚呼、其の中に折角取出した電報原書、入行囊は、避難
の際火に追はれたため、火中に落ちてしまつた。又一局員は小使部屋に馳せ付け、大火鉢に大釜の湯を
掛けて消火せしめた。一面火災の起るは必然と思ひ、斯様な混亂中にも、幹部は局員に命じて、裏廣場の
川端に唧筒を引出し、機械の運轉を始め、河中にホースを投げ込み、何時にても火災と闘はん準備をした
のであつたが、水量が減退して居たので、放水状態が勢がなく、これでは殆んどその効果がなからうと、幹
部の頭には不安に感ぜられた。

午後零時三十分頃かと思ふ頃、局舎附近八方より火の手が上り始めたと思ふ間もなく、局舎の隣家よ
り猛々と火焰が湧出した。驚破こそと、今迄局舎本館及び附屬舎を濡らして居た筒先を同所へ向け、消
火に努めたが、河水は益々減退し、加ふるに濁水なので、水勢悪しく、齒痒いこと限りなかつた。約二十分間
努めたのであつたが、其の内四方一面火の海と化し、到底消防の効なく、刻々我等の身に危険が迫り來た
と見えたので、局員一同は咄嗟の間に、幹部の號令で、安全地と目指す高島山へと避難したが、間もなく我
が局舎は遂に猛火に包まれてしまつた。

局舎裏廣場で消防に努めたが、一同の身に危険を覺えたので、取出した行囊、自轉車、蝦蟇口等を携行し
て、前記の高島山へ避難したのであつた。此處には已に一萬餘の市民が避難して居つたので、何れも最
早生命の安全を計る外何物もないのであつたが、吾々は公務の人であり、且つ災後の救済は、通信機關が
其の先驅となるのであるから、只空しく野宿をして居つたのでは、何時握り飯にあり付けるかも知れぬ。

局員の集中策を講ずるのが、此の際處置すべき第一の要諦と考へたのであるが、一つ丘を越えたる青木町三澤方面は殆んど安全なることが耳に這入つたので、不圖同方面に當局員高野書記補の實兄の農家があることに氣付き、同所を一時當局員の集合所と定むる事に決し、一同に其旨を告ぐると共に、各人に自由行動を命じ、家族等の安否を尋ねよ、而して更に集合所に集合せよと宣告し、茲に局員一同は一時解散したのであつた。而して數名の幹部と獨身下宿者火焰のため通行不能の者等、約三十餘名の者は一團となつて、前記高野氏宅へ辿り著いた。

午後四時三十分頃高野氏宅に著し、其の被害なきを見て、同氏に面接して窮狀を訴へ、特に同家の一部を當局員の避難所及び當神奈川局の假事務所として、一時借り受け度き旨申述べたところ、同氏は快く承諾せられたので、一同は同氏の厚意を謝し、茲に一安心した。其の夜は夕食の炊出を受け、朝來の空腹を充たしたのであるが、家族持の諸氏は、まだ家族の救助やら、捜査のため、死物狂ひで火の海の中にあるのだ。其の夜の一同は裏庭へ蕙を敷いて、夢現つの中に夜は明け、二日の朝となつたのだが、東天に出てた太陽は、どんよりとして濛々たる黒煙の上に微かに見えて、其の狀態はこれが地球の破滅となつて、森羅萬象は今にも全滅するのであらうかと思はれた。その内に取出した郵便物、印紙切手類の整理や、假事務所の所在地周知方や、局焼跡實査等をしたが、同日午後より不逞鮮人襲撃すとの流言喧傳せられ、行人は何れも武器を携帯し、市中には頗る不穩の狀が漲つた。それから在郷軍人會等より交渉もあり、同夜から毎夜十數名づつ徹夜して萬一に備へ、晝は局員を數組に分ち、何れも速成の局名入、大郵便旗を

立て、市各方面又は二三里もある村落に派遣して、専ら米、味噌、醤油、其他野菜類を貰ひ受け、夜は歩哨勤務で大方數日間を過した。局員百十餘名と一部同家族の生命は全くこれがために續けられたのであつた。(神奈川郵便局長成田馨之助氏述)

四 横濱驛前郵便局

震災九月一日朝來雨であつたが、午前九時頃から晴天となり、僅に數時間後に斯る未曾有の大慘事の起るべしとは思はなかつた。然るに午前十一時五十八分頃、突如として強震起り、當局は元々其の位置構造等強震に堪ふべきものなく、腐朽甚しきを以て、各員避難の準備をなす暇なき中に倒潰した。然るに該時刻は恰も正午に近き關係上、窓口は比較的閑散にて、公衆も二三溜所に居たのみで、地震と知るや局員の大部分と共に屋外に全部避難するを得た。然るに屋内には尙ほ二三の局員あり。内一名は梁柱の下敷となりて、重傷を負ひ、生死の程も氣遣はるゝも、如何ともなし得ず、且つ局員の大部分は其の儘屋外に避難せることゝし、其處置と共に一方金庫の保護重要物の搬出等の義務あるを以て、如何にもして局内に入らんとしたが、尙連続的に起る強震のために、危険にして近寄り得ず。加ふるに局舎は全く倒潰し、局内に入ること殆んど不可能で、如何にして其等の應急處置をなさんかとあせる中に、自ら負傷者の踰越として這出づるに逢ひ、之れを援けて避難せる外、何物をも搬出する暇がなかつた。

此時既に火災各所より起り、其の勢猛烈にして、殆んど横濱全市の天地を覆ひ、如何ともなす事出來ず、比較的火災に對しては安全地位に在つた當局舎も、三方より火災に圍まれ、危険刻々に迫る中、遂に午後

二時頃、飛火のため延焼し始めた。之を見たる局員は、多數馳付け、大なる危険と戦ひつゝ、一時消し止むるを得たが、横濱驛が火焰に包まるゝに及び、最早如何ともなし得ず、遂に局舎も亦僅かに數十分にして焼失した。是に於て萬事休止、直に離散せる局員を集めて、鐵道線路の一方を避難所と定め、負傷者には相當手當をなしたる外、夫々部署を定めて避難準備をした。

然るに火勢尙ほ一層猛烈となり、天日ために暗く、加ふるに此時旋風各所に起り、火焰と共に吹き捲くり、鐵道線路に危険迫れるを以て、已むなくガード上に避難所を變へたが、ガード上も亦危険となり、如何ともなし得ず、各員遂に意を決し、更に元の鐵道線路上を避難所と定むるの得策なるを思ひ、熱火の苦を凌ぎつゝ、或時は地に俯伏するなどして、火災の終熄するを待つた。時を経るに従つて、旋風愈々烈しく、亞鉛板・電柱・石油罐等を吹上げ、之を避難所附近へ落下するので、頗る危険なれば、已むなく線路上を其の度毎に轉々しつゝ、難を避けた。

翌日となり、更に適當の避難所を捜査して、局員の集合に便ならしめ、一方局舎の焼跡に至りて、金庫保護の處置をなしつゝ、應急事務の開始に準備をなしたが、局員の殆んど全部は家を亡ひ、衣を失ひ、食品も皆無の有様なるため、先づその救護の方途を講ぜざるを得なかつたので、之がため數日間を費した。

五 櫻木町郵便局

(横濱驛前郵便局長箕嶋氏述)

九月一日現在當局定員は、吏員三十三、傭人二十三、合計五十六名の内、缺員二名、缺勤者在宿者其の他三

十二名にて、震災の際在局せしは、吏員十四名、傭人八名にて、石原局長及桃井主事等二階食堂に入りし刹那激震起り、動搖のため、書籍・行厨棚等は倒れ、附近貿易新報社及櫻木町驛等は倒潰し、花咲町方面及關内には早や火災起り、局前廣場の龜裂よりは泥水湧出し、危険と見たる局長以下、一時は局外に逃れ出たが、川向ふの本町通りよりの猛火は隣り東横濱驛に移り、花咲町方面の火も接近し、局舎は益々危険と成りしため、石原局長は安全なる方面を選び、大部分の局員を退局せしめ、跡に残りし局員を督勵し、自身は眞先に再び局内に入り、物品搬出等を指圖したが、附近は黒煙と猛火とに包まれ、進路を失する恐有りしたため、再び局外に逃れし時は、四圍濛々として局舎裏鐵道線路を残すのみであつた。局員は搬出物を携帶して横濱驛方面に逃れ、之を西戸部町山玉山なる監視員宅に保管せしめた。局長は監視員と共に局舎の焼落つるを見届け、午後一時頃避難し、翌日九月二日より局長始め、主事等は局舎焼跡に於て局員の安否調査の處、前日避難の際、信使川戸重吉が柱にて頭部を打ち、人事不省となりしを見たる岡島事務員が、應急手當の上避難せしめしために、全員無事なるを得、翌日より避難場所なる横濱公園に於て救濟事務に當り、九月七日より救濟本部を市内裏高島町内務省土木課出張所内に移した。(櫻木驛前郵便局主事稻葉氏述)

六 横濱中央電話局

本局被害狀況 大正十二年九月一日午前十一時五十八分、關東地方を襲へる震火は、特に我が横濱

櫻木町郵便局 横濱中央電話局

地方に惨鼻の中心を極めたことは周知の事實である。市中焼失倒潰家屋約七萬戸と稱せられ、又其の損害に至つては、實に世界の有史以來稀有と傳へられて居る。我横濱中央電話局に於ても、所屬各課何れも其渦中に投ぜられ、之れがために山下町に於ける本局を始め長者町分局並に料金課分室、山下町借入倉庫等、殆んど廳舎は勿論、通信用機械等全部烏有に歸せしめたのである。各局課に於ける状況を左に述べやう。

本局被害模様 煉瓦造二階建の建物であつたが、第一震で本館二階試験室外廊アングル形平面の角部分が崩壊したので折柄試験室にあつた技術官駐在所員の數名は、二階床と共に無線電信室に墜落し、遂に二技手外一名即死した。幸にして交換室は、交換機前方に傾斜したのみで、多數の交換手は一齊に座席を離れ悲鳴を上げて螺旋階段を下り、玄關に殺到したのである。時しも局長監査課長は幹部と共に一旦米國領事館前に飛出して後に残つた局員救助と重要書類等の搬出をなさんと踏止まつた。周囲を見れば新廳舎に隣れる米國領事館は滅茶々に粉碎し、原形をも止めず、生絲検査所の裏手三棟の煉瓦倉庫も同様、局舎と棟續きの外國郵便課階上なる交換手休憩室及同宿直室も、横濱郵便局庶務係會計課事務室も、屋根及前面の煉瓦崩壊し、郵便局本階も又崩壊のため、十間幅の往來を埋め、此慘狀實に目も當てられなかつた。一方山下町方面を見れば殆んど兩側外國商館は倒壊して、道路をふさぎ、路上は電信電話電燈の架空線殆んど皆切斷して垂下し、處々に乗り捨てられたる自働車、右往左往する内外人、頭部顔面手足を負傷して血染めとなつた物凄き人々、十字街に悶絶してゐる者、絶命した者、その慘狀

目もあてられなかつた。

二階に到り見れば、交換手宿直休憩室は悉く天井墜落し、周囲の煉瓦崩壊したので、室内は忽ち土煙を上げ、何處も見當が付かぬ、暗黒界となつた。食事又は休息中の書記補一名、他に十數名は、逃ぐる追もなく、煉瓦壁又は天井の下敷となり、或は階下に降らんとして呻吟し居るものあり、十四名の男子吏員は、危険を冒して躍進し、之が救助に努めたが、如何しても救助するを得なかつたものは、崩壊した煉瓦と共に墜落して其下敷となつた一書記補と、煉瓦の下敷になると同時に絶命した交換手十一名とであつた。所屬合木造二階建は幸に倒壊を免がれ、三階の一部にて養成中の交換手見習七十一名と養成主任以下職員並に技術官駐屯所職員一同は無事で、稍、震動の止む時刻を見計らつて公園に避難した。

是れより先、加入原簿及料金課徴收原簿等は、之を搬び出さんとしたが、加入課料金課は、到る所、戸棚書函類の容器、顛倒して、原簿は其の下敷となり、又は散亂し、容易に持出すこと不可能の狀態であつた。庶務係長良書記は、庶務係員と協力して、局員全部の履歴書と、一二重要書類を搬び出した。然るに隣接の商館から猛火四方に延焼し來り、危険刻々に迫つたので遺憾ながら他の重要書類は持ち運ぶ追なく、踏しまつて盡力した局課長以下と共に、一同集合地點であつた公園に向ふこととした。時に午後零時三十分頃であつた。

避難の狀況 公園間の道路は局より一町餘先は三四尺陥落し、之れがために水道鐵管破壊し、大小の龜裂を生じ、路上は泥水流出し、危険云はん方なく、水は刻々腰部に達する有様で、行步甚だ困難であつ

た。左方支那街一体は、家屋も殆んど倒潰し、慘憺たる状態であつた。又左方關内各町も既に所々に火災起り、公園廣場は泥海と化し、著のみ著のまゝの内外人は、周圍の高地樹木下に密集し、後より後よりと殺到し來るもの、其數萬を算し、殆んど身動きも出來ぬ状態であつた。加ふるに強風猛烈となり、隨所に旋風起り、塵埃土砂を降らし、忽ち猛火は倒潰したる和洋建物に延焼し、火焰天を焦して物凄く、四方火の海と化し、其間時々大砲の如き爆發の音響、各方面に物凄く強震尙續出し、吹き捲くる塵埃土砂、煙の爲めに呼吸困難に陥り、身體は苦熱に堪へず、生きながら焦熱地獄を現出した。此夜一同は圖書館建築敷地に集合を促して、茲に一夜を明かすことに決した。午後八時過、消防署の好意に依つて、一滴の水に渴を癒し、夜の更くるを待つた。午後十一時頃から、危険と困難とを顧みず尋ね來た交換手の父兄に生存者を引渡したが、慘死者の父兄は昏倒せんばかりに泣き悲み、中には失心した者さへあつた。かくて一同解散したるは、翌二日午後四時過であつたと覺ゆ。(同局震災日誌摘錄)

長者町分局の被害 當分局は鐵筋コンクリート二階建の局舎であつたので、幸ひ倒潰を免かれ、本館執務中の交換手は協力して、無難局前に免れたが、長者町郵便局煉瓦造二階建の一部を使用せる交換手休憩室同寢室は、第一震で煉瓦崩壊して天井落ち、食事中の交換手は其の破壊物の下敷となつた。監視等は分局長の指揮の下に、危険を意とせず、萬難を排し、漸く五名を救助した。外に三名の行衛不明者を出したのは遺憾であつた。尙ほ更に下敷者を救助せんとしたけれども、附近吉田小學校々舎から發火し、續いて附近一帯火の海と化し、狂風猛烈を極め、諸所に延焼擴大し、刻々危険が迫まつて來たので已

むを得ず打捨て、一同をして根岸方面又は他の安全地帯に、重要書類と共に避難せしめた。分局長監視員は、局舎の最後を見極むるため、暫時現場に残留して、その後途中の危険を犯して、一同の避難地に至り、午後三時頃、平樂町八三小出方の庭前及二室を借りて、糧食二日分の買収炊出をなした。一同解散したるは三日正午であつた。(同局二日政府に報告したる記録)

料金課分室の慘狀 當分室は煉瓦造三階建事務室の一階全部を使用して居つたのであるが、各官廳中でも、その凄慘の狀は裁判所と共に人々の心膽を寒からしめたのであつた。第一震動と共に外廊の墻壁は崩壊し、突壁の間に机下にもぐり込めるものを除いては、殆んど壓死の大厄に遭遇した。男女所員五十六名中、首席一名、監視員一名、女子事務員二十六名、小使男女二名、計三十名は倒潰と同時に殆んど絶命したが、障碍物を排して免れたる書記補一名、其の他男子事務員は、全力を注ぎ、同僚を救ひ出した。然し震動激しく、四圍の火炎は刻下に迫り、涙を呑んで避難するに至つた。同伴者男女七名中、重傷した一事務員を看護しつゝ、一旦安全と認むる吉濱橋附近の荷揚場に佇んだが、周圍からふりかゝる猛火の苦熱に耐へず、河中に飛込んで、六時間餘り首のみ出して浸り、陸に置きたる重傷者には、水に濕したる袴などを被せ、最後まで保護を加へて、火災の鎮まるを待つた。萬死に一生を得た當時の苦心談は、今繰返すも眞に悲慘の極であつた。

この後四日には、松山書記外四名を、五日には、徳江外五名を、六日には、埴生外四名を、七日には、佐藤外六名を、十六日及十七日には、高嶽外五名の遺骨を掘り出したのである。(中央電話局山下町料金課調査)

第十三節 東京遞信局海事部横濱出張所

當所は元東京船舶司檢所横濱支所と稱し、現在の航路標識管理所の敷地内に在りしが、明治三十二年官制變更と共に横濱海務署と稱するに至り、地を今の西波止場に定む。爾來横濱遞信管理局海事部東部遞信局海事部横濱出張所等制度の變改を経て、現東京遞信局海事部横濱出張所となれり。其の行政上の極限は、船舶船員の監督を主とする令を以て、海港たる當港の存在と緊密不離の立場を有するものなり。所謂管海官廳として、西神戸出張所と呼應し、外航路船舶船員の熟知する所に係る。

震災前の設備狀況

一敷地

イ所在 横濱市海岸通一丁目四番地葵號。

ロ坪數 縦一八・五間、横二七・五間にして、五〇八坪七五。

ハ他價 二五四・三七五圓〇〇。(坪當五〇〇圓)

ニ沿革 明治三十三年九月神奈川縣廳より受領。

明治三十五年二月埋立工事竣工。

二廳舍

イ本廳舍—木造二階建一棟、延一二七坪七五。

階上—所長室、技術官室、取調室、食堂兼會議室。

階下—事務室、公衆控室、宿直室、器具室。

ロ附屬廳舍—木造平房二棟、延四〇坪五。

小使室、倉庫、浴室等一棟。

材料試驗室、寫眞暗室一棟。

ハ門塀、水道、下水、電燈等。

三附屬器械

救命胴衣及浮環試驗用水槽(直徑六尺、高九尺)、抗張力試驗機及ゲージテスタ。

五備品 寫眞器械外六五〇點。

震災事情

(大正十二年九月一日、廳舍炎上まで)

朝來の驟雨次第に晴れて、午前十時半頃雲間に陽光を仰ぎ、蒸し暑きこと甚だし。午前十一時五十八分頃、水平地震に始まり、秒時にして上下動をなす。從來經驗せざる大地震なり。所員皆稀有の大震動に翻弄され、或は數回倒れ又は踊り、暫し夢幻の状態にありしが、忽にして税關本館の大煉瓦建は倒壊し、港務部の煉瓦造も亦崩壊したり。隣接の水上警察署は、木造なりしも、海事部に向つて甚しく傾き將に倒れ來らんとしつゝ、動搖せり。當所は廳舍南側土地約三尺陥落のため、廳舍は傾斜せしも、幸に倒壊に

至らざりき。其時砂塵は人眼を刺戟して物を見る能はざらしめき。技術部員は直に二階より降り事務部員と共に四圍の状況を窺つて、應舎前に遁出し、應急措置に出でんとせしも、餘震甚だしく午後零時半頃港務部及水上署は猛火の襲ふ所となりたるを以て、書類其の他搬出に遑なく、當時棧橋北側船溜に碇泊せし所屬濱海丸は、水夫平野相當防備したるも、火災の危険迫りたるを以て、抛棄するの已むを得ざるに至り、遂に身を以て遁れ船は忽にして燒失沈没せり。所長は自己初め所員の身上に事なきを認め、松尾塚本・山本の三技師、宮崎一守、各務三技手、山田書記及給仕等と共に直に公園に向つて避難せんとせり。時に天地晦冥全く薄暮の如し。往來に逃げ惑ふ男女何れも著の身著の儘にして、跣足のもの多し。悲痛の狀筆紙に盡し難し。

加藤局長・塚本宮崎・山田一守・山本の諸氏一行は、互に離散せざる様注意しつゝ、龜裂せる道路横溢せる水溜を過ぎて目的の公園に辿り著きぬ。園内至る處龜裂と溢水のため、移動は危険なり、且つ青年會館の屋上より海嘯の襲來を報ずるものあり。依りて一刻も猶豫ならずと思考し、直ちに椎の木に攀ち上り避難す。一方松村事務官・高槻山田・山本高橋四書記、菅野技師・山田書記補・高見雇員等は、一先づ英國領事館應舎を注意し居たりしも、危険迫り來りしを以て、隨意解散を言渡し、各別に或は公園に、或は自宅に、或は棧橋繫留のエムプレス・オブ・オーストラリアにと避難せり。(同所調査)

第十四節 市内各驛

一 横濱驛

大正十二年九月一日午前十一時五十八分、俄然激震起り、之に次々に火災四方に發した。時に第十三列車は構外に停止して居たが、旅客は構内を見掛けて避難した。更に西部構内は附近から押かくる避難者で、殆んど餘地なきまで群集して居た。事態は容易ならずと思つたが、構内は先づ安全と見て、市中を偵視せんとした。時に火勢は漸く驛舎に接近し、風の方向は驛舎を斜に通過し、高架線堤防に火粉を吹き付けて居た。間もなく構内郵便局に火が付いたとの報があつたので、直に現場に馳けつけて見たところ、火は倒壊した局舎に吹付けて、遂に同局も最期を遂げた。時に風は俄に變じ、愈驛舎に吹付け、危険頓に迫るの状況であつた。そこで居合せた助力者及び驛員と共に、跨線橋の破壊にとめたが、猛火には敵し難く、遂に破壊の目的を達することが出来なかつた。一去一來、烈火は遂に橋脚に燃焼し、此火の爲め遂に横濱驛本屋は忽ちにして舐め盡されたのである。當驛の最後は正に午後四時半であつた。當時本驛従業員の行動は目覺ましきものであつた。最初便殿貴賓室の備品、驛長室重要書類を初め、其他の要

具を驛前に搬出したが、火は漸次本屋に襲ひ来るや、驛員はあちらこちらと各所に之を移動して、専ら擁護に努めた。而かも最後まで擁護し得たものは、唯便殿用椅子のみで、他は全部焼失の厄に遭つた。

次に當驛到着列車の災害状況を見るに、第十三列車は發震と同時に、十七哩二十二鎮附近に停止し、構内線が彎曲移動等したために、構内に進入することは出来ず、旅客に下車を勧め、入場を指導した。其の後間もなく列車は僅かに二輛を残したのみで、他は全部の焼失を見るに至つた。

避難者中に衆議院議員吉村氏及獨逸大使一行がゐた。大使等は保土ヶ谷に避難したが、吉村氏は途中より引返し、當驛構内に避難を申出で、間もなく驛舎の猛火に包まれし折柄とて、其後何れに其の場所を轉じたか知るを得なかつた。尙其他にアルゼンチン國日本駐劄代理公使カール氏夫妻及令嬢の三名も構内に避難した。

横濱驛類焼時刻は前記の如く、發生は午後四時三十分頃、終了は同十一時三十分頃であつた。(同驛長述)

二 神奈川驛

正午二分前、突如大震起るや、出札チケット箱全部が轉落し、乗車券の散亂と硝子戸の破壊によつて、騒然たる音響を發し、驛員一同呆然として、暫くは手を拱いて居た。本驛は幸にして倒潰を免かれたが、構内人力車小屋は人力車十二輛と共に潰れた。附近を見渡せば、驛前通りの民家は全く倒潰し、驛前西北方約半町の箇所より、火災起り、一體に火の海と化した。本驛員一同は防火に努め、直に出札所前なる日除芦簀を倒し、重要書類は安全地帯に搬出した。折しも火先は順次北に進み、驛前民家より大通主要部を焼拂ふた。其際一方驛より南五町スタンダード石油會社から發火して、風は本驛に向つて吹きつけた。黒煙は濛々として物凄く、火は驛附近民家に延焼し、猛炎は次第に驛に近づいた。驛附近の河水は、一面石油の炎に蔽はれ、之が爲めに筏は火車の如く、焼け狂うて沈んで行く様は、悲愴の光景であつた。火は忽ち六號官舎に延焼して益々強烈を加へ、風は本驛に吹付け、遂に木炭倉庫及驛員携帶品、竝に被服類置場等を焼失し、驛本家側ホーム上家に燃え移つた。而し防火は到底人力の及ぶ所にあらずと斷念したものゝ、所員ともどもに及ぶ限りの努力を以て防火につとめた。かくて周圍の火勢は稍々衰へた

ることゝ、人力の些細な努力によつて、驛本屋は焼失を免かれたのであつた。その後避難者の雨露を凌ぐの場所として貢献する所蓋し大なるものであつた。(神奈川驛長談)

三 櫻木町驛

被害程度 震火災の爲め、全部毀損滅失し、僅かに辛うじて収入金のみを取出した。當時の状況 突發的に起つた第一激震に於て、驛本屋内なる明治五年建築の家屋二棟、外壁石材は振落され、コンクリート床面に龜裂を生じ、天井及内部の壁、及び土木材は落下し、書棚、机、其他器具類は、激烈に顛倒し、室内爲めに埋没した。第二震以下無數の震動のため、階上の器具は悉く落下し、之と前後して屋根瓦盛に飛散し、柱は前面に四十度の傾斜をなした。右二棟の中央に位する附屬建物は、壁鐵筋コンクリート式なりした。僅に形體を保ちしも、是又天井木材及各接合部毀損分離し、部分的に墜落し、此間遁げられたる旅客少女一名、木材に挟まれたるを、驛員漸く救出して、母親に引渡した。更に當驛助役の談をその儘掲載すれば、當時驛著車の乗客は前廣庭に出切つた頃(到着後約六分間の後)、到着列車と引ちがへて當驛發車を始めた直瞬間に、大地震の發りした。め、列車は急停車をした。今にも顛倒せんばかりであつたので、乗客は早急先を争うて

飛び出し、ガード左側面(貨物線に接する方)の段を下りて、貨物線路上に遁れた。此の列車の停車した前方約五六間の處には、約六七尺もレールのみを残して、陥没崩潰し、若し此の處に進行したとすれば、列車は或はガード下に顛覆を免かれなかつたのであらう。誠に天祐であつた。夫れが爲め一人の負傷者もなく、驛員は金庫を閉し、一旦前の廣庭に逃れ出で、四面の光景を見て居つたが、約三十分過と思ふ頃、都橋附近と馬車道方面に火災が起きたのを見た。當日は折柄南風であつたので、都橋附近よりの火に取つては、當驛は風下であるが、然し間もなく此の驛が火災に遭はうとは想像にも及ばなかつた。約三十分過ぎと思ふ頃には、各方面よりの避難者が多くの荷物を此の前庭に運び來た。其數は如何に少數に見ても、一萬五千人は在つたと思ふ。全く通行し得べき道さへない程であつた。

其内に都橋方面からの火は益々熾となつて、河向の「つたや」旅館の三階に燃え移り、殊に此の建物は高かつた爲め、火は隣接して居た横濱石炭同業組合の西洋建物を包み、尙其の火先は一氣に此の驛前廣場に運び來た多くの荷物を燃え移り、或は著衣に燃え移り、悲鳴をあげて逃げ延びんとした光景は、とても言辭に盡せない有様であつた。多くの避難者はあるひは辨天橋を渡つて何れへか遁げ、あるひは貨物驛構内に、我れ先きに

争ふて逃げ込んで、ドック倉庫に近き方面に避難した。中には川中に飛入りて遁れるものもあつた。

一二六

これと同時に火は當驛にも延焼して來た。建物は倒潰を免れたが、上屋だけは倒潰した。此の上屋の柱は鐵柱^{空内}であつたにも拘らず、とろけて折れたのを見ても、如何に火氣の激烈であつたか、想像される。當驛の焼失は午後二時半頃であつたと思ふ。停車した列車は、當驛火災のためには焼失を免れたが、櫻木町の本願寺別院の大建物が盛んに燃え出したので、其の火が此の列車に吹き付けたので、遂に延焼して了つた。其時間は午後四時頃であつたかと思ふ。避難者は構内に在つたが、此の列車の燃える時は、呼吸困難となつて、皆地に伏して、苦息を續けた。貨物線内には平常貨車二百輛内外はあつたが、此際丁度風下に在つたことゝして、火は之にも燃移つて來た。之れを焼かれた上は避難場所はないと見た避難者は、燃えつゝある貨車の連絡を切り、遠くへ押しやり、安全ならしめた。貨車の焼失七十輛に及んだが、多くは空車であつた。残つた約百輛の貨車は焼失を免れた。地割は前廣庭の各所にあつて、地下埋没の水道鐵管などより噴水して居つた。其の他當驛附近構内郵便局前の地割に、赤子を落した母親が、上より折り覆ふて居たが、母親は既に死し、赤子のみ泣き叫んで居たので、北方町の

某氏が之を拾ひ抱へて、避難して居たを見た。又大江橋前にも地割し、一婦人は兩足を挟まれ、構内詰人力車夫に救出された。驛前交番内に逃げ入つた三人の避難者は、全く火中に在りながら、不思議に一命を得たのであつた。重要書類は全部焼失した。當驛の開始は大正十二年十二月三十日で、一般旅客を取扱ふた。發車は十二分間隔であつた。

驛前の出來事 福富町からときく、一人の病人を戸板に乗せ、驛前へ運んで來たが、驛前廣場の荷物に火が燃え移つたので、病人を連れて逃ぐる暇もなかつたと見え、其人たちは何れへか遁げ去つた。翌日に至つて見るに、病人は前日置きし處に黒焦となつてゐるのを見た。(櫻木驛長談)

四 東 横 濱 驛

九月一日午前十一時五十八分、突如急激なる震動起り、其狀平素と異なりしを以て、職員は愴惶室外に避難せしが、時恰も晝飯時として、階上食卓に集合し居たる十名は、難を避くるの餘裕なく、正午十二時五分、本屋倒潰と共に同所に壓せられた。是に於て驛員は直ちに屋上を破壊し、救出に努め、幸ひに目的を達することを得たが、驛書記高橋信太郎

のみは頭部を痛撃せしと見えて死亡し、其他は應急手當に依り蘇生するに至つた。かかる場合、負傷者に醫師の手當を加ふる事は不可能なるにつき、已むなく同僚の保護に委し、滞留貨車に起臥せしめたが、物資缺乏のため困難は一方でなかつた。かくて救助を終りたるは午後一時三十分にして、是より災害に對する萬端の措置を講せんとしたが、市内は既に諸所に火を發し居り、當驛は風下の爲め飛火甚しく、一時五十分頃、本屋に延焼し更に發著上屋其他漸次類焼の上、午後五時十分、構内主任操車掛の詰所所屬の建物全部を燒盡するに至つた。然して最も遺憾とする所は、強風のため火足迅く、且水道破損して消火に由なく、構内は一時火焰に包圍せられたる爲め、折角搬出せし器具も悉皆燒失し、日常の業務をも執る能はざるに到つた。

貨車其他燒失概算

- 一 貨車有蓋五十五輛 小口扱發送の分約六十噸
 - 一 無蓋貨車十五輛 到著小口扱の分約二百噸
- (港の分を除く) 貸切發送の分約三百噸

到著貸切の分約三百五十噸

構内配置の貨車の燒失數は七十八輛 (空車) にして、軌道は曲折陥没し、貨物は全部

燒失した。避難民は約三萬人、空車の中に十二月まで滞在した。災後の應急執務は貨車三輛にて業務をとり、十月末に假廳舎も出來たので、已後の事務は同舎に於て行ふた。

(同驛員談)

五 橫濱港驛

建物は倒潰を免かれた。更に所員の死傷者もなかつたのは、不幸中の幸であつた。然し構内線路の三分二は或は折れ或は曲り或は燒け、使用に耐へぬ程に破壊し、殊に岸壁上屋に添へる線路は、一つとして完全なものはない。午後二時過ぎと思ふ頃、新港橋側果物検査場附近よりと、又萬國橋商品倉庫方面より襲ふた火は、税關構内に延焼し、それが爲め當驛附近一帯の火と成つて、驛舎も燒失し、書類等一切燒失した。驛員及各方面よりの避難民は、六號岸壁のバリー丸に避難した。當構内各所に配附して在つた三十四五輛の貨車空車あり、積込中は、皆な燒失した。

震災前當驛は出入港船舶のある都度、東京橫濱港兩驛間に臨時旅客列車を運轉して居つたが、震災後設備の出來ざるを以て、一時之れを廢止し、更に復舊を待つことになつた。震災のため大破損したる東橫濱橫濱港間の線路は、木戸保侃事務所長指揮の下に、

九月十四日より工事を開始し、向十日間の豫定を以て完成の都合なりしが、中途大雨三日に亘り、頗る難工事と目せられたりしも、豫定の通り二十五日午後三時工事竣成した。依つて直に試運轉施行の筈なりしが、都合上一日を延期し、翌二十六日午前九時十五分東横濱を出發し、上下本線及税關構内及第二號上屋方面の試運轉を施行し、其成績は良好であつた。

右試運轉の結果、翌二十八日より臨港線に貨車を注入し、横濱港驛を開放し、救助品輸送を開始すべき命を受けた。同時に港驛事務室は客車一、貨車一を右貫線に入れ付け、横濱港驛として事務を開始した。

九月二十九日 救助品輸送は本日も尙開始に至らず、依て關係部署に對し、打合せを爲したるも、未だ充分なる要領を得なかつた。之れがため鐵道は線路の復舊工事に全力を傾注し、而も二十七日來貨車を準備し置いたが、其の効果は擧らず、徒らに日時を徒費するのみで、横濱市の復興を計るに急なる現状に在つて、斯かる狀況は甚だ遺憾であつた。

九月三十日 輸送開始。

十月三日 當驛廳舎は豫て萬國橋前空地に假事務室を建設中のところ、本日竣成に

つき、新廳舎に移轉業務を開始した。

十月五日 本日より當分の内貨切扱による一般貨物の運輸營業を取扱ふ事となつた。此事は、前日横濱税關監視部長と協議の上、目下輸入貨物焼失し、之れが整理完成を遂ぐるまでは、横濱港利用上の見地より、當分は廣く之れを開放し、復興上の便宜を得せしめ、たき意向である。

十月廿一日 馬入川橋梁竣成につき、東京・酒匂川間直通運轉。震災以來蒲田・横濱間運轉休止せる省線電車、本日より開通。尙列車及電車共時刻變更。

十月三十日 清水・横濱間汽船積生絲は、昨廿九日限り運航終了のため、本日より陸路運送によることとなつた。而して九月廿八日、高麗丸を第一便とし、昨廿九日高麗丸を最後に、清水・當驛間に到着したる生絲總數量は、三萬二千四百三個（千九百九十三噸）である。

十一月十七日 一昨十五日限り戒嚴令撤廢につき、曩に達せられたる戒嚴令區域内に於ける軍需品無賃輸送の件は、自然消滅せられた。

十二月廿四日 アメリカン・エクスプレス社主催に係るフランコニア號、世界一周團體乗車のため、東京及當驛間臨時列車を運轉した。（横濱港驛長談）

六 高 島 驛

一三二

帝都の關門たる横濱港灣に面せる貨物停車場として東洋第一の稱ある用地六萬八千餘坪と龐大なる設備を有せる高島驛が、流石に這回の大震災害には耐へられず、震害と同時に、構内各線は勿論、地盤一帯に亘りて龜裂或は沈下し、而かも各地割れよりは泥水を噴出せるため、一時は一面の泥海と化した。斯る状態なるを以て、建造物は破壊傾倒、基礎移動、沈下等の被害となり、完全なるもの殆んどなく、殊に四圍は一面の火災にて、本家外三十餘箇所の建物は、猛火に包圍された。而かも風向の關係にて、隣接せる保線區詰所、通信區詰所、購買配給所、貨物驛手詰所、及倒潰せる海岸上家を焼拂つたのみで、其の主要部に災害を被らざりしは至幸であつた。されど附近のライジン、グサンとスタングードの石油會社が、タンクの爆破を怖れ、全石油を帷子川に放流したので、火焰の移焼と河面全部が火の海と化し、筏は勿論、艇數艘が火中のものとなり、遂に海岸上家の倒潰により、下敷となつた。米、麥、大豆が數輛の貨車と共に灰燼となつた。

構内被害の程度 高島驛は埋立地の一部に屬し、地盤軟弱なるため、構内全體の沈下と地面無數の龜裂とを生じ、其の沈下せる程度は、之を標準とすべきものなきにより、確

實なる明示には由なきも、一尺の沈下と稱する帷子川鐵橋上より見る時は、恰も溪谷の様であつて、大なる部分は八尺にも及ぶと見られ、龜裂の幅は一尺乃至八尺にして、進路は東より西せるを實見せしも、其の然らざるものもあつた。斯の如く地盤の破壊により、構内八十八基の線路中、異状を呈せざるものは一つとして存せず、何れも上下左右に屈曲し、多數の留置車輛は共に自動し、突激脱線し、甚しきは石炭積の數車が、枕木と共に龜裂部分に落ち込み、車體の半まで泥中に埋められたるもあつた。其の外破損、燒失等も多く、建造物も稍、無事に近き詰所の一二はあつたが、總て傾倒、破損、倒潰等にて、修理を要するものばかりで、最も哀れの有様となつた事は、東洋一の施設として誇つて居つた海岸陸上中繼の各鐵筋コンクリート上家が、第一震に脆く倒潰した事であつた。

營業復舊狀況 破壊された設備も復活し、龜裂陥没したる地盤は、貨物取卸作業に差支なき程度に進み、十月一日より陸取到着貨物に限り開始された。次で十一月一日から、海陸扱貨切貨物の發送を取扱ふ様になつて、小口扱發送は十一月二十八日より取扱ふ様になり、營業状態は全く復したのである。

構内線路の復舊と列車運轉開始の狀況 九月九日より多數の人夫と、各所の工手の多數は、復舊工事に活動して、保線係員と驛員とは協力して、傾倒せる電柱を起し、沈下せ

る貨車を掘り上げ、或は土砂を運搬する等、勞を惜まず連日復舊に努めたる結果、逐日工事は進捗し、九月八日には高島東神奈川間の試運轉列車を發し、同時に高島東横濱間も試運轉を行ひ、翌九日より東横濱まで單線にて數回の工事用品積列車を運轉した。次で九月十二日より、東神奈川東横濱間に毎日數回の救護材料積の列車を運轉し、九月二十八日から高島東横濱間復線運轉を開始した。十月八日より、鶴見高島間、及高島程ヶ谷間貨物本線開通し、單線運轉を開始した。之にて兎に角沙留品川より出發した貨物列車は、茅ヶ崎まで直通運轉を開始し、毎日數回の貨物列車は運轉し得る事となつた。十月二十一日、鶴見高島間復線運轉を開始し、茅ヶ崎平塚間、馬入川橋梁も工事竣成したので、茅ヶ崎平塚間單線運轉にて、貨物列車は山北驛まで運轉し得る事になつた。

東海道線全通 山北以西不通箇所たる第三酒匂川谷峨間の復舊工事も進捗して、十月二十八日より開通した。そこで東海道線の列車運轉時刻を改正し、直通貨物列車の運轉を開始し得る事となり、震災後約三箇月にて、東海道線は全通した。されど單線區間は鳥居戸川平塚間と、第三酒匂川谷峨間とで、其の上徐行運轉の區間もあつて、震災前に運轉してあつた列車回數には未だ達せざるも、運轉系統は兎も角復舊されたので、本記録は筆を止める事にした。(高島驛長述)

七 東神奈川驛

大正十二年九月一日午前十一時五十八分、震災起るや、東神奈川驛構内にて今將に發車せんとせし第九百八列車は、辛うじて引機關車脱線し、運轉不能となり、構内に留置しありたる貨車の脱線顛覆二十五車、海神奈川驛を通過運轉しつゝありし第四百十一列車は、貨車五輛脱線顛覆し、前途の運轉不能となり、構内に留置しありたる貨車六輛顛覆せるを始めとして、東神奈川驛に隣接せる横濱製綱會社工場より發火し、炎々天を焦がし、附近の罹災者は老幼男女數限りなく構内驛本屋を見掛けて避難し來り、其の混亂名狀すべからざる狀況に陥つた。驛員一同は、辛うじて身を以て室外に逃がれ出で、稍時を経て沈靜するや、室内を整頓し、尙ほ構内建物貨物等の監視に當りしが、九月二日朝に至りては、留置貨車及第四百十一列車貨車中より在中品を掠奪するもの現はるゝに至り、這は看過すべき事に非らざりしを以て、驛員は掠奪者を追放し、其の管理を全うせんとせしが、時を経るに従ひ、掠奪者の數を増し來り、手々に兇器日本刀、竹槍、銃等を携へ、殺氣を含み、驛員の制止に反抗し、掠奪を遂行せざれば止まざるに至り、全く白晝強盜濶歩するの狀況に陥つた。夜に入りては、徒黨を組み、大規模に掠奪をなせしが、九月三日夜は、一層の

險惡を示し、驛の事務室に浸入して、書類箱を開き、又は出札室に入りて切符を雑せ返し、金銭を搜索し、金庫には合鍵を入れて開かんとするが如く、到底驛員の制止防衛の力及ばざるに至つた。斯くてはならじと、九月四日の未明頃、小手荷物室に保管しありたる小手荷物四十八個も、亦掠奪に及ばれんことを恐れ、之れを他に移すに如かずと思ひ、驛員を指揮して、驛長官舎に收容せしが、幸に本荷物は安全なるを得た。九月七日頃より、荷主に、交付を始めたが、何れも驛員の厚き注意により、無事なるを得て、感謝の聲を出ださざるはなかつた。之を要するに驛留上保管に屬する多數の貨物を掠奪せられたるは、之れを防止するの策盡きたるものにして、遺憾とする所であつた。

東神奈川構内

北口	扱	發送大貨物	七十三件
中繼保管	小口	扱	三十五件
貸切	小口	扱	六十一件
貨切	扱	三十三車	

建造物の焼失

東神奈川自修寮

日本二階建七十五坪

保線掛員合宿所第十四號

日本建家屋

倒潰

驛員休憩所	日本平家建	十六坪
構内助役詰所	同	七坪半
保線助手詰所	同	十坪
乗降場者(電車上り)	同	六十坪
官舎		三戸

破損

本屋一、乗降場一、浴場一、官舎七戸、貨物上屋一、給水臺一、貨物ホーム及通路一體。

(東神奈川驛長談)

第十五節 内務省横濱土木出張所

(イ)本所の運用と緊急修理の諸救護

蟬集せる多數罹災者を、船舶又は土木出張所構内建物等に收容したのであるが、一方海陸の交通物資の収集、配給等の活動は、實に船舶によらざれば如何ともする事能はず、特に小蒸汽船の活動に倚つたのである。當時小蒸汽船としては、風珠潮さつき、桐櫻東雲の六艘を所有してゐたが、折悪しく船員不足と用水の缺乏とのために、運用全く意の如くならず、僅に一二艘を運轉し得たのみで、他は空しく繫留するの外なかつた。多數の港内に於ける船舶の罹災によつて、一般避難者の輸送、救護用物資の陸揚げに支障を來たしたが、縣港務部並に水上警察署より、當所船舶の出動、應援を求め來るや、同部を介して入港諸船舶より用水の供給を受けたのであるから、船員も漸く來集し、茲に全船の活動を見るに至つたのである。尙清水港より來接せる霧島田子の浦を併せて、一般救護に盡力し、一方海軍と協力して、大棧橋並に岩壁の應急工事に従事し、晝夜を分たず活動せしめたのである。運轉此の如く繁劇であつたのであるから、損傷も亦頻々として起り、其都度、當所機械工場に於ては、應急修理を施したが、時に電力の供給全く不能となつたので、當時専ら人力に倚るの外なく、不便を極めたのである。幸にして船舶運用に支障を免かれたのみならず、市内鐵工場は殆ど全滅したのであるから、市及工兵隊用器具機械の修理、製作に應援することを得たのである。

(ロ)一般救護

所員傭人の救護は、前述の如く繁劇多忙を極めてあつた。一般救護に於ても、主として水上の作業を擔任し、避難民の輸送と救護物資の陸揚げとは、港務部と水上警察の要求に應じて、所屬の小蒸汽船を應援せしめ、大棧橋の根元連絡假船橋、棧橋兩側連絡床張工事に就ては、海軍と協力して、其工事を分擔した。且つ傳馬船、土運船、錨等を提供して、日夜工事を進め、岸壁に於ては、假設に係る四號、五號殘存せる一號、二號、六號を合はせて、本船五隻、大棧橋には同じく四隻、總て同時に九隻の繫船を得せしめ、日々増加せる入港船舶の救護品並に建築材料等の陸揚げに便にする等、努めて一般救護に盡力したのである。同所震災救護事務日誌の中から海上の救護に盡された行動を抄記すれば左の如くである。(同所記録)

震災救護事務日誌

大正十二年九月

一日 午前十一時五十八分、大激震起る。瞬時にして應舎其他の建物悉く大破傾斜し、諸員必死を期して、舍外に逃れ出でたるも、土地の龜裂より濁水盛に迸出し、屋外に在るも尙且危険なるを以て、一時高島驛構内線路上に避難す。

同時に市内各所に火災起り、烈風之に加はり、忽ちにして全市猛火の街となり、市外逸出の途

横濱土木出張所

全く杜絶せるを以て、萬一の場合船舶により海上に避難するの外なし。其内旋風起り、建て聯ねたる横濱船渠の倉庫屋根數十丈の上空に捲上げられ、鐵板の落下すること宛然木葉の風に翻へる如く、危険謂ふばかりなし。午後六時半頃、一部は船舶に避難し、他は其儘線路上に凄惨なる一夜を徹し、後何れも船舶に避難せり。

火は横濱驛及船渠を劃として鎮火し、本所は幸に災厄を免れたり。

三日 此日船舶避難者、珠潮、浮島其の他現在約六十人。

郵船南洋丸無線電信にて、激震範圍東京より西名古屋までと傳ふ。

小蒸汽船運轉用水必要となり、現在量を調査せるに、龍神に三十噸、浮島に二十噸、其他を合せ約七十噸あり。各船に通達して節約使用せしむ。

四日 本日より大破せる廳舎室内にて執務。南洋丸無線電信に依頼し、初めて清水港修築事務所へ通信す。

五日 コレア丸内港務部假事務所に對し、港内碇泊汽船より飲料水徵發に付交渉す。

八日 郵便電信各局の現業、及救護部として廳舎一部貸付。

十日 珠潮丸を港務部に貸與、避難民及救恤品の運送に従事せしめ、さつき號を水其他雜運搬に従事せしむ。

市より重要案件相談會を開くに付、所長の出席を求め來る。

十一日 さつき號故障。清水より來接せる田子の浦丸を運轉す。明治丸より救恤品外米六十袋、神瑞丸よりバナ、十籠を受取る。

十三日 霧島を軍艦球磨に貸與。

水運搬東雲丸。

十四日 原田技監、安河内知事、横濱稅關長、本日港内視察の旨、横濱市長へ通知。

十五日 船舶避難者全部構内建物に移す。

軍艦球磨艦長來所。棧橋應急工事に付打合す。

原田技監及所長、救護局へ出張。

二坪積傳馬船五隻、七坪積土運船二隻を球磨に貸與。棧橋根元假船橋架設に著手。

十七日 海軍省より百噸給水船を借受け、罐水用に使用。

桐に代り、櫻號を港務部に貸與。

四日頃より來集せる罹災者船舶及構内建物に收容せる者、本日現在總數二百二十三人。

牧土木試驗所長來所。

二十日 米松其他を徵發し、大棧橋兩側間連絡假橋架設著手。假船橋架設終了。

廿一日 解船及米松材徵發。

海軍省土運船と共に、五號岸壁に假棧橋架設著手。

廿五日 大棧橋兩側間連絡假橋架設終了。

廿六日 五號壁岸假棧橋終了。

廿七日 土木局長來所、工事被害狀況視察。

廿九日 四號岸壁棧橋架設著手。

同 十月

十日 港復舊工事のため鈴木技師本日より來所。

十六日 大棧橋根元連絡假木橋工事著手。

二十日 復舊第一二三工場設置。

第十六節 市内各警察署

一 加賀町警察署

加賀町警察署は災前山下町二百三番にあつた。其の管轄區域は市の中樞部たる關内一圓及元町で、地元の戸口は多からねど、管内には内外の官公衙會社銀行工場倉庫等多きことゝて、之に通勤し來る者や、税關構内の定著的勞働者などが多く、晝間は常に部内の人口に幾倍するの人口を有する。

當日署内には署長森警視以下三十三名勤務中で、外に外來者三名あり、留置場には四名の拘禁者がゐた。尙ほ署外の勤務員が三十五名あつた。署の廳舎は煉瓦造りの二階建て、建築後約五十年を経過せることゝて、最初上下動の起るや、忽ち大破壊に及び、尋で起つた横震を経て全潰を遂げた。署員の多くは屋外に飛び出すの違もなく、倒潰物の下敷となり、後に署長始め大部分は脱出し得たけれども、尙且巡查部長一名、巡查五名、使丁一名、計七名壓死して、市内の七署中最も多く犠牲者を出だした。

震後二三分とも経たぬ間に、管内外の各方面に火災起り、其の特に署に近きものは、廳舎の西約一町を隔つ二百二番館邊りの火で、風下のことゝて忽ちにして延焼し來り、

消防に著手する間も一物一紙を搬出する逸もなく、約一時間にして廳舎は焼失し、同時に管内を擧げて他署管内と連互する一大焦土と化したのである。

當時署員の避難し得た者は、極力僚友の救助に努むると共に、一面留置者全部を解放し、更に附近に於ける民衆の救助に従事したが、火の廳舎を冒すに及んでは、最早手の著けやうもなく、署長は署員の全部を間近なる横濱公園内に集合せしめ、潮の如く寄せ集まる避難民の救護に従事した。當時署の活動しつゝある旨を避難者一同に知らしめ、且つは署員の相互の連絡を保たん爲め、一枚の破戸を附近の倒れ家より持ち來らしめ、焼炭をもつて署名を大書し、之を一樹下に立掛けた。是れ實に災後に於ける最初の署廳舎であつたのである。各派出所も悉く焼失したが、當時詰員の行動にして推稱に値すべきものも尠しとせなかつた。のみならず、非直員としても亦同様であつたのである。非直員中一名の壓死を出だした。翌二日署長は子息の歿死したに拘らず、依然として公園地内に勤務し、署員約十名も勤務し、救護に努めた。三日には戒嚴令が布かれて、警備は行渡り、署としては、各府縣より來援の警官隊と力を協せて之を幫助すると共に、主として救護事務に執掌し、連日連夜の奮闘を續けたことであるが、之を一々記述することは略する。署廳舎は五日までは公園内の樹下に焼トタンを立掛けて之に充て

ゝゐたが、五日、三井物産會社の好意に依り、其の建設に係るバラックに引移り、更に公園の一隅に假廳舎の成るに及び、十月二日を以て引移つた。

二 山手警察署

山手警察署は、市の東南部なる山手町、中村町の丘陵部、根岸町の大部分及本牧町等、丘陵地、溪谷地及其の間に展開する平坦地を管轄區域となす。此内山手町は外人の住宅地域で、大厦高樓建ち並び、其の他は平坦地には人家が櫛比してゐるけれども、丘陵地は概して人家が稀薄である。

當日午前十時半より署員の多數は劍道の稽古を爲し、正午近く一同道場より立出でんとする刹那、突如として激震を感じたことで、煉瓦造りの廳舎は一堪まりもなく崩潰した。良田署長以下署員二十七名の中、十數名の者は逸早く廳外に避難したけれども、署長以下數名は倒潰煉瓦の下敷となり、殊に内田警部補は即死を遂げた。避難し得た署員等は直に協力して、僚友の救助に努めつゝあるうち、約二十分にして署の南方なる某外人住宅より發した火は、忽ちにして署廳舎に延焼し、内田警部補の死體及下敷となつた儘の安達巡查部長及中村巡查は之を救ひ出だすの逸なく、一同は署の東南方約四

町なる獨逸病院跡に避難するの已むなきに至つた。當時拘留囚三名は釋放したけれども、取調中の少年一名は壓死した。派出所及駐在所十一箇所の約半は焼失した。其の後本署は三時頃、山手公園内に幹部を置いて、避難民の救護に従事しつゝ、夜を徹し、翌二日には本牧町字箕輪の一民家に移ると共に、非番員の召集し得らるゝ者を召集して、合體勤務せしむることゝした。當時騷擾状態を呈した山元町方面を警戒する爲め、根岸町字柏葉の民家に署の出張所を設け、四日には根岸橋の邊りにも出張所を置き、警戒及救護に努めたが、斯くする中、諸府縣より來援の警察隊も配置され、戒嚴令も布かれて、警備状態は行渡つた。其後の活動に關しては記述を略する。十月十三日、本牧町字大鳥に急造された暑假廳舎が落成したので、即日之に引移つた。直後の騷擾状態は當署部内に於て最も甚だしかつたのであつて、之が鎮壓を爲すの苦心は一方でなかつたのみならず、管内には恰好の避難場所多く、其の後も殘存家屋を目指して來る者相踵ぎ、之が保護取締には多大の苦心を拂つたことであつた。

三 伊勢佐木警察署

伊勢佐木警察署は市内の最も殷賑なる地域を管轄し、伊勢佐木町一丁目なる吉田橋

畔に在つた。激震の襲ふや、煉瓦建の廳舎は忽ちにして崩壊し、一部は河中に落込んだ。署内に執務中なりし芝署長以下署員三十四名は逸早く署外に避難したが、署員一名並に使丁一名は不幸にして壓死した。當日拘留囚二十二名、行政處分未済の者七名、保護中の者一名居たが、拘禁設備の崩壊したのが幸となつて、其の大部分は解放し得たけれども、拘留囚の中一名及保護人一名は壓死したらしく思はれる。署員一同は、差當り署附近に於ける罹災民の救助に盡くしてゐたが、直後、町内其他附近各町より發した火は、忽ちにして署に延焼した。當時間近に在つた消防署も倒潰類焼して、何等の方途を執り得なかつた。最早斯くなりては萬事休す矣。署長は已むなく署員一同をして任意罹災民の救助及避難地の指示に當らしめ、火災終了後は直に集合すべき旨を命ずるの外はなかつた。斯くて管内の大部分は一望の焦土と化し、歿死者を出だすこと一萬餘、市内各署中最も多きを算した。二日取敢へず久保山派出所を以て本署假事務所となし、署長以下當番非番を問はず、六十八名出揃ひ、尙櫻木町、庚耕地、井土ヶ谷、富士見耕地、お三宮、弘明寺の各地に警部補以下數名、多きは十一名を配置して、救護及治安の保持に努めしめ、狀況の變化に應じて配置所を増加し、不眠不休の活動を開始した。四日以來諸府縣より來濱せる警察の應援もあり、殊には戒嚴令も布かれて、治安上には危惧を感せ

ざるに至つた。六日暑假事務所を久保山なる太田小學校に移した。震災當日、管轄内に在る派出所駐在所二十二箇所の中十六箇所焼失したことなどは、殆ど物の數でもないのであるが、部内の損害としては記さぬ譯にゆかぬ。越えて十三年秋、地を梅ヶ枝町に相して、應舎の半永久的建築を爲すの運びに至つた。

四 壽警察署

扇町五丁目なる壽警察署は市内の中樞に近き釣鐘新田地域の南部及大岡川以南、堀割川以西の丘陵地全部を管轄する。署の應舎は大正十年の新築に係るブロックコンクリートの二階建物で、當時市内の各署中最新最堅のものであつただけに、今次の大震でも極めて最小の損害を受けただけであつたが、只應舎の敷地底に敷設してあつた水道の大鐵管が破裂して、土臺に緩みを生じた爲に、應舎は幾分傾斜してゐた。然るに午後一時頃に至り、長者町方面の火を受けて、遂に書類、什器諸共焼失するに至つた。

當日、之より先き署長長谷川警視は、郷里山梨縣へ賜暇旅行中で、出志久保首席警部が代つて署務を統べてゐたが、署員約三十名は何れも窓より遁がれ出でて、一人の死傷もなかつた。當時留置場に監禁してあつた六名の者は、直に正規の解放を爲し、尙横濱區

裁判所に署員附添ひ、同行中の一名は、該署員と共に奇蹟的にも死を免かれ、其の儘解放された。程なく管下隨所より發火して、本署も亦類焼するや、署長代理以下署員一同は、單に署附近に於ける人命救助を爲すより外に採るべき方法とはなく、各自之が爲に必死に働いたけれども、火災の刻一刻に猛烈となるや、個々の人命を救助するよりは、火焰の包圍に氣付かざる多數の民衆を安全地域に誘導するの緊急適切なるを認め、主として之に全力を注ぎ、多くは中村町及根岸町方面の丘地に避難せしめた。部内の派出所二十三箇所、其の過半は焼失したが、詰員も多くは同様の方途に出でた。必ずしも其の爲のみではないが、部内は戸口多きに比較しては死傷者を多く出ださなかつた。當日午後三時頃、本署の幹部は中村町なる唐澤派出所に集まつて、此處を假署となしたが、同所も亦危険に瀕したので、四時頃唐澤の民家に移り、四日更に同所の植木會社倉庫に、九日同町字山田の民家に移つたが、十月九日に至り、中村町字道場なる縣揮發庫跡に假應舎の建築が成つて之に引移つた。當時採つた應急措置の仔細に亘つて記すことは略するが、部内八幡橋派出所詰の羽根井巡查が、該地界限の秩序著るしく、紊れたるを憂ひ、二日正午頃、土地の有志新井國三郎外六名と相議り、一同磯子町に碇泊中の發動機船に塔乗して、横須賀軍港に急航し、鎮守府司令長官に面接して實情を述べ、其の結果同

夜十一時半巡洋艦五十鈴外驅逐艦二隻の來濱を得、陸戰隊上陸して秩序の維持に従事し、日ならずして民心の安定を見るに至つたことは、實に當意即妙の殊功として特筆すべき事であると謂はなければならぬ。

五 戸部警察署

戸部警察署は戸部町六丁目に在つて、戸部町其他市の西部一帯を管轄地域とする。震災の起るや、木造二階建の廳舎は、忽ち壁崩れ、瓦落ち、檐傾きて、大破程度に及んだけれども、半潰にも至らなかつた。署長遠藤警視は、之より先き午前十時頃所用あつて縣警察部へ出頭してゐて、署員一同は悉く廳外に避難し、兩三名の負傷者を出だすに過ぎなかつた。直に拘留囚及行政留置者七名を解放した上、専ら附近民衆の人命救助及避難場所の指示に従事し、午後一時には署長も歸署した。其の中、各方面に火災が起つたので、署長は署員を手別けして之に嚮はしめ、消防に従事すべき旨を命じた。當時水道斷絶したる上、烈風吹き荒んだこととて、猛火に對することは實に容易の業でなかつたのであるが、而も署員は地元住民と力を協はせて、或は破壊作業を爲し、或は溝水を注ぎなどして、必死の力を揮つた結果、兩三箇所は幸に火勢を挫き得て、遂に延焼を免かれしめ

たのであつた。此間、鹽田方面よりの火は本署員及消防署員極力の活動も其の功を奏せず、午後四時頃に至つて遂に類焼するの已むなきに至つたが、書類帳簿の一部は辛うじて搬出することを得た。午後六時、藤棚派出所を以て假署となし、二日午後五時には第一中學校に移つた。署外に在つた署員の遭難は、伊藤・福島の二巡查部長であつたが、中にも伊藤部長の如きは家族五名と共に歿死して、一家全滅の悲運を見たのである。救護事務に就て記述することは略する。十月十二日、焼失廳舎跡に建築のバラック廳舎が竣工したので之に引移つた。

六 神奈川警察署

青木町・神奈川町・子安町一帯及市外の二村を管轄する神奈川警察署は、今次の震災に其の廳舎が幸に小破程度で、火災をも免かれ、市内の七署中唯一の免災廳舎であつた。部内の各街は海岸方面に於て稍、甚大の震害を見、所々に火災を伴ひ、合計三千餘戸を鳥有に歸せしめ、慘狀を呈したのであるけれども、關内・關外方面の被害極めて劇甚なるに比すれば、大局より觀て先づ輕微であつたと謂はなければならぬ。當時署として火災の防止に努め、延焼を免れしめたのみならず、其の他避難民の救護・警戒警備等の應急措

置等に關し、多大の活動を爲したことは、他の署に於けると毫も逕庭はないのである。殊に本地域は災後の不穩状態が甚だしかつたのみならず、東京に赴く要衝に當ることとて、避難民の來往するもの潮の寄するが如く、各地方よりの來援者も概ね本地域を通過したることとて、之に處置するの要務は頗る繁劇を極めたのであつた。

七 横濱水上警察署

水上署は、海岸通一丁目なる西波止場入口に在つて、間口十間、奥行十二間三尺の木造二階建であつたが、第一震と共に廳舎は大破して、前方に傾斜し、殆ど半潰状態となつた上、直後一時間とも経たぬ内、隣接の縣測候所、縣港務部等を焼いた火は、直に延焼して、一物を取らだすの邊もなく、忽ちにして類焼した。當日署内には、署長大川警視を始め警部、警部補、巡查部長以下二十數名あり、監房には留置人一名あり、激震を感ずるや、一同恙なく屋外に避難し、留置人に對しては直に大石を以て扉を打碎き、之を解放した。署の管轄する新波止場派出所も類焼し、谷戸橋辨天の二派出所も亦地盤と共に流失したが、北港口及子安の二派出所のみは小破程度であつた。尙ほ署の活動機關たる常用船は、小蒸汽船「やよひ」二隻の外に發動機艇六隻、端舟十一隻を有してゐたが、此内、一

隻を残しただけで、他は悉く燒毀沈没又は行衛不明となつた。署の中、半ヶ谷巡查は、刑事被告人を推送して横濱區裁判所に在りし際、同廳舎倒潰の爲に壓死した。直後總て無一物のことゝて、署長を始め署員は、只燒失廳舎の邊りを根據となし、之を假廳舎と思惟して、應急施爲に従事するの外はなかつた。港内の救護及警備としては、殘存の小蒸汽船「一號」一隻と、二日取敢へず借入れたる發動機船一隻とに依りて、辛うじて之に當つてゐたが、四日戒嚴令の發布と共に、警備事務は凡て軍隊に移ることとなつたので、署としては、主として物資の陸揚、配給及海上避難民の輸送、罹災者の調査等に全力を注ぎ、尙十二日より、縣訓令に基き、西波止場入口に檢問所を設けて、署員を配置し、又出入の内、外船舶に對しては、高等係五名をして一々臨檢せしめ、非違を戒め、思想上の取締を爲した。

秩序の回復するに及び、元廳舎の隣接地に平家建の假廳舎を設けられ、二十二日より茲に事務を開き、引續き所々の假派出所も成り、尙ほ常用船は、其の後各種の艇船、端舟等を一隻二隻と民間より借入れて使用しつゝあつたが、十月三日、發動機船一隻を購入し、たを手始めとして、漸次に發動機船二隻及小蒸汽船一隻を購入し、殘存の「一號」を合せて、茲に機械船の數は五隻となり、端舟も一時行衛不明となりしもの三隻を發見した外、別

に購入の分を加へて、間もなく災前の勢力に劣らざるに至り、署員一同引續き活動を爲しつゝある。

第十七節 神奈川縣港務部輸入獸類検査所

一 震災當日検査所收容中家畜調

大橋慶次郎	御影丸	神洋丸	滿洲丸	日英丸	七〇	食用牛	青島
阿部五六七	一〇	〃	〃	二五	三五	同	同
門田龍次郎	〃	〃	〃	四二	四二	同	天津
兒波吉郎	〃	〃	〃	五〇	五〇	同	天連
田中正治郎	〃	〃	〃	〃	三八	同	大連
竹内慶太郎	一〇	〃	〃	〃	三九	同	青島
原田勝之助	〃	〃	〃	〃	三五	同	同
甲子正治	神洋丸	〃	〃	〃	三五	食用豚	大連
岩崎正輝	伏見丸	〃	〃	〃	一	種用豚	倫敦
農商務省	一五二	一五二	〃	〃	一五二	緬羊	同

二 收容動物管理飼與

イ 管理 大地震が起ると同時に、厩舎は破壊或は倒潰して、動物は鎖を切つて、自由

神奈川縣港務部輸入獸類検査所

に構内を駆け廻り逃げやうとするので、當日は倒れかゝつた舎内へ追し込み、出入口を塞いで逃げるのを防いだ。翌二日は全部整理し、所有者別に繋いで、管理人及支那人牧夫に飼養管理させた。斃死動物は危険を恐れて埋めた。

○ 飼養 罹災家畜中食用牛は、検査期間短期であるから、輸入業者が補給する飼料は數日で差支へる程少量である。然るに震災の爲、二百十九頭の飼料が缺乏し、他より補給の道なく、全く困窮した。依つて空地より雜草を刈り來り、これを九月二十日の解放日まで給與したので、僅に餓死を免れたが、食牛は見るかげもなく、瘦せ衰へてゐた。

ハ 飲料水 飲料水が缺乏したので、構内の各所を發掘した處が、第九牛舎脇で、深さ六尺の所から水が出た。海水の増減に依つて多少の鹽分を含んでゐたが、これを唯一の飲料水として、亦使用水にも用ひた。

ニ 輸入獸類検査に關する應急措置

検査所、検査所、並に獸類消毒所等は、使用の出來ないほど破壊された。當時收容家畜の飼料給水を消毒する器具器械、消毒する藥品なども缺乏し、検査實施上、大なる困難を來した。獸醫官は斯る際に萬一家畜傳染病でも發生した時は、一大事であるから、家畜收容中は當分の間、横濱港へ輸入の家畜、並に其屍體消毒をする獸毛類の検査停止する

件を申請した。

大震災に依り、市内瀧頭町に在る本縣港務部の輸入獸類検査所、及び獸毛消毒所は、構内に至る所龜裂を生じ、建物は全部倒潰し、使用に堪へるものはなく、又市内山下町東波止場輸入獸類検査所は、全部倒潰後全焼し、獸類の繋留検査及獸毛消毒は、實施不可能なるにより、設備復舊に至る迄、當分の内、横濱港に於て、輸移入家畜並に其の屍體、犬及支那アラビヤ以外の地より輸入移入せる鶏鶩を除く、及び消毒を要する輸移入獸毛類に限り、検査停止せるやう御詮議の上、至急發令方御取計相成様致し度、此段申請候也

大正十二年九月二日

神奈川縣知事 安河内麻吉

農商務大臣男爵 田健次郎殿

右九月三日附の申請に對し、農商務省から九月七日には布村技師、九月十日には佐藤技師、九月十二日山脇技師が來濱し、狀況視察の上、縣知事の申請した、検査停止方に關する件は、實狀に鑑み、臨機の措置なることを認め、同時に震災當時繋留中の検査未了の家畜の處分を先決として、一面將來の検査方針に關し、議すことに決し、九月十六日、小野獸醫官は内務省及農商務省に出張し、各省當局と熟議の結果、この際家畜牛の内特に食用

牛は、検査をすることにした。その理由は、食用牛は輸入牛多く、且食量缺乏の際、民衆が安價な生肉を得るには、青島肉より他にはないからである。尙傳染病發生の場合には、英斷的の措置を取ることを條件とし、検査中並に隣接屠場に應急的假設備を施し、一回五十頭に限り、検査を行ふこと、將來必要に應じて、漸次擴張することに協定した。九月十五日、次の如く農商務省告示第二百二十八號が發布された。取敢へず検査構内にバラック牛舎二棟、飼糧置場、牧夫室、検査官詰所の建設に掛り、十月十二日に竣工した。隣接の屠場では震災の爲、竹内社長以下、重役全部死亡した。東京府下大崎町木村条丸、臨時に會社を代表して、九月十七日より修繕工事に著手し、十月二日竣工した。其後一回食牛を輸入したが、一回五十頭では當業者が收支償はず、持久困難であると申出たので、更に頭數を増す計畫をなし、小野獸醫官は、農商務省に出張し、其實狀を訴へ、協議の結果、山脇農商務技師が來濱して、視察の上、繋留舎を増設することに協定し、既に十一月十五日を以て、別記の通り農商務省告示百五十九號が發布せられた。當時罹災地所在の屠場は多くは閉鎖し、屠殺牛の輸送困難の際、食用牛の輸入を繼續し、震災地に生肉供給は一機關となつて、滋養食量の補給に多大な功績を擧げた。輸入は頗る順調で、検査も成績良好で、一度も牛疫は發生しなかつた。七月七日には別記の發令があつて、震災時

の検査の制度は徹廢され、全く震災前の状態に復した。

農商務省告示第二百二十八號

神奈川縣横濱港に於て検査すべきものは、大正十二年十月二日以後、當分の中、犬及び青島より輸入する一回五十頭以内の畜牛、並に緬毛アル、バカカシミヤ毛及肉屑等を除く外、その物に付き検査をなすべきものは、他の検査港に於てその検査を行ふ。

大正十二年九月十九日

農商務大臣 男爵 田 健 次 郎

農商務省告示第二百五十九號

大正十二年九月十九日農商務省告示第二百二十八號は左の通り改正す。

大正十二年十一月十五日

農商務大臣 男爵 田 健 次 郎

神奈川縣横濱港に於て検査すべきものは、大正十二年十月二日以後、當分の中、犬及び青島より輸入する一回五十頭以内の畜牛、並に緬羊毛、駱駝毛アル、バカカシミヤ毛及肉屑等検査をなすべし。そ

神奈川縣港務部輸入獸類検査所

の他は他の検疫所に於て検疫を行ふ。

大正十二年九月十九日

農商務大臣 男爵 田 健 次 郎

一六〇

農商務省告示第二百五十九號

大正十二年九月農商務省告示第二百二十八號は左の通り改正す。

大正十二年十一月十五日

農商務大臣 男爵 田 健 次 郎

神奈川縣横濱港に於て検疫すべきものは大正十二年十一月十五日以後當分の内、犬、鷄、鶩、青島より輸入する一回百頭以内の畜牛、並に緬羊毛、駱駝毛、アルパカ、カシミヤ毛及び肉屑、皮類を除く外、其の物に付き検疫をなすべきものは、他の検疫港に於て其の検疫を行ふ。

農商務省告示第十六號

大正十二年十一月農商務省告示第二百五十九號は之を廢す。

大正十三年七月七日

農商務大臣 高 橋 是 清

四 検疫所設備の應急措置

大正十三年一月十六日起工、十月二十五日竣工、正門建坪十八坪半一棟、事務所、宿直室、消毒室各一棟、附屬便所。

大正十二年十月十日起工、十月二十四日竣工、食用牛検疫應急設備として、敷地三百坪を地ならし、假牛舎三棟、調理室、牧夫室、検疫官詰所各一棟、假牛舎三棟、建坪八十五坪、五十頭收容二棟、十四頭收容一棟、調理室及牧夫室一棟、建坪十五坪、飼料置場、調理室、牧夫二區劃、検疫官詰所一棟、建坪二坪二合五、其他検疫官事務室及藥品置場。検疫所及び検査所復舊工事に關しては、大正十二年九月二十三日、其計畫をたて、内務省當局と折衝を重ねること前後數十回にして、之が經費支出の令書を受理した。大正十二年二月三日より工事に著手し、同年の七月に竣工した。十三年七月七日、検疫制限徹廢と同時に、總ては震災前の状態に復した。

五 震災當時繫留せる家畜の解放處分

震災當時は多數の動物を收容してゐたので、飼料・飲料水の缺乏に困窮した。食用牛の如きは瘦せ衰へて、今にも餓死しさうであつた。當業者は保護政策上、家畜の處分法

に就いて、農商務省に稟議した結果、東京方面の輸入業者は、當局が斡旋することを主張し、左記の方法に依り、繋留家畜の解放を實施した。

大正十二年九月九日

神奈川縣知事殿

農商務省畜産局長

支那畜牛屠殺に就いては、貴縣輸入獸類檢疫所隣接の屠場に於て施行の事に相成候處、今回の震災により、該屠場破壊し使用不能に陥り候。ついては速に應急設備相成様致度、尙此の際臨機の措置として、現在の繋留の畜牛は、東京大崎屠場に於て屠殺せしめ度候。然る可く御配慮相成度候。追而打合せの爲め、佐藤技師派遣致す可く候條、御承知相成度候。

右の實施に就いて、佐藤農商務技師は來濱して、檢疫官と熟議を遂げ、東京方面に向ける食用牛は、左記の條件を嚴守して、東京府下大崎町帝國中央屠場株式會社經營の大崎屠場で屠殺することを合議した。尙當業者及び東京方面の警戒と、防疫施設は、農商務省及び警視廳に於て、監督をすること依託した。

合議條件

一 震災當時檢疫所に收容中の東京方面へ仕向けの食用牛は、今回に限り、大崎屠場を指定する事。

一 解放頭数は、一日五十頭以内を制限すること。

一 檢疫所より解放せる頭数は、屠場到着の場合、即日全部屠殺を終らしむること。

一 解放牛の輸送は、海路又は、陸路を輸送し、陸路徒歩輸送の場合は、國縣道を経由し、神奈川縣と東京府下の管轄境界を六郷川と定め、相互に於て、途中防疫獸醫一名を派遣し付添はしめ、途中警戒規約遵守、消毒及事故發生の際は、處置等を監督の任に當らしむること。

一 輸送の際には、必要な消毒藥品及汚物掃除器具を携帯せしめ、萬一死體處分を要するが如き事故を生じたる時は、現所に於て處置し、消毒の完了するにあらざれば、其の地を移動せしめざることを。

一 防疫上事故發生の場合は、管轄地の當局へ公報し、英斷的措施を施すこと。

一 牛三頭毎に一名の割にて、人夫を役使し、又十頭に對し、一名の補助人夫を付添はしむること。

一 當業者には豫め充分に其の注意を徹底せしめ、監督者の指揮命令を遵守し、規約違反をなしたる場合は、處罰することを約定すること。

一 今回の計畫は、將來の惡例とならざることを絶対條件とすること。

斯くて輸送する道の状況を視察したところが、街路・橋梁到るところ破壊して、輸送は甚だ困難であることが解つた。且掠奪が諸々に行はれるといふので、途中規約を實施するには、更に警戒する必要があるので、小野獸醫官は神奈川青木町南地の戒嚴司令部

に、食牛輸送に對し、軍隊の警備を頼んだところ、直に承知して、磯子方面警戒隊本部歩兵第五十七聯隊長宛に、港務部より依頼あつた時は、武装せる歩兵若干名で警護させよといふ命令書を受たので、陸路輸送許可の旨を輸入者等に通告し、早速實行に着手せしめた。九月十三日、東京方面の輸入業者は、準備を整へて來たが、牛を愈々牽ぎ出さうとした時、連日の飼糧不足と、給水の不足に、牛は疲勞してゐて、とても東京まで歩かせることは出来なかつた。依りて水路輸送に變更して、當業者は漸くのこと、山羊二三十頭を積める解船を得て、曳船に依つて品川沖に回漕し、大崎屠場に最も近接した地點に著き、當日屠殺すべき頭数を陸揚げして、前項の約定を履行した。警視廳當局の監督の下に、屠場に繫付け屠殺することに協定した。再び左記の條件で、第二回輸送をやつたところが、成績頗る良好で、且安全な結果を得た。引續き十月十四日より十月二十日までに、通計八十八頭を七回に海路輸送で、東京方面の食用牛の全部を解放した。某所有者の牛が一頭斃死しただけで、他に事故はなかつた。

水路輸送の規約

- 一 曳船内に検査官が適當と認むる責任者を同乗せしむること。
- 一 船内に於て牛が死んだ時は、死體は検査所に返却處分をなすこと。

一 船内に汚物用四斗樽二個、掃除具及消毒薬を携帯せしむること。

一 検査所へ返還した汚物は、検査所に於て處分すること。

一 航海中の事故、陸揚げ後の状況、屠殺数は検査所に報告すること。

次に横濱市内の當業者は、食用牛に對しては、倒壊した隣りの屠場の一部を供用し、必要な應急修繕を施し、縣當局と協議し、衛生上遺憾のない程度で、毎日少數の屠殺を命じ、九月十一日より同月二十日までに、通計八十七頭を解放した。

- イ 食用豚二十六頭も隣接屠場に於て屠殺し、一部は東京方面へ屠肉として供給し、九月二十三日に解放した。

○ 八月十一日、英國から輸入した種用牡豚は、検査の結果、肺炎と決定したので、隔離して治療をなし、十月八日まで豫防接種を施した。健康次第に恢復したので、輸入者に、當分隔離し、豫防注射を繼續するやうに勸告して、十月十四日、假解放をなし、健康恢復の場合は、検査官が出張して再診することにした。一月十三日、検査の出願があつたので、小野警官が検査した。

- ハ 政府輸入の緬羊一百五十頭は、農商務省畜産課に於て、一時支部種羊場へ避難される計畫で、九月二十四日、鐵道開通と同時に無事輸送した。

是より先き、平時には輸入、獸類検査が終つた時には、税關へ通知を發し、通關手續を終らなければ、一切解放しない規定であつたので、獸醫官は取扱ひ手續に關し合議の結果、

震災時に於ける繋留動物に限り、検査官に解放及び処分方法を一任し、解放の後、物件及び數量を通知することとした。九月二十二日附緬羊百五十一頭、九月二十五日附食用牛二百七十一頭、食用豚二十六頭及び種豚一頭の解放済みの通知を發した。左に解放家畜の數表を示す。

罹災食用検査成績

(船名)	(收容月日)	(收容頭數)	(隣接屠場へ)	(大崎屠場へ)	(検査中斃)	(計)
御影丸	八月二十日	二七四	一	三〇	一	四一
神洋丸	八月廿七日	三八	二四	一三	一	三八
濟洲丸	八月廿七日	五〇	一一	三七	〇	五〇
日英丸	八月卅一日	一五一	四一	一〇四	五	一五〇
(計)						二七九

罹災輸入豚検査成績

(船名)	(收容月日)	(收容頭數)	(隣接屠場へ)	(大崎屠場へ)	(検査中斃)	(計)
神津丸	八月廿七日	三五	二六	一	九	三五
伏見丸	八月十一日	一	一	一	一	九
(計)						三五

罹災緬羊検査成績

(船名)	(收容月日)	(收容頭數)	(隣接屠場へ)	(大崎屠場へ)	(検査中斃)	(計)
アラビヤ丸	八月二十九日	一五二	一	一	一	一五一
(計)						一五一

支那種羊場へ避難

震災當時神奈川縣輸入獸類検査所の帝國中央屠場に於て屠殺せる支那産食用牛屠殺數は左の表の如し。

(屠殺種類)	(大橋慶三郎)	(阿部五六七)	(門田瀧次郎)	(兒波吉郎)	(川口善次)	(甲子正治)	(計)	(合計)
九月十四日	七	一三	三	一	一	一	三	二四
同十五日	七	一三	三	一	一	一	三	四六
同十六日	一六	五	七	一	一	一	二一	一五
同十七日	一六	五	七	一	一	一	二一	三〇
同十八日	一六	五	七	一	一	一	二一	二八
同十九日	一八	一三	四	五	一	一	二八	二一
同二十日	一八	一三	四	五	一	一	二八	二〇
(計)	三一	三二	二七	二一	二六	一三	一八四	一八〇
(通計)	六二	三五	三五	三七	五	一三	一八四	一八〇

六 震災時特別勤務

震災害により、一般常務以外に所内の警備、食糧の供給、公衆救護、秩序維持等に相當盡

神奈川縣港務部輸入獸類検査所

力しなければならぬので、九月四日、獸醫官は職務の分掌を定め、専ら勤務の統一を計り、特に負傷者救護に従事した。九月二日、福田衛生課長と協議し、罹災負傷者に急救治療を施すことの承認を得て、負傷者の治療に従事した。又市民の食糧輸送、罹災者保護、外國人保護等に力を盡した。

尙獸醫官等は、警備係、食糧係、連絡係、救護係、夜警係等の各勤務に分けて、各自これを分擔して活動した。二日後、市内各所から流言蜚語が傳へられ、各自の家庭を放任しておくのは危険なので、獸醫官は家族全部を檢疫所に召集し、相互一團となつて、睦しく實務に當つた。又檢疫所の構内に各自協力して、假宿泊所を急造し、一同合宿することになつた。家族は自ら進んで職員來客の接待、傷病者の看護、罹災者慰問等に盡力した。九月十一日より港務部の事務開始するや、小野獸醫官、三橋獸醫官、補宮原檢疫官、齋藤守警取締等が應援した。

間もなく市内一般に秩序が回復したので、九月廿四日には合宿所を解散し、夜間の警戒は、宿直員を設けて交代に勤めた。食糧及び其他の配給に關しては、獸醫官が縣廳及び市役所に出頭し、市の田村庶務課長に合議し、檢疫所内避難民五十五名、隣接屠場管理人家族人員八名、緊留動物牧夫十八名、船塵消毒所員五名、長濱檢所員四十五名の食糧を

別に配給してくれるやうに交渉の結果、磯子町方面へ配給の際、配給してくれることになつた。九月十日以後配給は、港務部本部より受けた。

發動機艇及自動車の運用 震災當日から常務を廢することは出来なかつたので、直に實施の用意をした。而し本部と本港とは遠く離れてゐたので、若し交通機關が杜絶した時には、實務の遂行上不便で、最も苦痛とするところであつた。然るに常備の發動機艇鳩丸は本部に回航してあり、破損はしてないが、モーター油がない爲め、使用せずあるとのことであつたから、五日午後直に檢疫所に回航するやうに機關士に命じた。當夜途中で故障を生じ、翌六日早朝檢疫所に回航した。而し揮發油が缺乏してゐて運轉が出来ないので、禪馬工場各自動車會社等あらゆる方面を探索して、漸く八幡橋の金澤自動車會社からモーター油を手に入れ、運轉が出来たので、直に河線連絡通路を調査したところ、途中橋梁墜落し、護岸は崩壊してゐたので、交通することが出来なかつた。更に海面連絡を開始した。同日午後磯子自動車會社からモーター油二十二罐を購入することを得た。其の後は日々の連絡事務、檢疫船へ臨檢等の常務は、極めて敏活且遺憾なく遂行された。殊に中村町から磯子方面一體の市民救済係小宮山市主事の活動は、非常な功績を擧げた。又税關倉庫からの配給米の輸送にはいつも敏捷に援助した。